

目 次

教育内容・方法

1. 年間履修登録単位数	1
2. 大学院のF D活動	11
3. 社会福祉学研究科のシラバス	55

教育研究交流

4. 教育研究交流	67
-----------	----

学位授与・課程修了の認定

5. 文学研究科「課程博士」の授与件数	79
6. 文学研究科「学位論文」の審査基準	97
7. 文学研究科博士後期課程「課程博士」の取り扱い	147

学生の受入れ

8. 文学部国文学科における入学者数比率・在籍学生数比率	163
9. 社会福祉学部における在籍学生数比率	167
10. 教育学部における入学者数比率・在籍学生数比率	169
11. AO入試における入学定員数	173

研究環境

12. 短期・長期の国内外留学及び海外研修	175
-----------------------	-----

教員組織

13. 専任教員1人あたりの学生数(S T比)	185
-------------------------	-----

図書・電子媒体等

14. 図書館利用環境	199
-------------	-----

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学

(評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
1	基準項目 指摘事項	<p>教育内容・方法</p> <p>1年間の年間履修登録単位数については、文学部、教育学部において、2年次以上は上限が設定されておらず、社会福祉学部では、資格取得の関係から60単位（1セメスターあたりの履修単位数の上限については30単位）とし上限が高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>文学部：1年次の共通科目のみ年間40単位を設定しているが、2年次以降上限を設定していない。 教育学部：1年間に履修登録できる単位数の上限は、1年次に導入しているのみである。 社会福祉学部：1セメスターあたりの履修登録単位の上限を30単位としている。</p>
	評価後の改善状況	<p>履修制限（CAP制）について、平成23年度の教務委員会及びカリキュラム改革検討委員会において、次のとおり検討を行った。 【平成23年度におけるCAP制についての主な審議状況】 第6回教務委員会（H23.8.25） ・平成22年度の平均履修単位数において、文学部各学科の2・3年次生は、年間40.8（神道3年）～56.9（国史2年）の間で分布していたが、教育学部の1年次は38.8と少なく、2年次以降は69.7（2年）、57.1（3年）のように、履修単位が非常に多い。 ・履修制限は、カリキュラムとの関連性が高いため、現代日本社会学部（社会福祉学部から発展的に改組）が完成年度となる平成26年度入学生からの新カリキュラムについての検討と並行して、履修制限を検討すべきである。 ・現行カリキュラムにおいては、卒業要件科目についての履修制限として、文学部及び現代日本社会学部は年間48単位以内を目安として、指導教員から</p>

	<p>の個別指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学部では、教員及び保育士の養成を主な目的として教職・保育士課程科目を自学科の専門科目に取り込んでおり、複数の教員免許・資格を取得していないと採用試験に合格できない実状を考慮すると、免許・資格制度の根本的な改革及びカリキュラム改革なくして、現行カリキュラムでこれ以上制限単位を削減することは難しい。 ・教育学部で教員免許を取得する場合、全く無駄なく単位を修得して卒業したとしても、小学校＋中学（国語）で 171 単位、小学校＋中・高（保体）で 175 単位必要であり、実際には最低単位数での修得は厳しいことや、主に 1～3 年次に科目を配当することを考慮すると、教育学部では 60 単位を上限とせざるを得ない。 <p>平成 23 年度第 6 回カリキュラム改革検討委員会 (H23.11.25 開催)</p> <p>・教務委員会からの提案に対する各学科からの意見の集約</p> <p>平成 23 年度第 7 回カリキュラム改革検討委員会 (H23.12.16 開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教学運営会議への答申内容のまとめ <p>以上をふまえ、平成 23 年度第 10 回教学運営会議 (H24.1.13 開催) に対して行った「教務関連の諸課題について（答申）」の中で、平成 24・25 年度と 26 年度以降に分けて、検討結果を報告した。</p> <p>この答申により、次のとおり対応している。</p> <p>①平成 26 年度入学生からの新カリキュラムについての検討と並行して、履修制限を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムのスリム化 ・教育学部の専門科目から教職課程科目を分離することが可能であるか。 <p>（ただし、この処置では根本的な解決には至らないため、免許制度や採用試験の改革が必要であると考える。）</p> <p>②現行カリキュラムにおいては、卒業要件科目についての履修制限として、文学部及び現代日本社会学部は年間 48 単位以内を、教育学部では年間 60 単位以内を目安として、指導教員からの個別指導を平成 24 年度より行っている。</p> <p>③教育学部の基礎科目等、一部の科目の配当年次を平成 24 年度から 1 年次に下げたことにより、教育学部 1 年次生の平均履修単位数が 47.8 単位（前年度 +9.6 単位）となった。これにより次年度の 2 年次生は、平均履修単位数が 58 単位程度となること</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>が予想されることから、学年間の履修単位数のばらつきを改善することができた。</p> <p>④社会福祉学部については、平成 21 年度末をもって学生募集を停止しており、平成 21 年度入学生の通常修業年限での卒業が平成 24 年度であることから、履修制限の変更は行わない。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「履修制限（CAP 制）についての学生への指導について」 ※平成 24 年 3 月に行った指導教員に対する通知 ・平成 25 年度履修要項（P.31） ・カリキュラム改革検討委員会「教務関連の諸課題について(答申)」
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

平成 24 年 3 月 27 日

指導教員の皆様へ

学生支援部（教務担当）

履修制限（CAP 制）についての学生への指導について

学生に対する履修制限についての指導内容を教務委員会で審議の結果、平成 24 年度は、システムによる強制的な制限は行わず、下表の基準を目安として、指導教員よりご指導いただくこととなりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、CAP 制の厳密な運用を行うには、カリキュラムと併せての検討が大前提ですので、平成 24 年度は、あくまで仮運用（目安）として学生にお伝えください。

下記の履修制限単位数の目安は、学部別の基準値から、前年度の成績状況（GPA）により緩和されるような設定となっております。今後、平成 26 年度からのカリキュラム改定に向けて、取得資格や CAP 制と併せて教務委員会でも検討が行われますので、運用上の課題等についてお気づきの点がございましたら、教務委員を通じ、学生支援部教務担当までお知らせください。

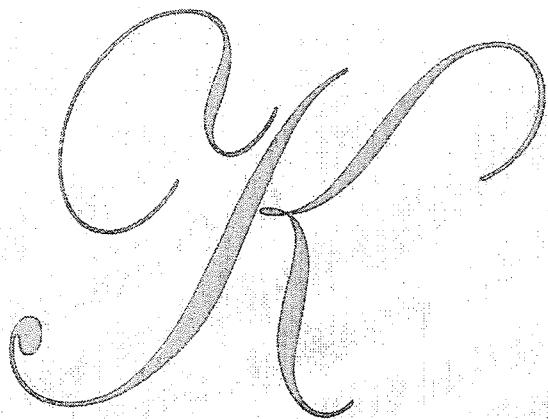
記

履修制限単位数の目安

条件	学 部	履修制限単位数(年間)		
		文	教育	現日
基準値(上限)		48	60	48
前年度GPA	2.5 以上 3.0 未満	52	64	52
	3.0 以上	56	68	56

※以下については、履修制限の対象外となります。

- ・ 4 年次生
- ・ 卒業要件外の科目
- ・ 認定科目



KOGAKKAN
UNIVERSITY

平成25年度

履修要項

皇學館大学

文学部

教育学部

現代日本社会学部

文学研究科

教育学研究科

神道学専攻科

6. 単位制度

セメスター制

授業科目は、各カリキュラム表において下表のように配当年次（配当セメスター）が定められており、指定された配当以降の年次において履修が可能となります。また、本学は2学期制で前期（4～9月）を春学期、後期（10～3月）を秋学期としています。

配 当 年 次	1	2	3	4
配当セメスター	1	2	3	4
	5	6	7	8

単位制

大学における学修は単位制で行われています。単位制とは修業年限（最低4年間）中に卒業に必要な単位数を修得する制度です。

一つの授業科目は授業及びこれに要する事前・事後学修時間を基礎として構成されており、この「基礎」を単位といいます。このように単位とは学修の量を示すものです。各授業での事前・事後学修の内容については、科目担当者から配布されるシラバスを参照して下さい。

なお、1単位に必要な授業時間数を本学では以下のとおり基準を設けています。

1単位に必要な時間数

区 分	時 間
講 義	15時間
演 習	15時間又は30時間
外 国 語 科 目	30時間
実験・実習・実技	30時間又は45時間

履修制限

上記で説明したとおり、事前・事後学修が単位修得の条件となっていることから、むやみに履修科目を増やすのではなく、カリキュラム表やシラバス等を参考にして、自身の履修計画に基づき登録科目を精選することが、確実な単位修得につながります。

そのため本学では、以下の表に示した履修制限単位数を目安として、前年度の成績状況も参考しながら指導教員等とよく相談の上で、各自の修得状況に合った履修計画を立てることとしています。

履修制限単位数の目安

条件	学 部	履修制限単位数（年間）		
		文	教育	現日
基 準 値（上限）		48	60	48
前年度G P A	2.5以上3.0未満	52	64	52
	3.0以上	56	68	56

※4年次生、卒業要件外の科目および認定科目は、履修制限の対象外となります。

平成 23 年 12 月 16 日

教学運営会議

委員長 清水 潔 様

カリキュラム改革検討委員会
委員長 深草正博

教務関連の諸課題について(答申)

1、委員会

カリキュラム改革検討委員

深草教学担当学部長(委員長)、松本 丘、三品理恵、岡野友彦、川村一代、
小木曾一之、橋本雅之、深津睦夫
(事務担当)川口昭二、山村智彦、木村成吾

カリキュラム改革検討委員会開催日時

第1回	平成 23 年 6 月 24 日(金)	13 時 30 分～14 時 45 分
第2回	平成 23 年 7 月 13 日(水)	第 5 回教務委員会(合同開催)
第3回	平成 23 年 8 月 25 日(水)	第 6 回教務委員会(合同開催)
第4回	平成 23 年 9 月 20 日(水)	第 8 回教務委員会(合同開催)
第5回	平成 23 年 11 月 2 日(水)	第 11 回教務委員会(合同開催)
第6回	平成 23 年 11 月 25 日(金)	16 時 30 分～18 時 10 分
第7回	平成 23 年 12 月 16 日(金)	16 時 30 分～17 時 50 分

2、教務関連諸課題及び提言

課題： カリキュラム改革(スリム化・魅力化等)

提言： 学生及び教員の負担減のためにも、卒業要件科目については、土曜日及びV限目を開講する必要が生じない程度まで、開講科目を削減する必要がある。

カリキュラムの大幅な改定については、現代日本社会学部の完成年度を待つて、平成 26 年度カリキュラムより変更することとし、平成 24・25 年度については、科目の精選による不開講にて対応することとしたい。

なお、カリキュラムにおける当面の方向性は以下のとおりであり、平成 26 年度からの新カリキュラムは、平成 24 年内での確定を目指として、引き続き検討を行う。

【全科目について】

- 必要な科目(学生が求めている科目)を精選するため、受講者が 5 名以下

の少人数科目については、卒業要件及び資格取得に関わる必修科目を除き原則不開講とする旨を、「履修要項」等にて学生及び担当教員に明示する。

【各学科専門科目について】

- ・ 神道学科、国史学科については、現状のカリキュラムは精選された科目のみでの設定となっているためスリム化による科目的閉講は困難であるが、魅力化の観点から、科目的再編成を検討する。
- ・ 国文学科については、現在不開講の「原典入門」「書誌学文献講読Ⅱ」及び開講中の「書誌学文献講読Ⅰ」を24年度以降のカリキュラムから閉講する。なお、科目名称への時代表記付記については、その方法を検討中である。
- ・ コミュニケーション学科については、平成24年度は不開講を予定している4科目（「スポーツとコミュニケーション」「スポーツ文化論」「神道とコミュニケーション」「文化交流論」）に関しては、新カリキュラムから閉講する。
- ・ 教育学科について、専門科目的学年配分の見直しを平成24年度カリキュラムから行う。
また、本学の特色として設定された「関連科目」（全11科目）は、6～8セメスター配当の選択科目であり、必修科目及び資格科目を取得するだけでも時間割上厳しい現状から履修者が少ないため、「日本伝統文化教育論」（深草教授）、「和算を使った数学教育」（深川講師）を残して、他はH25年度からは閉講する。なお、「日本伝統文化教育論」は必修とする。
- ・ 現代日本社会学科については、「文化継承実習Ⅰ～VI」のうち「雅楽」及び「和歌」を平成26年度より閉講する。

【教職課程及び資格課程科目について】

- ・ 法令上求められている必要科目・単位数に比して、必修として過重な履修を学生に対して課していないか、再検討が必要である。（選択科目化へ）

【共通科目について】

- ・ 共通科目的改革については、本学生としての質の保証・初年次教育・教養教育・就業力育成等を鑑み、カリキュラムの見直しについて教育開発センターとの協力により検討を進めることとし、本学の学生が在学中に正課及び正課外学修において身につけるべき力について、改めて整理を行う。
- ・ 「外国語」においては、内容及びレベル別けについて再検討するとともに、第2外国語をはじめとした、学生に必要な科目的精選を検討する。
- ・ 「伝統の心と技」に関して、種目を見直すことにより、例えば、社会人となった際に直接的に役立つようなものも取り入れる等、本学の推奨科目として理由付けできるものへの整理・変更の検討を教育開発センターへ要請

する。なお、教育学科の関連科目の一部については、「伝統の心と技」科目群へ移行した方が良いと思われる科目もあるため、検討を行う。

【教育行事について】

- ・ 全学的に実施されている教育行事（参拝見学・山室山参拝・神宮参拝・研究旅行等）について、授業科目との関連付けによる単位化を検討するとともに、本学としての伝統継承教育の方法・体制について、現行にとらわれず新たな目での検証を行う。
- ・ 上記見直しに関連して、社会福祉学部や現代日本社会学部で実施し、学生の退学者数の減少に資していると考えられる、初年次の早い段階での宿泊研修の全学実施も検討を行う。

【その他】

- ・ G P A の利用について、現在は教育実習・保育実習の履修要件、及び副専攻の認定条件として利用しており、教育学部においては、ゼミ生の選抜や教員採用試験推薦者の選抜にも利用している。また、神務実習などの履修条件としても検討されているが、その他の利用（進級要件、学内奨学金採否要件、等）についても検討を行う。

課題： 大学基準教会の認証評価において「助言」があったC A P 制への全学科対応についての検討

提言： C A P 制への対応の可否はカリキュラム構成と密接に関わることから、平成 26 年度からの新カリキュラム改定における科目的配当や免許・資格課程への切り出し等と併行して準備を進めることとする。

なお、その検討の方向性は次のとおりとし、各学科及び事務局にて問題点がないか、現在確認中である。

- ・ 導入時期は、平成 24 年度及び 25 年度に関しては、あくまでも指導レベルでの制限とし、平成 26 年度以降については、新カリキュラムの状況により厳格な運用の可否について検討を行なう。
- ・ 履修制限単位は原則として、文学部及び現代日本社会学部は年間 48 単位、教育学部は年間 60 単位以内を目処として、指導教員等より学生に指導を行うが、前年度のG P A によって、履修制限の緩和を行う。
- ・ 全学部とも、4 年次はC A P 制の対象外とする。
- ・ これに伴い、学生が計画的・効率的に学ぶために、各学科別及びコース別の資格取得を視野に入れた標準的な履修モデルを学生に示す。

以上

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
2	基準項目 指摘事項	<p>教育内容・方法</p> <p>文学研究科、社会福祉学研究科ともに、FDについては、担当者が任命されるだけで実質的な活動が行われていないので、今後、大学院の教育改善に資するFD活動となるように早急な検討が必要である。</p>
	評価当時の状況	<p>文学研究科：実質的な活動が行われていない。 社会福祉学研究科：担当者を任命しているだけで、実質的な活動にまでいたっていない。</p>
	評価後の改善状況	<p>FDについては、全学の大学院委員会で審議され、そこでの決定を受けて各研究科もそれに対応することとしている。</p> <p>平成24年度は大学院改善検討委員会で更に検討し、教育開発センターとの連携により、下記のようなFD活動を実施している。</p> <p>①国文学専攻では、修士論文の中間報告、博士論文の中間報告、専門学会等での研究発表の予行を兼ねて合同研究発表会を開催している。そこには、複数の教員が参加し、指導をおこなっている。</p> <p>②研究計画書・研究実施報告書を改訂し、それぞれ前期課程・修士課程はA4一枚、後期課程はA4二枚分の計画書・報告書を研究科委員会に提出し、全院生の研究課題を教員全体で共有することとした。</p> <p>③修士論文の評価報告書を研究科委員会に提出し、評価基準の明確化・標準化を目指している。</p> <p>④平成24年6月8日に、先進的な大学院教育پ</p>

	<p>ログラムを実践している名古屋大学大学院文学研究科の教員（周藤芳幸教授）を招いて「人文系大学院の教育改革－学位プログラムの確立に向けて－」と題してFD講演会を開催し、大学院教育担当教員の教育方法に関する意識改革をおこなうとともに、具体的な教授手法についても新たな知見を得た。</p> <p>社会福祉学研究科については、修士論文の中間報告および提出後の報告などから、論文評価基準の標準化を図るべく、指導教員以外の教員からの助言、大学院生による授業改善を含めた意見交換などによって、FDの深化を進めた。しかしながら、平成23年3月31日に社会福祉学研究科の学生募集を停止し、最後の学年の修了とともに平成24年3月31日付けにて廃止したため、更なる改善へは及んでいない。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年春季ゼミ合宿要項 ・研究計画書・研究実施報告書根拠議事録 ・平成24年度FD講演会 ・平成25年度履修要項(pp.237~268)
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

平成22年春季皇學館大学大学院社会福祉学研究科

合同ゼミ合宿スケジュール

下記のスケジュールで行う予定ですので宜しくお願ひいたします。

3月22日(月)

時間	内 容	場 所	備考・担当者
13:30 -13:40	現地集合 開会・日程説明		総合司会 福井
13:40 -14:30	▽発表及び質疑応答 M1(大西)		コーディネーター 坂本・福井
14:30-15:20	▽発表及び質疑応答 M1(坂本)	皇學館大学 まちなか研究室 事務室	コーディネーター 大西・福井
15:20-15:40	休憩(20分)		
15:40 -16:30	▽発表及び質疑応答 M1(福井)		コーディネーター 大西・坂本
16:30-17:00	休憩(予備時間)		
17:00 -17:30	総評		
17:30 -18:00	片付け 移動		
18:00 -	夕食	雪月花(仮)	
20:00	解散		

※ 発表時間は、一人発表30分、質疑応答を含め50分を予定しております。

第2回文学研究科委員会議事録

一. 日 時 平成21年4月15日(水)
17時24分～18時00分

二. 場 所 伊勢学舎記念館

三. 出 欠

出席者 21名

伴学長	清水研究科長	井後教授	市川教授	上野教授
大串教授	大島教授	岡野教授	河野教授	島原教授
白山教授	高倉教授	中村教授	半田教授	深草教授
深津教授	松浦教授	本澤教授	安江教授	渡辺教授
小木曾准教授				

欠席者 2名

掛本教授 新田教授

(事務局出席者) 3名

堀井事務部長 山村学務課長 水本総務課長

四. 審議事項

1. 人事について

(省 略)

2. 日本学術振興会特別研究員の受け入れについて

(省 略)

3. 研究計画書(案)・研究実施報告書(案)について

清水研究科長が別紙資料に基づき、現在、博士後期課程学生に課している「研究主題及び指導教員届」「研究概要及び研究計画届」「研究概要」と同様に、研究の推進、専攻教員による内容把握を目的として、修士課程・博士前期課程の学生にも、年度当初に計画書を、年度終りに報告書を提出させることとしたと説明した。

また、本年度より大学院生の研究旅費が予算化されたが、詳細な要項は、社会福祉学研究科との調整の必要があり、大学院委員会で審議の後、5月の文学研究科委

員会で審議をお願いすることとすると補足した。

清水研究科長から、計画書・報告書を提出させることについて諮られて、特に質問・意見もなく、了承された。

続いて、様式について諮られ、意見交換の後、現行の博士後期課程の様式の変更を含めて再度検討を加えること、清水研究科長より諮られて、了承された。

4. その他

(省 略)

五. 報告事項

1. その他

(省 略)

第3回文学研究科委員会議事録

一. 日 時 平成21年5月20日(水)
18時07分～18時44分

二. 場 所 伊勢学舎記念館

三. 出 欠

出席者 19名

清水研究科長	井後教授	上野教授	大串教授	大島教授
掛本教授	河野教授	島原教授	高倉教授	中村教授
新田教授	半田教授	深草教授	深津教授	松浦教授
本澤教授	安江教授	渡辺教授	小木曾准教授	

欠席者 4名

伴学長	市川教授	岡野教授	白山教授
-----	------	------	------

(事務局出席者) 3名

堀井事務部長心得	山村学務課長	水本総務課長
----------	--------	--------

審議事項に入る前に、清水研究科長より、要旨次の通り説明した。

(省 略)

四. 審議事項

1. 皇學館大学大学院学則の一部変更（案）について

(省 略)

2. 日本学術振興会特別研究員の受け入れについて

(省 略)

3. 修士論文題目及び指導教員について

(省 略)

4. 博士後期課程学生の研究主題及び指導教員について

(省 略)

5. 研究計画書及び研究実施報告書の様式について

清水研究科長が別紙資料に基づき、前回までの審議で意見を頂き、改めて纏めたものであることとして、内容を説明した。

清水研究科長から詰られて、特に質問・意見もなく、了承された。

6. 日本学生支援機構奨学生の推薦について

(省 略)

7. その他

(省 略)

五. 報告事項

1. 大学院学生の研究支援のための旅費支給基準及び旅費申請等に関する要項について

(省 略)

2. 平成20年度リサーチ・アシスタント実施報告について

(省 略)

3. 神職課程履修者就職個別面接について（4年生・大学院生を含む）

(省 略)

4. その他

(省 略)

第3回文学研究科委員会議事録

一. 日 時 平成22年5月19日 (水)
16時06分～16時25分

二. 場 所 伊勢学舎記念館

三. 出 欠

出席者 24名

清水研究科長	井後教授	莉木教授	上野教授	大島教授
岡田教授	岡野教授	小木曾教授	掛本教授	河野教授
小孫教授	白山教授	田浦教授	高倉教授	田口教授
中村教授	橋本教授	半田教授	深草教授	深津教授
松浦教授	毛利教授	本澤教授	松本准教授	

欠席者 2名

伴学長 新田教授

(事務局出席者) 3名

堀井事務部長 山村学務課長 水本総務課長

四. 審議事項

1. 大学院における10月入学及び9月修了について

(省 略)

2. 博士学位請求論文の受理について

(省 略)

3. 博士後期課程1年次生の研究主題及び指導教員について

4. 博士前期（修士）課程1年次生の研究主題及び指導教員について
(省略)

5. 研究実施報告書・研究計画書の扱いについて
清水研究科長が、要旨次の通り説明した。

「大学院生に研究実施報告書、研究計画書について、2部提出させることにしていい
るが、扱いについて、1部を指導教員、1部を専攻で共有する形としたい。」
清水研究科長から諮られて、特に質問・意見はなく、原案通り了承された。

6. その他
特になし。

五. 報告事項

1. 神職課程履修者就職個別面接について
3. 平成22年度神宮実習について
(省略)

4. その他
(省略)

第3回大学院委員会議事録

一. 日 時 平成24年5月16日(水)
16時14分～16時22分

二. 場 所 皇學館大学9号館大会議室

三. 出 欠
出席者 26名
清水学長
(文学研究科)

半田文学研究科長	井後教授	莉木教授	上野教授	大島教授
岡田教授	岡野教授	河野教授	白山教授	高倉教授
新田教授	橋本教授	深津教授	松浦教授	本澤教授

松本准教授

(特命教授) 毛利教授

(教育学研究科)

深草教育学研究科長 小木曾教授 小孫教授 田口教授 中村教授
吉田教授 有門准教授 片山准教授

欠席者 1名

(文学研究科)

田浦教授

(事務局出席者) 4名

川口学生支援部長 中井学生担当課長 山村教務担当課長
小瀬古総務部課長補佐

四. 審議事項

1. 平成25年度特別研究生の受入について

(省 略)

2. 博士前期(修士)課程1年次生の研究主題について

(省 略)

3. 長期履修生の履修期間の短縮申請について

(省 略)

4. 神宮特別奨学生について

(省 略)

5. その他

(省 略)

五. 報告事項

1. 平成23年度研究実施報告書及び平成24年度研究計画書について

半田文学研究科長（総務担当）が、別紙資料の平成23年度研究実施報告書及び平成24年度研究計画書の説明をし、今後の研究指導に役立てていただくよう依頼し、報告した。

2. その他

（省 略）

教育開発センター主催

平成 24 年度第 1 回 F D 講 演 会

教育開発センターでは、下記のとおり、平成 24 年度第 1 回 FD 講演会を企画しております。本学のより充実した大学院教育を考えるにあたり、様々な示唆を得ることが期待される本講演会、奮ってご参加下さいますよう、お願い申し上げます。

記

日時：平成 24 年 6 月 8 日（金）

16:30～18:00（終了予定）

場所：本部大会議室

講師：周藤 芳幸氏（名古屋大学大学院文学研究科教授）

演題：「人文系大学院の教育改革
—学位プログラムの確立に向けて—」

問い合わせ

教育開発センター(5号館2階)

内線：6331



KOGAKKAN
UNIVERSITY

平成25年度

履修要項

皇學館大学

文学部

教育学部

現代日本社会学部

文学研究科

教育学研究科

神道学専攻科

大学院について

目 的	<ol style="list-style-type: none">1. 本大学院は、神宮皇學館大學の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命としています。2. 博士前期課程及び修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としています。3. 博士後期課程においては、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと目的としています。
特 色	<ol style="list-style-type: none">1. 文学研究科は神道学専攻・国文学専攻・国史学専攻によって構成されている研究科であって、わが国の伝統的文化の究明とその発揚に主眼がおかれていています。2. 教育学研究科には教育学専攻を置き、高度職業人としての教員、実践的な教育研究者及び指導的教員の養成を目指します。3. 校地は神宮の鎮まります清浄閑静の地にあり、かつ神宮と本学とは特別の関係があるので、国文・国史学及び神道の研究には絶好の位置と環境にあります。4. 学会の碩学と中堅の教授が、緊密な協力のもとに研究と教育を進め、学生の指導については専門分野に応じて各教授が分担して、徹底した個人教育を期しています。5. 国文学・国史学及び神道の分野における、おびただしい貴重な文献・資料を所蔵し、わが国学界の至宝とされている神宮文庫及び徵古館を自由に利用することができます。6. 教育学専攻においては、現職教員などの社会人受入れのため昼夜開講制とし、現代の教育上の諸問題に対する臨床的実践力を身に付けるための教育研究を行って、総合力、応用力を有する高度な専門職業人及び教育学の研究者を育成します。
長期履修について	<p>本大学院の学生が、職業を有する等の理由により入学後に長期履修を申請する場合は、各年度の1月31日（秋学期入学者は7月10日）までに「長期履修申請書」及び「在職証明書」を当該研究科長に提出してください。</p> <p>また、長期履修を許可されている学生が、その期間の短縮を希望する場合は、「長期履修期間の短縮申請書」を4月28日（秋学期入学者は10月31日）までに当該研究科長へ提出してください。</p> <p>なお、期間短縮を許可された場合は、支払うべき残りの学費をまとめて支払うこととなります。</p>
9月修了について	「皇學館大学大学院 教務内規」第3条（P.276）を参照。
学部科目の履修について	本大学院の学生が、資格取得を目的として本学学部授業の履修を希望する場合は、科目等履修生（この場合の検定料・登録料・履修料不要）の申請を学生支援部教務担当に行ってください。

大学院の3つのポリシー

1. 各研究科の人材養成（教育）目的

文学研究科 博士前期課程

各研究領域において培われてきた研究方法と専門的知識を身につけるとともに、その学問的修練を通してわが国文化に対する確固たる姿勢を確立して、社会の諸課題に取り組む意欲を有する高度職業人、もしくは研究者を目指しうる人材、もしくは教養豊かな社会人の養成を目的とする。

文学研究科 博士後期課程

各専門分野において自立した研究活動を行うに足る能力を有する人材、また、身につけた研究能力を活かして社会の諸課題に積極的に対処しうる高度な職業人の育成を目的とする。

教育学研究科 教育学専攻 修士課程

学士課程における学修と本学建学の精神を基礎に、より専門的な教育諸科学の知識と技能を身に付け、今日の教育課題に真摯に対応できる能力を持つ、初等教育ならびに中等教育における教員を養成することを目的とする。

2. ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

文学研究科

各専攻の博士前期課程及び後期課程の教育目標を以下のとおりとし、前期課程においては修了に必要な単位を修得し、修士論文の審査に合格した場合に修士（文学）の学位を与える。博士後期課程においては修了に必要な単位を修得し、博士論文審査に合格した場合に、博士（文学）の学位を与える。

神道学専攻

博士前期課程

1. 神道学を構成する祭祀、神道古典、神道史、神道神学、宗教学の五分野に関する概括的な知識を有する。
2. 神道学に関する基本文献を独力で正確に読み進めることができる。
3. 神道学に関する研究課題を設定し、研究をおこない、修士論文を作成する。
4. 神職資格を持つ院生にあっては学部学生を指導しつつ、神社への奉仕という実践を通じて神社界を広く知悉する。
5. 日本の宗教文化に関する幅広い知識を有し、日本における神道の存在意義を考究する。

博士後期課程

1. 神道学を構成する祭祀、神道古典、神道史、神道神学、宗教学の五分野の何れかに関する専門的な知識を有する。
2. 神道学の何れかの専門分野に関する研究課題を設定し、関連する文献を読み進めることが出来る。
3. 設定した研究課題について、独創的で精緻な研究を行い、論文形式で、または口頭で発表できる。
4. 神職資格をもつ院生にあっては神職としての自覚と責任のもと、種々の活動を通じて神道教化を実践する。
5. 神道と日本の宗教文化に関する高い識見を有し、社会の諸課題に対処しうる能力をもつ。

国文学専攻**博士前期課程**

1. 国語・国文学に関する概括的な知識を有する。
2. 国語・国文学に関する基本的な文献を独力で読解し、味読できる。
3. 自ら国語・国文学に関する問題を設定し、学問的考察をおこない、その結果を論理的に発表できる。
4. 中等教育機関や文化行政の現場において専門的能力を活かすことができる。
5. 日本の言語文化に関する幅広く、柔軟な見識を有し、社会の諸課題に積極的に対処する意欲を持つ。

博士後期課程

1. 国語・国文学に関する専門的な知識を有する。
2. 国語・国文学に関する文献を独自の観点から読解し、問題点を見出すことができる。
3. 国語・国文学について独創的な研究をおこない、論文形式で、または口頭で発表できる。
4. 高等教育機関において国語・国文学に関する基礎的な教育をおこなうことができる。
5. 日本の文化に関する高い見識を有し、社会の諸課題に対処しうる能力を持つ。

国史学専攻**博士前期課程**

1. 国史学に関する概括的な知識を有する。
2. 国史学に関する基本文献や史料を独力で読解できる。
3. 国史学に関する研究課題を設定し、史料蒐集をして学問的考察を行い、その結果を発表できる。
4. 中等教育機関や博物館施設、文化行政の現場で学問的能力を活かすことができる。
5. わが国の歴史や文化、伝統を正しく理解し、現代社会の諸問題を見つめなおすことができる。

博士後期課程

1. 国史学に関する専門的な知識を有する。
2. 史料を独自の観点から分析し、問題点を見出すことができる。
3. 歴史学について独創的な研究を行い、論文または口頭で発表できる。
4. 高等教育機関や博物館施設等において、国史学に関する教育・研究などの活動ができる。
5. わが国の歴史や文化、伝統に関する高い見識を有し、現代社会の諸問題に対処できる能力を持つ。

教育学研究科

教育学専攻

修士課程

教育学専攻修士課程の教育目標を以下の通りとし、そこで修了に必要な単位を修得し、修士論文なしし「特定の課題についての研究の成果」の審査に合格した場合に、修士（教育学）の学位を与える。

1. 教育学・教科教育学等の教育諸科学に関する概括的な知識を有する。
2. 教育諸科学のいずれかの専門分野に関する研究課題を設定し、関連する文献を読んだり、データーを分析することができる。
3. 自ら設定した研究課題に対して、学問的に考察し、その結果を修士論文なしし「特定の課題についての研究の成果」として発表できる。
4. 初等及び中等教育機関で修得した高度な専門的能力を活かすことができる。
5. 日本の伝統文化に対する深い識見を持ち、それを子供たちに伝えることができる。

3. カリキュラム・ポリシー

文学研究科

文学研究科においては、特に以下の二点を各専攻に共通するカリキュラムポリシーとしている。

- (ア) 階梯的に教育内容を積み上げてゆく。
- (イ) 専攻全体で教育をおこなう。

各専攻は、下記のカリキュラムポリシーに従って教育課程を編成し、教育研究活動を推進する。

神道学専攻

博士前期課程

1. 課程修了には、30単位以上の単位取得を必要とする。
2. 基礎・基幹・展開と階梯的に授業科目を設定する。
3. 修士論文提出までに中間発表会を開催して、全教員・院生のアドバイスを受ける。
4. 学習履歴を鑑み、社会人入学生や外国人留学生等には学部の授業科目の履修を奨励する。なお、その取得単位を大学院の単位とすることができます。

博士後期課程

1. 課程修了には、16単位以上の単位取得を必要とする。
2. 授業科目は、基礎科目と基幹科目とから成る。
3. 「基礎科目」については、指導教員の「特殊研究」4単位以上を必修とする。
4. 「基幹科目」は、雑誌論文3本（うち査読論文1本以上）の発表を以て12単位の単位取得と見なす。
5. 論文作成については、複数の指導教員がこれに当たる。
6. 各学年において博士論文の構想・中間報告を実施する。

国文学専攻

博士前期課程

1. 課程修了には、30単位以上の単位取得を必要とする。
2. 基礎・基幹・展開と階梯的に授業科目を設定する。
3. 「課題研究」については、学生個別のそれとともに、専攻学生と担当教員全員が参加する「共同課題研究」の時間も設ける。
4. 各学生の「課題研究」の指導には複数の指導教員（主・副）がこれに当たる。
5. 修士論文提出までに中間発表会を開催して、全教員・院生のアドバイスを受ける。
6. 学習履歴を鑑み、社会人入学生や外国人留学生等には学部の授業科目の履修を奨励する。なお、その取得単位を大学院の単位とすることができます。

博士後期課程

1. 課程修了には、16単位以上の単位取得を必要とする。
2. 授業科目は、基礎科目と基幹科目とから成る。
3. 「基礎科目」については、指導教員の「特殊研究」4単位以上を必修とする。
4. 「基幹科目」は、雑誌論文3本（うち査読論文1本以上）の発表を以て12単位の単位取得と見なす。
5. 論文作成については、複数の指導教員（主・副）がこれに当たる。
6. 各学年において博士論文の構想・中間報告を実施する。

国史学専攻

博士前期課程

1. 課程修了には、30単位以上取得を必要とする。
2. 基礎・基幹・展開と階梯的に授業科目を設定する。
3. 講義・演習科目は時代区分にしたがって設定する。
4. 「課題研究」については、主に修士論文作成のために正副指導教員から個別の指導を受ける。
5. 社会人入学生や外国人留学生等には、国史学に関する基礎的な知識を習得するために、指定の学部の授業科目も履修して、大学院の単位とすることができます。

博士後期課程

1. 課程修了には、16単位以上の単位取得を必要とする。
2. 授業科目は基礎科目と基幹科目からなる。
3. 「基礎科目」については、指導教員の「特殊研究」4単位以上を必修とする。
4. 「基幹科目」は、雑誌論文3本(うち査読論文1本以上)の発表を以って12単位の単位取得とみなす。
5. 博士論文作成に向け、正副指導教員の個別指導を受ける。

教育学研究科

教育学専攻

修士課程

本研究科の履修上の特色は、学生のみならず、現職教員、社会人、外国人にも各人のめざす目的に応じて、開かれたシステムとなっていることである。

1. 課程修了には、30単位（学校心理士をめざす者は32単位）以上の単位取得を必要とする。
2. 現職教員等職業を有する等で必要と認められる者に対しては、希望により「長期履修制度」適用し、その学修を保証するために昼夜開講制をとる。
3. 授業科目は、基礎、専門、演習・研究と階梯的に設定されている。
4. 専門は「教育科学分野」、「個別教育分野」、「教育課題分野」の3つの分野に分かれ、各人がめざす方向（初等教育教員・中等教育教員・実践的教育研究者・指導的教員・学校心理士）によって適宜選択する。
5. 学生の研究指導は、主研究指導教員と副研究指導教員の複数指導体制をとり、修士論文ないし「特定の課題についての研究の成果」の指導に当たる。

4. アドミッション・ポリシー

文学研究科

本学文学研究科では、本学の建学の精神を理解し、日本文化を究明するとともに、学問を通じて身につけた力をもって社会の諸課題に対処しうる人材を養成することを教育の目的としている。そこで、本研究科では次のような人材を求める。

博士前期課程

1. 高い専門性を備えた職業人をめざす学生・社会人で、専門的知識とその研究方法を身につけて、現場においてそれを実践しようとする意欲を有する者。
2. 専門研究者をめざす学生・社会人で、専攻分野についての問題意識を有し、研究活動を遂行するための基本的能力を身につけようとする者。
3. 社会人で、改めて専門的知識と研究方法を学ぶことによって、生涯に亘って自らの見識と教養を高めてゆこうとする者。

4. 外国人留学生で、日本の文化を深く専門的に学ぼうとする者。
5. 専門分野の学士課程修了者またはそれと同等の学力を有する者。

博士後期課程

1. 専攻分野に関する強い問題意識を有し、専門的な研究活動をおこないうる能力をもつて社会に貢献しようとする意欲を有する者。
2. 専攻分野に関する強い問題意識を持つとともに、研究活動を遂行するための基本的能力を身につけており、将来自立した専門研究者をめざす者。

教育学研究科 教育学専攻

修士課程

本教育学研究科では、本学建学の精神を理解し、その研究を通じて培った力をもって、複雑・多様化する現代の教育課題に対処しうる人材を養成することを教育の目的としている。したがって、本研究科では、学生(本学・一般・帰国)、社会人、現職教員、外国人の中から次のような入学者を求める。

1. 幅広い教養と高度な専門的知識を基に、現代的教育諸課題を解決する高度専門職業人としての幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教員になろうとする意欲のある者。
2. 教育諸科学の学修を基に、教育現場における実践と理論を統合する研究に携わりたいと意欲を持つ者。
3. 現代の教育諸科学を多面的に理解し、理論的に裏打ちされた対応の仕方や解決の方策を提示できる、指導的教員になりたいと意欲を持つ者。
4. 学士課程修了ないしそれと同等の学力を持つ者。

文学研究科博士後期課程

博士後期課程 神道学専攻

研究主題及び 指導教員等

1 年次……………指定日までに、「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部(教務担当)に提出してください。

2 年次以降……毎年指定日までに、前年度の「研究実施報告書」(2部)と今年度の「研究計画書」(2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。

研究指導者

教授 河野 訓 教授 菅野 覚明 教授 櫻井 治男
教授 新田 均 教授 白山芳太郎

平成22年度以降の入学生に適用

基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

修得単位

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
神道思想特殊研究	菅野	演習	4	○		
祭祀学特殊研究	櫻井	演習	4	○		
神道史特殊研究Ⅰ		演習	4	○		※
神道史特殊研究Ⅱ	白山	演習	4	○		
神道史特殊研究Ⅲ		演習	4	○		※
神道史特殊研究Ⅳ	新田	演習	4	○		
神道古典特殊研究	橋本	演習	4	○		
宗教学特殊研究	河野	演習	4	○		

※は不開講

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
特殊課題研究Ⅰ	各指導教員	演習	4	○		雑誌論文3本以上、
特殊課題研究Ⅱ	各指導教員	演習	4	○		うち査読論文1本以上
特殊課題研究Ⅲ	各指導教員	演習	4	○		

平成16～21年度の入学生に適用

修得単位

特殊研究12単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
神道思想特殊研究	菅野	演習	4	○		
祭祀学特殊研究	櫻井	演習	4	○		
神道史特殊研究	白山	演習	4	○	※(読替)	
神社史特殊研究		演習	4	○	※	
神祇法制史特殊研究	新田	演習	4	○	※(読替)	
宗教学特殊研究	河野	演習	4	○		
東洋宗教史特殊研究	河野	演習	4	○	※	

※は不開講

**平成22年度以降入学生適用カリキュラム科目読替対応表
(平成16～21年度入学生用)**

平成16～21年度カリキュラム		平成22年度以降カリキュラム	
科目名	単位数	科目名	単位数
神道史特殊研究	4	神道史特殊研究Ⅱ	4
神社史特殊研究	4	神道史特殊研究Ⅰ	4
神祇法制史特殊研究	4	神道史特殊研究Ⅳ	4

博士後期課程 国文学専攻

研究主題及び 指導教員等

- 1年次……………指定日までに、「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。
- 2年次以降…………毎年指定日までに、前年度の「研究実施報告書」(2部)と今年度の「研究計画書」(2部)を学生支援部(学務担当)に提出して下さい。

研究指導者

教授 高倉 一紀 教授 半田 美永 教授 深津 瞳夫
教授 毛利 正守

平成22年度以降の入学生に適用

基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

修得単位

授業科目

基礎科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
古典文学特殊研究ⅠA	大島	演習	2	○		
古典文学特殊研究ⅡA	大島	演習	2		○	
古典文学特殊研究ⅠB	深津	演習	2	○		
古典文学特殊研究ⅡB	深津	演習	2		○	
古典文学特殊研究ⅠC	高倉	演習	2	○		
古典文学特殊研究ⅡC	高倉	演習	2		○	
近代文学特殊研究Ⅰ	半田	演習	2	○		
近代文学特殊研究Ⅱ	半田	演習	2		○	
国語学特殊研究Ⅰ	毛利	演習	2	○		
国語学特殊研究Ⅱ	毛利	演習	2		○	
漢文学特殊研究Ⅰ	松尾	演習	2	○		隔週
漢文学特殊研究Ⅱ	松尾	演習	2		○	隔週

※は不開講

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
特殊課題研究Ⅰ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅱ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅲ	各指導教員	演習	4	○		

雑誌論文3本以上、うち査読論文1本以上

平成17~21年度の入学生に適用

修得単位

指導教員が指導する「特殊研究」と「特殊課題研究」、及びそれ以外の「特殊研究」を併せて12単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
上代文学特殊研究		演習	4	○	○	※(読替)
中古文学特殊研究		演習	4	○	○	※
中世文学特殊研究	深津	演習	4	○	○	※(読替)
近世文学特殊研究		演習	4	○	○	※(読替)
近代文学特殊研究	半田	演習	4	○	○	※(読替)
国語学特殊研究	毛利	演習	4	○	○	※(読替)
漢文学特殊研究		演習	4	○	○	※(読替)
特殊課題研究		演習	4	○	○	※(読替)

※は不開講

**平成22年度以降入学生適用カリキュラム科目読替対応表
(平成17~21年度入学生用)**

平成17~21年度カリキュラム		平成22年度以降カリキュラム	
科 目 名	単位数	科 目 名	単位数
上代文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅰ A※	2
中古文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅱ A※	2
中世文学特殊研究	4	読替なし	
近世文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅰ B※	2
近代文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅱ B※	2
国語学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅰ C※	2
漢文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅱ C※	2
特殊課題研究	4	近代文学特殊研究Ⅰ※	2
		近代文学特殊研究Ⅱ※	2
		国語学特殊研究Ⅰ※	2
		国語学特殊研究Ⅱ※	2
		漢文学特殊研究Ⅰ※	2
		漢文学特殊研究Ⅱ※	2
		特殊課題研究Ⅰ	4

※印の科目については、1科目のみでの単位認定は行いません。2科目の単位を修得した時点で単位認定となります。

博士後期課程 国史学専攻

研究主題及び指導教員等

- 1年次……………指定日までに、「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。
2年次以降…………毎年指定日までに、前年度の「研究実施報告書」(2部)と今年度の「研究計画書」(2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。

研究指導者

教授 荊木 美行 教授 上野 秀治 教授 岡野 友彦
教授 清水 潔

修得単位

基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
日本古代史特殊研究	荊木	演習	4	○		
日本中世史特殊研究	岡野(友)	演習	4	○		
日本近世史特殊研究	上野(秀)	演習	4	○		
日本近代史特殊研究	松浦	演習	4	○		
日本現代史特殊研究		演習	4	○	※	
国史学特殊文献研究	清水(潔)	演習	4	○		

※は不開講

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
特殊課題研究Ⅰ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅱ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅲ	各指導教員	演習	4	○		

雑誌論文3本以上、うち査読論文1本以上

文学研究科博士前期課程・修士課程

博士前期課程 神道学専攻

研究指導教員届等の提出書類

1年次……………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

2年次……………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」及び今年度の「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

研究指導者

教授 井後 政晏	教授 河野 訓	教授 加茂 正典
教授 菅野 覚明	教授 櫻井 治男	教授 白山芳太郎
教授 新田 均	教授 橋本 雅之	教授 松本 丘

**教員免許状
(専修)**

文学研究科教職課程に関する履修内規(P.277~279)の別表1(自専攻の基幹科目)から24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。

平成22年度以降の入学生に適用

修得単位

基礎科目は「神道学研究基礎論」及び「神道学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。

※8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したものを当てることができます。

授業科目

基礎科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
神道学研究基礎論	白山	講義	2	○		必修
神道学研究法演習	白山	演習	2	○→○		必修 秋学期へ変更
神道学原論Ⅰ	井後	講義	2	○		*学部の「神道概論」に同じ
神道学原論Ⅱ	井後	講義	2		○	*学部の「神道概論」に同じ
神道史原論Ⅰ	加茂	講義	2	○		*学部の「神道史」に同じ
神道史原論Ⅱ	加茂	講義	2		○	*学部の「神道史」に同じ

*は学部と同時開講、留学生・社会人入学生向け

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
神道思想特殊講義	菅野	講義	4	○	○	※
祭祀学特殊講義	櫻井	講義	4	○	○	※
神道史特殊講義Ⅰ	加茂	講義	4	○	○	
神道史特殊講義Ⅱ	白山	講義	4	○	○	
神道史特殊講義Ⅲ	松本	講義	4	○	○	
神道史特殊講義Ⅳ	新田	講義	4	○	○	
神道古典特殊講義	橋本	講義	4	○	○	※
宗教学特殊講義	河野	講義	4	○	○	※
神道思想研究演習	菅野	演習	4	○	○	
祭祀学研究演習	加茂	演習	4	○	○	
神道史研究演習Ⅰ	加茂	演習	4	○	○	※
神道史研究演習Ⅱ	白山	演習	4	○	○	※
神道史研究演習Ⅲ	松本	演習	4	○	○	※
神道史研究演習Ⅳ	新田	演習	4	○	○	※
神道古典研究演習	橋本	演習	4	○	○	
宗教学研究演習	河野	演習	4	○	○	

※は不開講

展開科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
課題研究（研究指導）		演習	4	○	○	必修 2年次配当

(注) 2年次生（長期履修許可者は最終年度）は「修士論文」も履修登録すること。

博士前期課程 国文学専攻

- 研究指導教員届等の提出書類**
- 1 年次……………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。
- 2 年次……………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」及び今年度の「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

研究指導者

教授 大島 信生 教授 高倉 一紀 教授 半田 美永
教授 深津 瞳夫 教授 毛利 正守

**教員免許状
(専修)**

平成22年度以降の入学生は、文学研究科教職課程に関する履修内規(P.277~279)の別表2(自専攻の基幹科目)から24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。

平成21年度以前の入学生は、授業科目(課題研究を除く)より、24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。

平成22年度以降の入学生に適用

修得単位

基礎科目は「国文学研究基礎論」及び「国文学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は指導教員の課題研究4単位以上、合計30単位以上を修得すること。

※8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したものを当てるできます。

授業科目

基礎科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
国文学研究基礎論	毛利	講義	2	○		必修
国文学研究法演習	毛利	演習	2		○	必修
国文学史概論Ⅰ	大島・中川 深津	講義	2	○		*学部の「国文学史概説Ⅰ」に同じ
国文学史概論Ⅱ	高倉・三品 岡野(裕)	講義	2		○	*学部の「国文学史概説Ⅱ」に同じ
国文学原論Ⅰ	中川	講義	2	○		*学部の「国文学概論Ⅰ」に同じ
国文学原論Ⅱ	中川	講義	2		○	*学部の「国文学概論Ⅱ」に同じ
論文執筆作法講義	深津	講義	2	○		*学部の「言語表現学概論Ⅱ」に同じ

*は学部と同時開講、留学生・社会人入学生向け

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
古典文学特殊講義ⅠA	大島	講義	2	○		※
古典文学特殊講義ⅡA	大島	講義	2		○	※
古典文学特殊講義ⅠB	深津	講義	2	○		※
古典文学特殊講義ⅡB	深津	講義	2		○	※
古典文学特殊講義ⅠC	高倉	講義	2	○		
古典文学特殊講義ⅡC	高倉	講義	2		○	
近代文学特殊講義Ⅰ	半田	講義	2	○		
近代文学特殊講義Ⅱ	半田	講義	2		○	
国語学特殊講義Ⅰ	毛利	講義	2	○		
国語学特殊講義Ⅱ	毛利	講義	2		○	
漢文学特殊講義Ⅰ	松尾	講義	2	○		※
漢文学特殊講義Ⅱ	松尾	講義	2		○	※
古典文学研究演習ⅠA	大島	演習	2	○		
古典文学研究演習ⅡA	大島	演習	2		○	
古典文学研究演習ⅠB	深津	演習	2	○		
古典文学研究演習ⅡB	深津	演習	2		○	
古典文学研究演習ⅠC	高倉	演習	2	○		※
古典文学研究演習ⅡC	高倉	演習	2		○	※
近代文学研究演習Ⅰ	半田	演習	2	○		※
近代文学研究演習Ⅱ	半田	演習	2		○	※
国語学研究演習Ⅰ	齋藤(平)	演習	2	○		
国語学研究演習Ⅱ	齋藤(平)	演習	2		○	
漢文学研究演習Ⅰ	松尾	演習	2	○		隔週
漢文学研究演習Ⅱ	松尾	演習	2		○	隔週

※は不開講

展開科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
国文学特別講義Ⅰ		講義	2	○		※
国文学特別講義Ⅱ		講義	2		○	※
課題研究(研究指導)Ⅰ	各指導教員	演習	1	○		隔週 必修
課題研究(研究指導)Ⅱ	各指導教員	演習	1		○	隔週 必修
課題研究(研究指導)Ⅲ	各指導教員	演習	1	○		隔週 必修 2年次配当
課題研究(研究指導)Ⅳ	各指導教員	演習	1		○	隔週 必修 2年次配当

(注) 2年次生(長期履修許可者は最終年度)は「修士論文」も履修登録すること。

※は不開講

平成18~21年度の入学生に適用**修得単位**

特殊講義12単位以上、研究演習12単位以上、課題研究（研究指導）4単位、合計30単位以上

※2科目8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したものと当てる事ができます。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
上代文学特殊講義		講義	4	○	※(読替)	
中古文学特殊講義		講義	4	○	※	
中世文学特殊講義	深津	講義	4	○	※(読替)	
近世文学特殊講義		講義	4	○	※(読替)	
近代文学特殊講義	半田	講義	4	○	※(読替)	
国語学特殊講義	毛利	講義	4	○	※(読替)	
漢文学特殊講義		講義	4	○	※(読替)	
国文学研究法特殊講義	高倉	講義	4	○	※	
上代文学研究演習	大島	演習	4	○	※(読替)	
中古文学研究演習		演習	4	○	※	
中世文学研究演習	深津	演習	4	○	※(読替)	
近世文学研究演習		演習	4	○	※(読替)	
近代文学研究演習	半田	演習	4	○	※(読替)	
国語学研究演習		演習	4	○	※(読替)	
漢文学研究演習	毛利	演習	4	○	※(読替)	
課題研究（研究指導）		演習	4	○	必修 2年次配当	

(注) 2年次生は「修士論文」も履修登録すること。

※は不開講

平成22年度以降入学生適用カリキュラム科目読替対応表
(平成18~21年度入学生用)

平成18~21年度カリキュラム		平成22年度以降カリキュラム	
科 目 名	単位数	科 目 名	単位数
上代文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅰ A※	2
中古文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅱ A※	2
中世文学特殊講義	4	読替なし	
近世文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅰ B※	2
近代文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅱ B※	2
国語学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅰ C※	2
漢文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅱ C※	2
国文学研究法特殊講義	4	近代文学特殊講義Ⅰ※	2
上代文学研究演習	4	近代文学特殊講義Ⅱ※	2
中古文学研究演習	4	国語学特殊講義Ⅰ※	2
中世文学研究演習	4	国語学特殊講義Ⅱ※	2
近世文学研究演習	4	漢文学特殊講義Ⅰ※	2
近代文学研究演習	4	漢文学特殊講義Ⅱ※	2
国語学研究演習	4	読替なし	
漢文学研究演習	4	古典文学研究演習Ⅰ A※	2
課題研究（研究指導）	4	古典文学研究演習Ⅱ A※	2
		読替なし	
		古典文学研究演習Ⅰ B※	2
		古典文学研究演習Ⅱ B※	2
		古典文学研究演習Ⅰ C※	2
		古典文学研究演習Ⅱ C※	2
		近代文学研究演習Ⅰ※	2
		近代文学研究演習Ⅱ※	2
		国語学研究演習Ⅰ※	2
		国語学研究演習Ⅱ※	2
		漢文学研究演習Ⅰ※	2
		漢文学研究演習Ⅱ※	2
		読替なし	

※印の科目については、1科目のみでの単位認定は行いません。2科目の単位を修得した時点で単位認定となります。

博士前期課程 国史学専攻

- 研究指導教員届等の提出書類**
- 1年次………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。
 - 2年次………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」及び今年度の「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

研究指導者

教授 荒木 美行 教授 上野 秀治 教授 岡田 登
 教授 岡野 友彦 教授 清水 潔 教授 田浦 雅徳
 教授 松浦 光修

教員免許状

文学研究科教職課程に関する履修内規(P.277~279)の別表3(自専攻の授業科目の備考欄の「○」印)から、24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。

平成22年度以降の入学生に適用

修得単位

基礎科目は「国史学基礎論(史学史)」を含む6単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。

※8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したものも当たることができます。

授業科目

基礎科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
国史学基礎論(史学史)	清水(潔)	講義	2	○		必修
国史学研究法Ⅰ(史料論)	岡野(友)	講義	2		○	
国史学研究法Ⅱ(資料論)	岡田(登)	講義	2		○	
関係外国史特殊講義	永瀬	講義	2	○		○
国史概説		講義	2	○	○	*学部の「国史概説A」(秋)・「国史概説B」(春)・「国史概説C」(秋)・「国史概説D」(春)に同じ、いずれか1科目を履修
古文書学	岡野(友)	講義	4	○		*学部の「古文書学」に同じ

*は学部と同時開講、留学生・社会人入学生向け

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
日本古代史特殊講義	岡田(登)	講義	4	○	◎	
日本中世史特殊講義	岡野(友)	講義	4	○	※○	
日本近世史特殊講義	上野(秀)	講義	4	○	※○	
日本近代史特殊講義	松浦	講義	4	○	○	
日本現代史特殊講義	田浦	講義	4	○	※○	
特殊文献講義	清水(潔)	講義	4	○	○	
日本古代史研究演習	荊木	演習	4	○	○	
日本中世史研究演習	岡野(友)	演習	4	○	○	
日本近世史研究演習	上野(秀)	演習	4	○	○	
日本近代史研究演習	松浦	演習	4	○	※○	
日本現代史研究演習	田浦	演習	4	○	○	
特殊文献演習	清水(潔)	演習	4	○	※○	

※は不開講

展開科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
課題研究(研究指導)	各指導教員	演習	4	○		必修
関係外国史研究演習	永瀬	演習	2		○	○

(注) 2年次生(長期履修許可者は最終年度)は「修士論文」も履修登録すること。

教育学研究科・修士課程

修士課程 教育学専攻

研究指導教員届等の提出書類 1年次……………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」（各2部）を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

2年次……………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」及び今年度の「研究計画書」（各2部）を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

研究指導者
教授 市川 千秋 教授 栗原 輝雄 教授 小孫 康平
教授 深草 正博 教授 小木曽一之

教員免許状 教育学研究科教職課程に関する履修内規（P.280～282）の自専攻の授業科目から24単位修得し、申請することにより、P.263の教員免許状が交付されます。
(学校心理士については、P.264参照)

修得単位 基礎科目8単位、専門科目12単位以上（「教育科学分野」、「個別教育分野」、「教育課題分野」の3つの分野のうち、主とする分野から6単位以上、他の分野から6単位以上）、演習・研究科目10単位以上の合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。
※特定の課題についての研究の成果については、現職教員または社会人入学者のみ提出可能。

授業科目

授業科目		担当者	形態	単位数	開講学期		備考
					春	秋	
基礎科目	教育学特論	宮寺	講義	2	○		(集中)必修
	教職特論	古賀	講義	2	○	○	(集中)必修 春学期へ変更
	伝統文化社会特論	櫻井	講義	2	○		必修
	現代コミュニケーション特論	森(真)	講義	2		○	必修
専門教育分野	教育哲学特論	宮寺	講義	2	○	○	(集中)秋学期へ変更
	教育史特論	沖田	講義	2	○	○	(集中)春学期へ変更
	教育社会学特論	伊藤(直)	講義	2		○	(集中)
	教育方法学特論	小孫	講義	2	○		
	教育課程特論	佐藤(年)	講義	2		○	
	教育心理学特論	有門	講義	2	○		
	発達心理学特論	吉田(直)	講義	2		○	
	学校心理学特論	宇田(光)	講義	2	○		(集中)
個別教育分野	学校・学級経営学特論	古賀	講義	2	○	○	(集中)秋学期へ変更
	教育臨床心理学特論	市川	講義	2	○		
	教育評価・心理検査特論	栗原(輝)	講義	2	○		
	特別支援教育特論	栗原(輝)	講義	2		○	
	幼児教育特論	田口	講義	2	○		
	教科教育特論	深草・松田	講義	2	○		2クラス
	生徒指導・進路指導特論	八並	講義	2	○	○	(集中)春学期へ変更
	学校カウンセリング特論	市川	講義	2		○	
教育課題分野	教育相談特論	市川	講義	2	○		
	環境教育特論	深草	講義	2	○		
	国際理解教育特論	深草	講義	2		○	
	身体運動教育特論	小木曾	講義	2		○	
	スポーツ・健康学特論	中村・片山	講義	2		○	オムニバス
	専門演習A (教育科学)	小孫・吉田(直) 有門	演習	2	○		
	専門演習B (個別教育・教育課題)	市川・小木曾 栗原・田口・中村 深草・片山	演習	2		○	
	課題研究(研究指導)	市川・小木曾 栗原(輝)・小孫 田口・中村 深草・吉田(直) 有門・片山	演習	8	○		1年次は(1)を 2年次は(2)を 履修のこと
演習・研究科目							

(注) 2年次生(長期履修許可者は最終年度)は「修士論文」も履修登録すること。ただし、現職教員または社会人入学者は、「修士論文」に代えて「特定の課題についての研究の成果」を履修登録することができる。

神職課程(専攻課程Ⅱ類)

※ 博士前期課程神道学専攻のみ

目 的

神職課程は、神職を目指す学生が、神社本庁で定められた規程により、神職の階位を取得できるよう設置している課程です。神職課程のうち専攻課程Ⅱ類は、高い教養と広い知識を踏まえ、神道に関する理論及び応用を教授・研究し、将来教學研究を担う指導神職となるに必要な基礎的資質を養う事を目的としています。従って、神職を目指す堅い決心のもと、各自が自覚を持って履修して下さい。

資格取得要件

- 修士課程の修了要件を満たしていること。
- 神職課程に関する所定の単位を修得していること。

取 得 階 位

神社本庁神職資格「明階」授与。

**神 職 課 程 に
関 す る 单 位**

平成22年度以降入学生 必修38単位 選択4単位必修
 平成16~21年度入学生 必修34単位 選択8単位必修

履修上の注意

- 神職課程（高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類）修了者は、総合実習・神宮実習・中央実習が免除されます。
- 上記①以外の者は、下記42単位の授業科目に加えて「専攻課程Ⅰ類」の「祝詞研究Ⅰ・祝詞研究Ⅱ・祭式及び同行事作法・有職故実・神社書道」を履修しなければなりません。

平成22年度以降の入学生に適用**授 業 科 目**

授業科目	担当者	種別	単位数		備考
			必修	選択	
神道思想特殊講義	菅野	講義	4		※
神道古典特殊講義	橋本	講義	4		※
祭祀学特殊講義		講義	4		※
神道祭祀研究演習Ⅰ	加茂	演習	4		I~IVから
神道祭祀研究演習Ⅱ		演習	4		※
宗教学特殊講義	河野	講義	4		※
神道教化特殊講義	牟禮	講義	4		※ 集中
神社管理運営特殊講義	柄尾	講義	4		※
神道福祉特殊講義	櫻井	講義	2		(秋学期)
神務実習	木村	実習	4		
神道史特殊講義Ⅰ	加茂	講義		4	I~IVから
神道史特殊講義Ⅱ	白山	講義		4	
神道史特殊講義Ⅲ	松本	講義		4	
神道史特殊講義Ⅳ	新田	講義		4	
計			38	16	4単位必修

(必修科目38単位のほか、選択科目4単位修得のこと) ※は不開講

授業科目	担当者	種別	単位数		備考
			必修	選択	
祝詞研究Ⅰ	白江	演習	4		神職課程(注)修了者免除
祝詞研究Ⅱ	白江	演習	4		神職課程(注)修了者免除
祭式及び同行事作法	三木	演習	4		神職課程(注)修了者免除
有職故実	安江	講義	2		神職課程(注)修了者免除
神社書道	水田	演習	2		神職課程(注)修了者免除

授業科目は専攻課程Ⅰ類と同じ。

(注) 高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類

読替科目対照表

専攻課程Ⅱ類科目	神道学専攻科目
神道祭祀研究演習Ⅰ	祭祀学研究演習

神務実習

本学において神職課程を履修し、神社本庁神職資格を取得しようとする者は、神社本庁「階位検定及び授与に関する規程」にもとづき、神職課程の一科目として本学の定める「神務実習」を必ず履修しなければなりません。

その実習は、基礎実習・総合実習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）・個別実習・神宮実習・中央実習の7種類であり、これらすべてを修了しなければなりません。但し、神職課程（高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類）修了者で神宮実習、中央実習を履修修了した者は、総合実習・神宮実習・中央実習が免除されます。

1. 目的

神職としての奉仕を実地に体験し、将来指導神職となるに必要な基礎的資質を養うことを目的としています。

2. 履修資格

- ① 将来確実に神社に奉職する意志のある者。
- ② 神職課程を履修中の者。
- ③ 最初に基礎実習を終えていなければ、他の実習は認められません。
- ④ 総合実習・個別実習・神宮実習は、神職課程（専攻課程Ⅰ類）「祭式及び同行事作法」をすでに履修した者、或いは、履修中の者でなければ履修することができません。
- ⑤ 中央実習は、総合実習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）・神宮実習を終えていなければ、履修することができません。
- ⑥ 各実習の事前指導、事前・事後研修を履修した者。

神務実習の事前指導、事前研修は、実習に臨む心構え等基本的な重要事項が含まれています。本学においては、特にその出欠を重視し、正当な理由がなく無断で欠席した者については、神務実習の履修を放棄したものとみなされます。

また事後研修についても、事前研修同様、正当な理由がないのに無断で欠席した者については、神務実習の履修を放棄したものとみなします。

3. 実習の種類及び日数

種類	時期	場所	日数
基礎実習	1年次の4月中旬	本学	3日
総合実習Ⅰ	基礎実習修了後 (1~2年次)	本学が承認した神社 (4日)	10日以上 (事前指導1日と、神職課程「雅楽」5日の受講を含む)
総合実習Ⅱ	1年次の8月	本学の定める神社	10日 (事前指導、事前・事後研修を含む)
総合実習Ⅲ	1年次の年末年始	神宮または熱田神宮	10日以上 (事前指導を含む)
個別実習	基礎実習修了後 (1~2年次)	本学が承認した神社	25日以上 (事前指導を含む)
神宮実習	1年次の9月	神宮	7日
中央実習	1年次の年度末	神社本庁	3日

(注1) 基礎実習は、神職課程（高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類）修了者も、再履修しなければなりません。

4. 履修手続

- ① 神務実習を履修しようとする者は、神職養成部の指示に従って、神務実習願及びその他必要な書類を提出し、実習の許可を受けなければなりません。
- ② 神職養成部の指示に従って、所定の実習費（事務手数料等を含む）を納入しなければなりません。

実習費

実習名	金額	納入時期	納入窓口	注意事項
基礎実習	12,000円	4月上旬	会計担当	◎納入時期は、掲示で連絡します。
個別実習	26,000円	5月中旬	〃	◎実習費は一部事務手数料等を含んだ金額です。
総合実習Ⅱ	26,000円	6月上旬	〃	
神宮実習	26,000円	6月上旬	〃	
中央実習	19,000円	12月中旬	〃	

※総合実習Ⅰ・Ⅲの実習費は不要です。

5. 実習終了後の処置

- ① 「総合実習Ⅱ」終了後は、必ず各自で宮司と職員の方々に礼状（封書）を出して下さい。
- ② 各実習終了後の神務実習日誌の提出は、神職養成部の指示に従って下さい。

6. 評価

実習後の事後研修、実習先からの実習評価、更に各人の実習日誌とを勘案して神務実習の評価を行います。

7. 神務実習心得

神務実習は練習ではありません。神明に対する真実の奉仕です。潔斎の徹底、清浄な心身の維持に心を致し、誠実、敬虔、謹慎の態度を以って一貫しなければなりません。

実習期間中は参籠の心構えで服装、頭髪等の身嗜みにいたるまで気を配り、言葉を明瞭に、動作を機敏に、何事にも積極的に取り組むよう心がけなければなりません。

階位申請

次の書類を整え、期限を厳守して神職養成部に提出して下さい。(書類は説明会で配布)

- ① 階位検定願 3通 (神社本庁所定用紙)
- ② 階位授与願 3通 (神社本庁所定用紙)
- ③ 合格証写 3通 (神社本庁所定用紙)
- ④ 履歴書 (複写式) 2通 (神社本庁所定用紙)
- ⑤ 修士課程 (神道学専攻) 修了証明書並びに単位成績証明書・神務実習修了証明書 (本庁所定用紙)
- ⑥ 明階位検定・授与申請料 152,520円 (平成24年2月現在)。

但し、特例として、神職課程（高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類）修了者で、既に神職資格「正階」取得・「明階」検定合格し、「正階位證・明階検定合格證」を取得している者については、明階位授与申請料131,510円（用紙代・事務手数料等含む）から既に支払った正階位授与申請料100,000円を差引いた金額「31,510円」のみでよい。

【但し、この特例は、正階位授与申請料を納付してから5年以内に限り認められています。】

階位証の交付

修了証書授与式当日、各自に明階位証を交付します。

学位ならびに免許・資格

学位の授与について

学位の授与方針および基準等については、P.265～273を参照して下さい。

博士の学位

- 甲 博士後期課程を修了した者に、皇學館大学博士（文学）の学位を授与します。
- 乙 学位論文を提出して、大学院の行う論文審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者に、皇學館大学博士（文学）の学位を授与します。

修士の学位

文学研究科博士前期課程を修了した者に、皇學館大学修士（文学）の学位を、教育学研究科修士課程を修了した者に皇學館大学修士（教育学）を授与します。

免許・資格

○教員免許状

所定の単位を取得すれば、各専攻に応じて次表に掲げる教員専修免許状が授与されます。免許教科については取得している一種免許の教科に限ります。

〈文学研究科〉

専 攻	専修免許状の種類	免 許 教 科
神道学専攻	中学校教諭	宗教
	高等学校教諭	宗教
国文学専攻	中学校教諭	国語
	高等学校教諭	国語
国史学専攻	中学校教諭	社会
	高等学校教諭	地理歴史

〈教育学研究科〉

専 攻	専修免許状の種類	免 許 教 科
教育学専攻	幼稚園教諭	
	小学校教諭	
	中学校教諭	保健体育
	高等学校教諭	保健体育

教育職員免許法 別表第1（第5条関係）

第 1 棚 所要資格 免許状の種類	第 2 棚 基礎資格	第 3 棚 大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状 一種免許状	修士の学位を有すること。 学士の学位を有すること。	6 6	35 35
小学校教諭	専修免許状 一種免許状	修士の学位を有すること。 学士の学位を有すること。	8 8	41 41
中学校教諭	専修免許状 一種免許状	修士の学位を有すること。 学士の学位を有すること。	20 20	31 31
高等学校教諭	専修免許状 一種免許状	修士の学位を有すること。 学士の学位を有すること。	20 20	23 23
				40 16

備考（抜粋）

二 第2棚の「修士の学位を有すること」には、大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする。

七 専修免許状に係る第3棚に定める科目的単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目的各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

○学校心理士（一般社団法人学校心理士認定運営機構）※教育学研究科対象

学校心理士は、問題に直面している子どものカウンセリングなどによる直接的援助を行うことはいうまでもなく、子どもを取りまく保護者、教師、学校に対して学校心理学の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことを目的としている。

資格申請は個人申請であるが、申請できる類型は5類型あり、所定の単位・実習を取得し、筆記試験を受け、1年以上の実務経験を有すれば、類型1による学校心理士の申請ができる。1年以上の実務経験を有しない場合は、学校心理士補を申請できる。

類型I 1) 「教育職員専修免許状を持ち、大学院修士課程において、学校心理学に関する所定の8領域16単位、ならびに所定の実習を修得し（注1）、その専修免許状に「学校心理学」が付記され、かつ、1年以上の専門実務経験（注2）を有する人。

2) 大学院修士課程において、学校心理学に関する所定の8領域16単位、ならびに所定の実習を修得し（注1）、1年以上の専門実務経験を有する人。

3) 大学院在学中の人には、特例として、次の要件を満たしている場合に「大学院修士課程修了見込み」（類型1見込み）として申請することができる。

(1) 申請時までに学校心理学に関する所定8領域のうち5領域10単位以上（実習を除く）を修得していること。

(2) 所定の5領域10単位以上（実習を除く）を修得したあとに、大学院入学後に1年以上の専門的実務経験を行うこと。

ただし、専門的実務経験は、教員等の場合、単位修得以前の学校心理学に関する専門的実務経験をこれに当てることができる。

(3) 大学院修了までに、残りの科目、実習の修得が予定されていること。

(注1) 8領域について

学校心理学

教授学習心理学

発達心理学

臨床心理学

心理教育的アセスメント

学校カウンセリング・コンサルテーション

特別支援教育

生徒指導・教育相談、キャリア教育

実習について

実習I 心理教育的アセスメント基礎実習

実習II 学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習

(注2) 専門的実務経験とは、幼児・児童生徒の学校生活や幼稚園生活における心理学的教育的問題に関して、学校心理学的の視点に立った専門的な心理教育的援助活動を経験すること。

【留意点】

- ・学校心理学に関する所定の8領域16単位は本学教育学専攻カリキュラムで開設されています。但し、実習I、IIは、認定運営機構により別途開講されます。
- ・学校心理士・学校心理士補の資格を取得希望する人は、担当教員に、事前に、受講する科目や修論研究について必ず相談してください。

学位論文（修士）

修士論文の登録

博士前期課程及び修士課程2年次に「修士論文」を履修登録するとともに、当該年度の4月12日（金）（秋学期入学者は10月4日（金））までに、「修士論文題目届」を学生支援部（教務担当）に2部提出し登録します。

未登録の場合は、該当年度に修士論文を提出することができません。

特定の課題についての研究の成果（教育学研究科）

教育学研究科生のうち、現職教員または社会人入学者が、「修士論文」に代えて「特定の課題についての研究の成果」を提出する場合は、1編につき12,000字程度からなる研究レポートを3編作成すること。

中間報告

4月に論文題目届を提出し登録した学生は、10月4日（金）（秋学期入学者は4月23日（火））までに中間報告を2部学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

題目・指導教員変更届

論文題目及び指導教員を変更したい場合は、中間報告と同時に変更届を提出して下さい。これ以後は、副題は所定の変更届により変更できますが、主題を変更することはできません。

論文等提出時の注意

- (1) 提出部数 主査用1部（ワープロ、パソコン使用）
副査用2部（ワープロ、パソコン又は主査用のコピー）
※付録又は資料等を別冊にする場合は、主査用・副査用それぞれにつけること。
- (2) 提出期間 平成26年1月22日（水）～1月28日（火）正午
(9月修了者は平成25年7月23日(火)～27日(土)正午)
※いかなる理由があっても遅れた場合は受け付けません。
- (3) 提出後の加筆・訂正・頁の増減等は、一切認めません。
- (4) 印鑑を必ず持参して下さい。

留年者の修士論文等提出

博士前期課程または修士課程の2年次生で、修士論文の中間報告を提出した者が、修士論文を未提出または評価が不可のため課程を修了できなかった場合は、次年度春学期（秋学期入学者は秋学期）に修士論文を提出することができます。

修士論文の審査基準

- 修士の学位論文は、当該専攻分野に関する先行研究を踏まえ、独自の視点で論点を整理していることを要します。
- (1) 新しい知見・解釈・展望の筋道が示されていること。
 - (2) 先行研究と自説がどう違うのか、きちんと説明されていること。
 - (3) 文献が正しく整理され、論文の形式が整っていること。

口頭試問

平成26年2月21日(金)
(9月修了者は平成25年8月23日(金)～26日(月)のいずれかにて実施)

用紙・表紙

(1) 書式（主査用・副査用共通）

- ①ワープロ・パソコンを使用して作成すること。
- ②用紙は長期保存のできるものを使用し、A4サイズの片面印字とする。
- ③印字は黒字とし、鮮明で読みやすいように注意すること。
- ④縦書きの場合は、片面（1ページ）30字×20行×2段組、横書きの場合は、片面（1ページ）40字×30行を原則とする。
- ⑤活字の大きさは、10.5ポイントを原則とする。
- ⑥製本した場合、見えにくい箇所がないように、綴じ代に注意すること。
- ⑦ページ数の印刷位置は見やすい位置で一定とする。
- ⑧記念講堂の学生支援部カウンター備え付けの見本を参照すること。

(2) 表紙（自筆・パソコン共通）

大学所定の表紙を使用のこと。

※付録、資料等を別冊にする場合も、主査用・副査用それぞれにつけること。

※表紙サイズは用紙のサイズと合わせること。

綴じ方

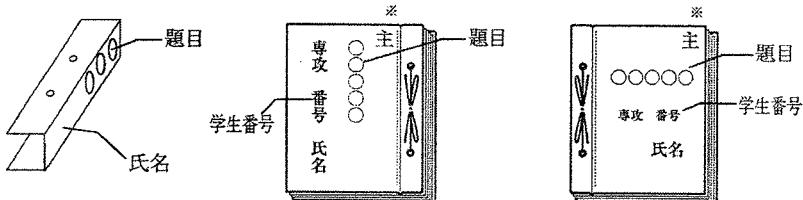
- (1) 用紙が縦書きの場合は右綴じ、横書きの場合は左綴じとし、表紙に直接、手書きで題目・専攻・学生番号・氏名を明記すること。また、主査用の表紙右上に「主」、副査用の右上に「副」と記入すること。
- (2) 論文のはじめに1枚、終りに1枚白紙をつけること（別冊も同様）。
- (3) はじめの白紙には、表紙と同様に題目・専攻・学生番号・氏名を記入し、中表紙とすること。
- (4) 枚数が多く、かなり厚さがある場合は、図1のように背表紙をつけること。

(見本)

(図1) 背表紙

・縦書きの場合

・横書きの場合



※副査用には「副」と記入のこと

審査員票

- (1) 主査用・副査用ともに、終わりの白紙の裏側に学生支援部所定の審査員票をのりで貼付して提出して下さい。
(提出者の氏名、捺印、主査の欄に指導教員名を記入すること。)
- (2) 付録、資料等別冊になる場合も主査用、副査用と同じように審査員票を貼り付けること。

履修登録について

博士学位請求論文については、履修登録の必要はありません。
論文提出の手順は、以下の説明及び「皇學館大学学位規程」(P.269、本学公式ホームページでも公表)を参照してください。

中間発表会

博士学位請求論文提出予定者の中間発表会を開催する予定です。
(研究指導教員の指示に従うこと。)

博士学位請求論文の提出（甲号）

○本学学位規程第4条第1号（甲）による学位申請（課程博士）

博士後期課程の3年次生（論文提出のための在学継続者を含む）が博士学位請求論文を提出する場合は、研究指導教員の指示に従い、次の提出物を期限までに学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

（1）提出物

- ①学位申請書 1枚 ※学位規程様式5（甲）参照
- ②学位請求論文 5部（主査用・副査用含む）
- ③論文要旨 1部（A4サイズ、4,000字以内）

※上記①～③を学生支援部教務担当へ提出するとともに、学位請求論文及び論文要旨のデータを指導教員に提出すること。

（2）提出期間

平成25年11月7日（木）～12月10日（火）正午

（※9月修了者（秋学期入学者及び在学継続者）の場合
平成25年6月1日（土）～7月1日（月）正午）

（3）最終試験

大学院委員会にて学位請求論文の受理を決定後、最終試験の日程等をお知らせします。

博士学位請求論文の審査基準

博士の学位論文は、当該専攻分野に関して独創性の面で顕著であることを要します。

- （1）先行文献の適切な調査・分析・整理がなされていること。
- （2）創意を支える論証が確かであること。
- （3）当該研究が、その分野の国内外の学会に発表して、その論評に耐え得ること。

用紙・表紙

（1）書式（主査用・副査用共通）

- ①ワープロ・パソコンを使用して作成すること。
- ②用紙は長期保存のできるものを使用し、A4サイズ（片面印字）とする。
- ③印字は黒字とし、鮮明で読みやすいように注意すること。
- ④縦書きの場合は、片面（1ページ）30字×20行×2段組、横書きの場合は、片面（1ページ）40字×30行を原則とする。
- ⑤活字の大きさは、10.5ポイントを原則とする。

学位論文の 公　　表

本学が博士の学位を授与した場合、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び本学学位規程に則り、次のとおり公表します。

- ①授与後3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣へ提出するとともに、論文要旨及び審査結果要旨を本学公式ホームページにて公表。
- ②授与後1年内に、学位請求論文を本学図書館又は公式ホームページにて公開するとともに、国立国会図書館に提出します。

在 学 繼 続

博士後期課程修了に要する所定の単位を修得した者が、博士学位請求論文を提出するために在学継続を希望する場合、「在学継続届」を2月末日までに学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

※ 在学継続が認められた者は、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。

満期退学後の 論 文 提 出

所定の単位を修得し、学位請求論文の提出を残して満期退学した者が、論文提出のため再入学する場合、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。なお、再入学をせずに学位請求論文を提出する場合は、学位規程第4条第2号（乙）の扱いとなり、別に定める学位請求論文審査手数料が必要となります。

綴　じ　方

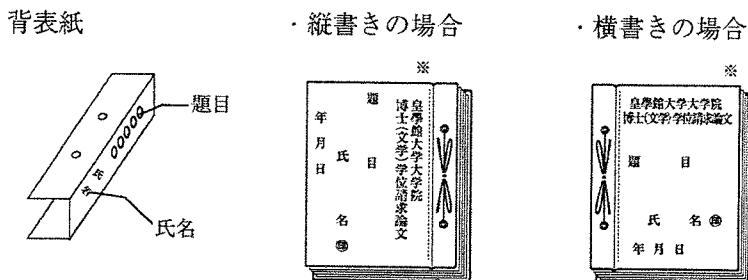
- ⑥製本した場合、見えにくい箇所がないように、綴じ代に注意すること。
- ⑦ページ数の印刷位置は見やすい位置で一定とする。

(2) 表紙

- ①論文の表紙については、学位規程の様式7を参照のこと。
※表紙サイズは用紙のサイズと合わせること。
- ②背表紙をつけて、題目及び氏名を記入すること。

- (1) 用紙が縦書きの場合は右綴じ、横書きの場合は左綴じとすること。
- (2) 論文のはじめに1枚、終りに1枚白紙をつけること（別冊も同様）。
- (3) はじめの白紙に、表紙と同様に題目等を記入し、中表紙とすること。

(見本)



[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
3	基準項目 指摘事項	教育内容・方法 社会福祉学研究科では、シラバスに授業・研究指導の方法および内容に概括的な記述が多く見受けられるので、学生が授業などの全容を把握できるよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	冊子体で配布するとともに、ホームページ上にも公開され、全学的に統一された書式で作成されているものの、授業・研究指導の方法および内容に関しては概括的な記述のみの例も多く見受けられる。
	評価後の改善状況	指摘を受けて以降、「シラバス」「講義概要」についての作成要領により、概括的な記述を避け、より具体的に記述するよう、教授会及び研究科委員会において徹底を図ることで、授業概要の全体が把握できるものとした。また、「シラバス」については、ウェブ上の閲覧を可能とするなど、新たな工夫も取り入れた。 しかしながら、母体となる本学社会福祉学部が平成22年3月31日に学生募集を停止したことに伴い、平成23年3月31日に社会福祉学研究科の学生募集を停止し、最後の学年の修了とともに平成24年3月31日付けにて廃止したため、更なる改善へは及んでいない。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	平成22年度「シラバス」「講義概要」について（作成要領：全学共通） 平成22年度シラバスウェブ（サンプル）
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

平成 22 年度「シラバス」「講義概要」について

本学では、文部科学省の方針により、学生が講義内容をより明確に理解できるよう、平成 22 年度から「シラバス」の様式を変更することとなりました。また学生が履修選択するための「講義概要」を作成します。

「シラバス」は、初回の授業で学生へ配布していただき、その授業科目の到達目標をご説明いただきます。また、公式ホームページ上での学外公開・学内サイトへも掲載を予定しています。

「講義概要」は「シラバス」より、下記項目を抜粋して印刷製本し、学生の履修選択のための資料として学生へ配布いたします。

以上、趣旨ご理解いただき下記の作成要領をご参考の上、ご対応いただきますようお願ひいたします。

作成要領

○ Web 登録

別紙「平成 22 年度シラバス作成マニュアル」をご参考の上、Web 入力をお願ひいたします。

○ 講義概要

ご作成いただいたシラバスより、下記項目を抜粋して印刷製本いたします。

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| • 科目名
• 担当者
• 単位
• セメスター
• 区分
• 備考
• 授業目的
• 授業形態
• 教科書
• 参考書
• 成績評価の方法
• 成績の評価基準
• 学生への要望 | } こちらは学務課で入力しますので、そのままにしておいてください。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|

1. 作成方法

○昨年度「新シラバス」を作成された方

今年度のシラバスは、昨年度の「新シラバス」と同じ様式です。

昨年度ご作成いただきました EXCEL ファイルを別途メールで添付いたしますので、必要に応じて Web 画面に貼り付け等を行ってください。

ただし、文字数制限がございますので、ご注意願います。(文字数オーバーの場合は登録できません)

なお、Web にすでに登録されている内容は、昨年度「講義概要」として作成いただいた項目の内容が反映されております。

○昨年度「新シラバス」を作成いただいている方

Webにすでに登録されている内容は、昨年度「講義概要」として作成いただいた項目の内容が反映されております。

○平成22年度新しく担当される方

- ・昨年度も開講していた科目につきましては、前任者の講義概要が反映されておりますので、適宜削除してご作成をお願いいたします。
- ・新規開講科目につきましては、全て空欄となっております。

2. 入力（記入）方法

各項目に字数制限がございますので、制限内に収めていただきますようお願いいたします。（制限を越えますと、越えた文面は表示されず、登録できません。）

①授業目的（300字以内）

～執筆の留意点～

学生が履修選択するために、授業の概要を含めてお書きください。

【専任教員】

当該授業が、各学科・コースの教育目的・教育目標を達成するための科目として、どのように位置づけられるのかを意識するよう記載してください。

【非常勤講師】

明確にご記入いただきますようお願いいたします。

②授業内容

【専任教員・非常勤講師共通】

各回の計画（事前学習・授業内容・事後学習・参考文献）を、授業回数分記入してください。（各項目200字以内）

実施日については、授業実施の記録を取る必要がございますので、授業終了後、逐次ご記入をお願いいたします。

これにより、授業進度記録とさせていただきますので、必ず記入をお願いいたします。

～執筆の留意点～

【専任教員】

(ア) 事前学習・事後学習の指示の徹底

全科目において実施されるので、学生は必要とされる学習量が増えることとなります。過重負担にならないように、各担当者において分量を考慮してください。
事前・事後学習にはMoodleをご活用ください。

(イ) 実際の授業進行を考慮した「柔軟な」授業内容の計画

- ・授業が予定どおり進行するとは限らないので、あらかじめ進行を調整できるような授業回（たとえば5回目ごとに）を設定してください。
- ・予定と実際の進行とがズレてきたら、シラバスそのものを書き直しをお願いします。

(ウ) 最終テストの実施方法

授業回数として 15 回（あるいは 30 回）分が必要なので、全授業の中でテストだけの回は設定しないでください。もし期末テストを実施するならば、15 回目の前半 30 分を講義、後半 60 分を試験としてください。

また 15 回（あるいは 30 回）の授業の中で評価（総合評価も可）が出来るように授業設計を行っていただいても構いません。たとえば、授業の中で小テストを複数回実施する、あるいは毎回の事前・事後学習の提出によって評価するといった方法が考えられます。

【非常勤講師】

前述の（ア）～（ウ）について、非常勤講師の皆様とは調整ができておりませんので、柔軟な対応をお願いいたします。

ただし、（ウ）の試験につきましては、15 週目の最終授業で実施される場合、専任教員と同じく、前半 30 分のまとめ（講義）の後、60 分の試験実施をお願いいたします。

【専任教員・非常勤講師共通】

③到達目標（300字以内）

～執筆の留意点～

○「目標」とは以下のようなものとなります。

- ・ 具体的であること。
- ・ 実現可能であること。
- ・ 客観的に評価可能であること。

○領域（観点）別に書くと書きやすいと考えられます。

- ・ 認知的領域＝知識・理解等、論理的思考力・創造性等。
- ・ 情意的領域＝興味・関心等、態度・価値観・倫理観等。
- ・ 精神運動的領域＝技能・技術等。

※この領域すべてを網羅する必要はありません。当該科目がどれを目標とするものかを明確に意識して書いてください。

○学生の立場から書く。

「～ができる」という形式で書いてください。

※「～理解できる」というのは、客観的に評価することができないから、そのような場合には、「～を説明できる」と記述してください（説明されれば、評価が出来る）。

④授業形態（95字以内）

単に「講義」「演習」「実習」と記すだけでなく、講義形式とディスカッションを行う、プレゼンテーションを課す等、実際の授業運営の形態についてご記入ください。

⑤教科書・参考書（各95字以内）

設定する場合はご記入ください。

なお、教科書を大学売店で販売を希望される場合は、最下段の「注文書籍」に登録をお願いいたします。

この欄に記載しただけでは、教科書発注とはなりません。ご注意ください。

⑥成績の評価方法（300字以内）

具体的な評価方法（課題の提出、レポート提出、小テスト等）を明示してください。
※「授業の出席」だけを評価対象とすることはできません（評価の「前提」となるべきものであるから）。「出席」を「授業への意欲」と見る観点から評価することは可能です。

⑦成績評価の基準（300字以内）

『(評価方法の)割合』『(合格の)基準』『備考(例えば救済措置云々、前年度の評価結果割合の開示など)』などの項目を具体的に学生に提示したいと考えております。受講生に対して、その成績となった根拠を明確に説明できるような基準を示してください。

【到達目標】に対応して、どの程度達成されたかを測る「基準」を記述する。

【到達目標】に示した「領域別観点」に従って書くのも一つの方法。

⑧受講学生への要望（95字以内）

受講にあたっての注意や授業に対する姿勢等を記入してください。（95字以内）

⑨備考

学務課使用欄ですので、記載はお控えください。

ご 注意 く だ さ い ! !

教科書・参考書販売について

教科書等については業者手配のため、お手数ですがWeb入力画面の最下段にある「注文書籍」に登録してください。

この欄に記載がない場合は、教科書を発注したことにはなりません。

教科書、参考書欄に記載され、大学売店で販売する場合は、必ず注文書籍の欄に記入をお願いいたします。

締切：ご多用の折、誠に恐縮ではございますが、平成22年1月23日（土）までに別紙作成例をご参照の上、Web登録をお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、社会福祉学部学務課までお問合せください。

(問い合わせ)

皇學館大学 社会福祉学部学務課

TEL 0595-61-3341

FAX 0595-61-3350

E-mail gakumus@kogakkan-u.ac.jp

年度		2005	SNO: 11514				
科目コード		100300	枚番: 0				
教員コード		000039					
<時間割上の科目タイトル>		<表示上の科目タイトル>※こちらが優先されます					
科目名	国語国文学講義 I-C						
担当者	愛知 太郎						
単位数	2						
セメスター	4						
区分	選択						
備考							

【授業目的】
古典和歌の基礎的知識とその鑑賞の仕方を身につけて、味わうことができるようになる。

【授業内容】第1回～第30回

第 1 回	実施日: 2009/10/01	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		シラバスについてよく読んで、不明な点について、質問できるようにしておく。	授業の方針説明。 特に事前課題・事後課題の提出の重要性と、その方法について説明する。	配付資料の整理。
第 2 回	実施日: 2009/10/08	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する和歌1首の現代語訳をする(具体的な和歌についてはMoodle参照、提出もMoodleにて)。	枕詞について、具体例に即して概要を説明して、その詩的效果について考える。	谷知子『和歌文学の基礎知識』(角川選書) 渡部泰明『和歌とは何か』(岩波新書)
第 3 回	実施日: 2009/10/15	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する和歌1首の現代語訳をする(具体的な和歌についてはMoodle参照、提出もMoodleにて)。	序詞について、具体例に即して概要を説明して、その詩的效果について考える。	谷知子『和歌文学の基礎知識』(角川選書) 渡部泰明『和歌とは何か』(岩波新書)
第 4 回	実施日: 2009/10/22	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する和歌1首の現代語訳をする(具体的な和歌についてはMoodle参照、提出もMoodleにて)。	掛詞と縁語について、具体例に即して概要を説明して、その詩的效果について考える。	谷知子『和歌文学の基礎知識』(角川選書) 渡部泰明『和歌とは何か』(岩波新書)
第 5 回	実施日: 2009/10/29	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する和歌1首の現代語訳をする(具体的な和歌についてはMoodle参照、提出もMoodleにて)。	本歌取りについて、具体例に即して概要を説明して、その詩的效果について考える。	谷知子『和歌文学の基礎知識』(角川選書) 渡部泰明『和歌とは何か』(岩波新書)
第 6 回	実施日: 2009/11/05	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する和歌の収められている歌集名を調べて報告する(具体的な和歌についてはMoodle参照)。	贈答歌について、具体例に即して概要を説明して、文化史上的位置づけを考える。小テスト実施(Moodle)。	贈答歌の典型的用例を取り上げて、その特徴について説明する(400字程度)。提出はMoodleにて。
第 7 回	実施日: 2009/11/12	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する和歌の現代語訳をする(具体的な和歌についてはMoodle参照、提出もMoodleにて)。	歌合について、具体例に即して概要を説明し、その歴史的展開について考える。	歌合の典型的用例を取り上げて、その特徴について説明する(400字程度)。提出はMoodleにて。
第 8 回	実施日: 2009/11/19	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する和歌1首の現代語訳をする(具体的な和歌についてはMoodle参照、提出もMoodleにて)。	屏風歌について、具体例に即して概要を説明し、併せて、政治と和歌との関係について考える。	屏風歌の典型的用例1首を取り上げて、その特徴について説明する(400字程度)。提出はMoodleにて。
第 9 回	実施日: 2009/11/26	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		指定する歌群(Moodle参照)の共通点を述べる。	百首歌の成立と展開について、具体例に即して説明して、和歌の中世的展開について考える。	百首歌という形式の成立の意味を『論集「題」の和歌空間』(笠間簡潔に述べる(400字程度)。提出はMoodleにて)。
第 10 回	実施日: 2009/12/03	授業内容	事後学習	参考文献
事前学習		「新編国歌大観」全10巻の各巻の「勧撰集・私撰集・私家集」という歌集の形態について、具体例に即して説明する。小テスト実施(Moodle)。	十三代集の下巻の「勧撰和歌集入門」(勉誠出版)記す。提出はMoodleにて。	『勧撰和歌集入門』(勉誠出版)

第 11 回 事前学習	実施日: 2009/12/10	授業内容 「竜田川」を詠んだ歌1首を探して、報告する(和歌・歌集名・作者名。Moodleにて提出)。	事後学習 歌枕について、具体例に即して概要を説明し、併せて、文学世界と現実との関連についても考える。	参考文献 「正徴物語」の指定箇所(Moodle)『歌枕・歌ことば』(笠間書院)
第 12 回 事前学習	実施日: 2009/12/17	授業内容 「題詠」ということについての、現在の意見を簡潔に記す。	事後学習 題詠について、その成立史を説明し、歌の「本意」という概念を検討する。	参考文献 「題詠」が成立する上で重要な要素について簡潔に述べる(Moodleにて)。
第 13 回 事前学習	実施日: 2009/12/24	授業内容 「袋草紙」の節信と能因の説話(Moodle参照)を現代語訳する。	事後学習 「教寄」という概念について、具体例に沿って説明し、歌人のあり方の一典型について考える。	参考文献 典型的な「教寄人」は誰だと考えるか、その理由も添えて述べる(Moodleにて)。
第 14 回 事前学習	実施日: 2009/12/31	授業内容 配付資料の系図の空欄を埋める。	事後学習 歌道家の三例を取り上げて説明し、歌人のあり方のもう一つの典型について考える。	参考文献 芸道の「家」が成立するための要件を簡潔に述べる(Moodleにて)。
第 15 回 事前学習	実施日: 2010/01/07	授業内容 これまでのノートを見直して、和歌の歴史の転換点を見出す。	事後学習 古今時代から新古今時代までの和歌のあり方を、歴史的な観点から整理し直していく。	参考文献 王朝和歌史を簡潔にまとめて、1200字程度レポートする(Moodleにて)。
第 16 回 事前学習	実施日:	授業内容	事後学習	参考文献
第 17 回 事前学習	実施日:	授業内容	事後学習	参考文献

第18回～30回 省略

【到達目標】

- ※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。
 1. 和歌の技法と生成・享受のあり方の基本的知識を説明することが出来る。
 2. 古典和歌に興味を抱き、その魅力を味わうことができる。
 3. 古典和歌について、注釈書等を参考にして、その解釈ができる。

【授業形態】

※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。
 いわゆる講義形式であるが、取り上げる和歌のいくつかの例については、学生に現代語訳を準備してもらい、それに基づいて議論をおこなう。

【教科書】

※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。
 配付資料を用意する。

【参考書】

※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。
 谷知子『和歌文学の基礎知識』(角川選書)
 渡部泰明『和歌とは何か』(岩波新書)

【成績評価の方法】

※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。
 Moodleによる事前課題の提出=30%、同事後課題の提出=30%、小テスト=20%、最終レポート=20%で評価する。なお、事前・事後課題を期限後に提出した場合は原則的に減点する(特別な事情がある場合にはその限りではない)。

【成績評価の基準】

- ※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。
 1. 和歌の基本的知識の習得の有無=事後課題の提出・小テストの得点により評価する。
 2. 古典和歌を学ぶ意欲・関心=事前課題・最終レポートの提出により評価する。
 3. 注釈書を用いて古典和歌の解釈ができる=事前課題・最終レポートの提出により評価する。

【受講学生への要望】

※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。
 成績の評価は、事前・事後課題の提出を最も重視するので、必ず期限内に提出すること。

【備考】

※[Alt]+[Enter]によってセル内で改行することができます。

科目名	国語・国文学講義 I C	単位数	2	セメスター	4
担当教員	深津 瞳夫	区分			
		備考			

【授業目的】 古典和歌の基礎的知識とその鑑賞の仕方を身につけて、味わうことができるようになる。古典和歌、特に古今集から新古今集までのいわゆる「王朝和歌」の技法と生成・享受のあり方について、作品に即して考える。古典和歌の基礎的知識とその鑑賞の仕方を身につけて、味わうことができるようになる。古典和歌、特に古今集から新古今集までのいわゆる「王朝和歌」の技法と生成・享受のあり方について、作品に即して考える。古典和歌の基礎的知識とその鑑賞の仕方を身につけて、味わうことができるようになる。古典和歌、特に古今集から新古今集までのいわゆる「王朝和歌」の技法と生成・享受のあり方について、作品に即して考える。

【授業形態】 いわゆる講義形式であるが、取り上げる和歌のいくつかの例については、学生に現代語訳を準備してもらい、それに基づいて議論することもある。

【成績評価の方法】 Moodleによる事前・事後課題の提出(30%)、小テスト(20%)、最終レポートの提出(50%)で評価する。なお、事前・事後課題を期限後に提出した場合は原則的に減点する(特別な事情がある場合にはその限りではない)。Moodleによる事前・事後課題の提出(30%)、小テスト(20%)、最終レポートの提出(50%)で評価する。なお、事前・事後課題を期限後に提出した場合は原則的に減点する(特別な事情がある場合にはその限りではない)。Moodleによる事前・事後課題の提出(30%)、小テスト(20%)、最終レポートの提出(50%)で評価する。なお、事前・事後課題を期限後に提出した場合は原則的に減点する(特別な事情がある場合にはその限りではない)。

【成績評価の基準】 事前・事後課題=提出そのものを評価する。提出毎に1点ずつ加算。小テスト=講義内容についての知識の定着を測るために10点満点の筆記試験を2回実施。得点を評価点とする。最終レポート=条件を満たしたレポートを40点として、内容によって減点または加点。上記3つを合計して最終的な成績評価をおこなう。事前・事後課題=提出そのものを評価する。提出毎に1点ずつ加算。小テスト=講義内容についての知識の定着を測るために10点満点の筆記試験を2回実施。得点を評価点とする。最終レポート=条件を満たしたレポートを40点として、内容によって減点または加点。上記3つを合計して最終的な成績評価をおこなう。上記3つを合計して最終的な成績評価をおこなう。

【受講生への要望】 成績の評価は、事前・事後課題の提出を最も重視するので、必ず期限内に提出すること。成績の評価は、事前・事後課題の提出を最も重視するので、必ず期限内に提出すること。

教科書 開講時に資料を配付する。	参考書 谷 知子『和歌文学の基礎知識』(角川選書) 渡部泰明『和歌とは何か』(岩波新書)
---------------------	----------------------------------------------------

科目名	□□□□□□□□□□□□□□□□	単位数	□		
担当教員	□□ □□	区分			
		備考			

【授業目的】

基本300文字

【授業形態】

基本9.5文字

【成績評価の方法】

基本300文字

【成績評価の基準】

基本300文字

【受講生への要望】

基本9.5文字

教科書 未 定	参考書 未 定
------------	------------

平成22年度シラバスウェブサンプル

<<レビュー>>

社会福祉援助技術論特講

子本 五郎

閉じる

【授業目的】

ソーシャルワーク実践モデル、とくに個人や家族を対象とした実践モデルの特徴を理解する。なお、実践モデルはソーシャルワークという実践活動の基盤となる考え方や方法を示すものである。

【授業内容】

第1回 実施日: 2010/04/07

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
	授業の進め方についての説明を行う。ソーシャルワークの実践モデルについて理解する。	テキスト序章を読む。	

第2回 実施日: 2010/04/14

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
心理社会的アプローチについて発表のための資料を作成する。	心理社会的アプローチを理解する。	心理社会的アプローチの特徴をまとめる。	ホリス/本出祐之訳『ケースワーク: 心理社会療法』岩崎学術出版社

第3回 実施日: 2010/04/20

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
心理社会的アプローチについて発表のための資料を作成する。	心理社会的アプローチを理解する。	心理社会的アプローチの特徴をまとめる。	ホリス/本出祐之訳『ケースワーク: 心理社会療法』岩崎学術出版社

第4回 実施日: 2010/04/28

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
機能的アプローチについての発表のための資料を作成する。	機能的アプローチについて理解する。	機能的アプローチの特徴をまとめる。	アブテカー/黒川昭登『機能主義ケースワーク入門』岩崎学術出版社

第5回 実施日: 2010/05/12

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
機能的アプローチについての発表のための資料を作成する。	機能的アプローチについて理解する。	機能的アプローチの特徴をまとめる。	アブテカー/黒川昭登『機能主義ケースワーク入門』岩崎学術出版社

第6回 実施日: 2010/05/18

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
問題解決アプローチについて発表のための資料を作成する。	問題解決アプローチについて理解する。	問題解決アプローチの特徴をまとめるとする。	ターナー/米本秀仁『ソーシャルワーク・トリートメント』中央法規出版

第7回 実施日: 2010/05/26

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
問題解決アプローチについて発表のための資料を作成する。	問題解決アプローチについて理解する。	問題解決アプローチの特徴をまとめるとする。	ターナー/米本秀仁『ソーシャルワーク・トリートメント』中央法規出版

第8回 実施日: 2010/06/02

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
家族療法について発表のための資料を作成する。	家族療法について理解する。	家族療法の特徴をまとめるとする。	鈴木浩二『家族に学ぶ家族療法』金剛出版

第9回 実施日: 2010/06/09

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
家族療法について発表のための資料を作成する。	家族療法について理解する。	家族療法の特徴をまとめるとする。	鈴木浩二『家族に学ぶ家族療法』金剛出版

第10回 実施日: 2010/06/15

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
行動療法について発表のための資料を作成する。	行動療法について理解する。	行動療法の特徴をまとめるとする。	武田建・荒川義子『臨床ケースワーク』川島書店

第11回 実施日: 2010/06/23

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
行動療法について発表のための資料を作成する。	行動療法について理解する。	行動療法の特徴をまとめるとする。	武田建・荒川義子『臨床ケースワーク』川島書店

第 12 回 実施日: 2010/06/30

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
課題中心ソーシャルワークについて発表のための資料を作成する。	課題中心ソーシャルワークについて理解する。	課題中心ソーシャルワークの特徴をまとめる。	武田建・荒川義子『臨床ケースワーク』川島書店

第 13 回 実施日: 2010/07/07

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
課題中心ソーシャルワークについて発表のための資料を作成する。	課題中心ソーシャルワークについて理解する。	課題中心ソーシャルワークの特徴をまとめる。	武田建・荒川義子『臨床ケースワーク』川島書店

第 14 回 実施日: 2010/07/14

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
エコロジカルアプローチについて発表のための資料を作成する。	エコロジカルアプローチについて理解する。	エコロジカルアプローチの特徴をまとめる。	平山尚『社会福祉実践の新潮流』ミネルヴァ書房

第 15 回 実施日: 2010/07/20

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
エコロジカルアプローチについて発表のための資料を作成する。	エコロジカルアプローチについて理解する。	エコロジカルアプローチの特徴をまとめる。	平山尚『社会福祉実践の新潮流』ミネルヴァ書房

第 16 回 実施日: 2010/09/15

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
ジェネラリスト・アプローチについて発表のための資料を作成する。	ジェネラリスト・アプローチを理解する。	ジェネラリスト・アプローチの特徴をまとめる。	太田義弘『ジェンラル・ソーシャルワーク』光生館

第 17 回 実施日: 2010/09/22

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
ジェネラリスト・アプローチについて発表のための資料を作成する。	ジェネラリスト・アプローチを理解する。	ジェネラリスト・アプローチの特徴をまとめる。	太田義弘『ジェンラル・ソーシャルワーク』光生館

第 18 回 実施日: 2010/09/29

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
ケアマネジメントについて発表のための資料を作成する。	ケアマネジメントを理解する。	ケアマネジメントの特徴をまとめる。	白澤政和『ケアマネジメント概論』中央法規出版

第 19 回 実施日: 2010/10/06

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
ケアマネジメントについて発表のための資料を作成する。	ケアマネジメントを理解する。	ケアマネジメントの特徴をまとめる。	白澤政和『ケアマネジメント概論』中央法規出版

第 20 回 実施日: 2010/10/13

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
ソーシャルサポート・ネットワークについて発表のための資料を作成する。	ソーシャルサポート・ネットワークを理解する。	ソーシャルサポート・ネットワークの特徴をまとめる。	藤崎宏子『高齢者・家族・社会的ネットワーク』培風館

第 21 回 実施日: 2010/10/20

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
ソーシャルサポート・ネットワークについて発表のための資料を作成する。	ソーシャルサポート・ネットワークを理解する。	ソーシャルサポート・ネットワークの特徴をまとめる。	藤崎宏子『高齢者・家族・社会的ネットワーク』培風館

第 22 回 実施日: 2010/10/27

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
エンパワメント・アプローチについて発表のための資料を作成する。	エンパワメント・アプローチを理解する。	エンパワメント・アプローチの特徴をまとめる。	小松源助監訳『ソーシャルワーク実践におけるエンパワメント』相川書房

第 23 回 実施日: 2010/11/03

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
エンパワメント・アプローチについて発表のための資料を作成する。	エンパワメント・アプローチを理解する。	エンパワメント・アプローチの特徴をまとめる。	小松源助監訳『ソーシャルワーク実践におけるエンパワメント』相川書房

第 24 回 実施日: 2010/11/10

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
構成主義・ナラティヴアプローチについて発表のための資料を作成する。	構成主義・ナラティヴアプローチを理解する。	構成主義・ナラティヴアプローチの特徴をまとめる。	野口裕二『物語としてのケア』医学書院

第 25 回 実施日: 2010/11/17

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
構成主義・ナラティヴアプローチについて発表のための資料を作成する。	構成主義・ナラティヴアプローチを理解する。	構成主義・ナラティヴアプローチの特徴をまとめる。	野口裕二『物語としてのケア』医学書院

第 26 回 実施日: 2010/11/24

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
特に关心をもったアプローチの事例を収集する。	事例検討を行う。	ソーシャルワーカーの機能と役割をまとめる。	

第 27 回 実施日: 2010/12/01

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
特に関心をもったアプローチの事例を収集する。	事例検討を行う。	ソーシャルワーカーの機能と役割をまとめる。	

第 28 回 実施日: 2010/12/08

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
特に関心をもったアプローチの事例を収集する。	事例検討を行う。	ソーシャルワーカーの機能と役割をまとめる。	

第 29 回 実施日: 2010/12/15

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
特に関心をもったアプローチの事例を収集する。	事例検討を行う。	ソーシャルワーカーの機能と役割をまとめる。	

第 30 回 実施日: 2011/01/12

事前学習	授業内容	事後学習	参考文献
事例検討のまとめを行う。	実践モデルに共通するソーシャルワーカーの技術を理解する。	ソーシャルワーカーの技術を文章化する。	

【到達目標】

12の実践モデルの特徴を説明できる。

【授業形態】

講義形式であるが、履修学生の報告と討論を中心に展開する。

【教科書】

久保義章・副田あけみ編著『ソーシャルワークの実践モデル』川島書店

【参考書】**【成績評価の方法】**

出席状況と発表内容、授業態度、提出物を評価の対象とする。

【成績評価の基準】

出席状況10%、発表内容60%、授業態度20%、提出物10%の配点とする。

【受講学生への要望】

問題意識を持って主体的に学ぶ態度を身につけてほしい。

【履修注意】

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
4	基準項目 指摘事項	<p>教育研究交流</p> <p>「海外の大学および研究機関との学術文化交流を推進し、教育・研究の充実を図ることを組織的に行うこと」を基本方針としながら、学生レベルでは短期間の交換留学にとどまっており、6ヶ月以上を要する交換留学については全く行われていないので、教育研究交流を活性化させるよう改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>「海外の大学および研究機関との学術文化交流を推進し、研究教育の充実を図ることを組織的に行うこと」を大学の基本方針とし、その方針に沿って、英国ノーサンプトン大学、中国河南大学との全学的な交流協定を締結している。</p> <p>2007（平成19）年度から、短期留学プログラムに参加した学生には、外国語科目として単位を認定する制度を設けている。このような留学制度は、建学の精神に基づき学則や規程などに定めているが、制度が発足してまだ3年である。</p> <p>教員・研究者の国際学術交流については、一定の実績が積み上げられているが、学生レベルでは短期間の交換留学にとどまっている。</p> <p>大学院については、地理的条件の制約があるとはいえ、国内の他大学院との単位互換などの制度を設けていない。</p>
	評価後の改善状況	<p>評価当時の状況と現状を比較すると、大きく次の点において改善への努力を行っている。</p> <p>①国際交流にかかる組織体制の強化</p> <p>国際交流にかかる事柄を担当する組織として国際交流委員会が置かれているが、平成23年4月より委員会の活性化を図るために、学長主導のもと担当学部長（乃至は学長指名教員）がその補佐を行うこととなり、体制強化に向けての取り組みを行っている。</p> <p>②国際交流担当部署の一元化</p> <p>これまで担当部署は学生支援部及び総務部で業務</p>

の分担をおこなっていたが、本学で学ぶ留学生の増加、また本学からの海外留学を促進・支援するため、経営改善計画の一環として、平成 25 年 4 月に学生支援部に国際交流担当を開設、専従スタッフを配置した。

③海外における大学等との協定促進

評価当時、英語圏における学生の短期語学留学のための海外締結大学としては、英国・ノーサンプトン大学があつたが締結更新時期に従前の内容を検討した結果、本学学生の語学研修をより魅力あるものとするために更新を行わないこととなった。但し、平成 23 年度からは英国・ケント大学と新たに、教育・研究両面の交流を内容とする締結を結び本学主導のもと進めることとなった。その結果、平成 23 年度には 23 名、平成 24 年度には 24 名の学生が短期語学留学に参加した。

中国語圏の大学とは、当初中国河南省の河南大学 1 校であったが、平成 22 年度より同省河南師範大学とも協定を結び 2 校となり、両大学の学生が本学 3 年次へ編入し、2 年間の学修を終えたのち、本学から学士の学位を授与するようにしている。留学が行いやすいように 10 月入学、9 月卒業の制度を設定している。

また、学術面の交流促進のため、中国社会科学院日本研究所との協定は継続しているが、平成 23 年度の締結更新にあたり、両機関における共同研究事業促進の条項を追加した。さらに平成 24 年度には新たな教育・研究の学術交流先として、南開大学と協定を締結し、教育面で短期中国語留学を推奨している。

本学では、国際交流の養成する人材像として、日本に対する深い知識と日本人としてのアイデンティティを有し、異なる言語・文化・価値観を理解し、日本の歴史・文化・社会に関する多様な情報を英語、あるいは現地語で発信できることに重点を置いている。その意味において、短期間で語学力の向上を図り、異文化を体験でき、比較的安価な費用で参加可能な短期海外留学が果たす役割は大きいと考える。

④本学学生の長期海外留学の課題解決

海外からの留学生受け入れは行われているが、本学の学生が海外の協定校へ 6 ヶ月以上留学することは、現状では学務上の課題等が多く、それらの解決に向けて努力する予定であり、現在、グローバル人材育成プロジェクトチームを立ち上げ検討を開始している。なお、平成 26 年度に本学はカリキュラムの大幅な改革を計画しており、それとの連動性を視野に置いている。

	改善状況を示す具体的な根拠・データ等
	①平成 23 年度国際交流事業報告 ②平成 24 年度国際交流事業報告 ③留学生・海外派遣学生数（平成 25 年度）及び協定校・協定機関一覧
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

教学運営会議
委員長 清水 潔 様

平成 23 年度国際交流事業報告

国際交流委員会

標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

1. 委員会体制

本年度より委員会体制が新しくなり、担当学部長が配置されるとともに、委員メンバーの増加を図り、委員会内にワーキンググループを設置した。委員については、従前の経緯を鑑み、中国語圏及び英語圏との交流の経験者、各学部及び研究機関等から1名以上の推薦を得て就任することとなった。

【委員】計 14 名

清水学長・櫻井社会福祉学部長(委員長:担当学部長)・半田文学部長・池田文学部教授・豊住文学部教授、
張文学部教授・松下文学部講師・錦教育学部教授・橋本現代日本社会学部教授・荊木史料編纂所教授、
西谷事務局長・川口学生支援部長・堀井総務部長・玉田総務部主任(担当)

【中国語圏ワーキンググループ】計 7 名

荊木教授(座長)・張教授・橋本教授・宮城社会福祉学部教授・松下講師・櫻井委員長・玉田主任

【英語圏ワーキンググループ】計 6 名

櫻井委員長(座長)・池田教授・田浦文学部教授・豊住教授・錦教授・玉田主任

2. 本年度委員会およびワーキンググループの開催状況

①委員会

第 1 回	平成 23 年 4 月 1 日	第 2 回	平成 23 年 4 月 20 日	第 3 回	平成 23 年 5 月 25 日
第 4 回	平成 23 年 7 月 19 日	第 5 回	平成 23 年 10 月 5 日	第 6 回	平成 23 年 11 月 25 日
第 7 回	平成 24 年 3 月 6 日	第 8 回	平成 24 年 3 月 28 日(予定)		

②中国圏ワーキンググループ

第 1 回	平成 23 年 6 月 9 日	第 2 回	平成 23 年 6 月 29 日	第 3 回	平成 23 年 7 月 13 日
第 4 回	平成 23 年 9 月 27 日	第 5 回	平成 24 年 1 月 12 日	第 6 回	平成 24 年 2 月 23 日

③英語圏ワーキンググループ

第 1 回	平成 24 年 1 月 11 日
-------	------------------

3. 経営改善計画にかかる諸課題

経営改善計画(平成 22 年度)においては、以下の 5 点が掲げられ、その検討が国際交流委員会等に求められている。

①国際交流センター(仮称)の設置について

国際交流の実施組織として、国際交流センターを設置し、国際交流にかかる諸情報の収集・整理・蓄積、これまでの学術交流の活用促進、留学に関わる業務、特に留学生の受入、本学学生の海外派遣、教員の学術交流、事務職員のスキルアップ等に関わる業務を一元化する。平成 24 年度秋学期の準備室設置、平成 25 年度の国際交流センター開設を目指す(可能ならば 24 年度内が望まれる)。

現在、皇學館大学国際交流指針および国際交流年間業務計画の策定、諸規程の整備・新制定、組織体制のあり方等について準備検討している。また、国際交流業務は現在、事務局総務部の職員が業務の一端として行っているが、留学生の派遣・受入については総務部及び学生支援部、研究者の派遣や受入については、総務部・各学部・大学院研究科及び附置研究所、情報発信については関係部署等との緊密な連携と情報共有が必要である。さらに、留学生・研究者等との相談・交流のための場所が、事務局カウンターの窓口対応で処理されていることは、国際交流の本来的業務を推進する上では問題が多い。そこで、平成 24 年度には国際交流業務専属のスタッフを配置し、センターのための独自の部屋ないし空間を設定する予定である。

更に、学内外からの資金を募り、国際交流の財政基盤を整え、その推進を図っていくことを検討している。

②外国人留学生・海外留学への支援

留学生の受入について、中国の協定校とは一定の成果があるが、それ以外の国とは皆無の状態にある。特に英語圏及び英語を用いることができる留学生受入について、平成 24 年度中にその方向性をまとめ、平成 25 年度からの受入開始を目指す。

本学からの留学生派遣について、中国語圏・英語圏ともに短期留学制度は存在するが、中国語圏への派遣は過去 3 年間実施できていない。現在、その問題点の解明を行い、平成 24 年度からの新たなプログラムの実施に向け南開大学(天津市)と調整中である。長期留学生派遣については、学生の能力、単位認定、カリキュラム対応、派遣先の待遇等課題が山積するが、学生のニーズの多い英語圏への留学については、平成 24 年度中に制度設計へ向け、具体的な検討に入る。

さらに教員の海外留学制度はあるものの有機的に活用されておらず、実用的な運用に向け、その支援態勢を整える。

③大学院レベルの学術交流

大学院には協定校である河南大学および河南師範大学出身者を中心に現在 9 名の留学生が在籍しているが、本学からの留学生派遣実績は皆無の状態である。学部生同様に派遣については課題が多いが、受入については英語圏協定校であるケント大学からもそのニーズがあるとの回答を得ている。また、今年度行った情報収集からは、協定校以外の北京大学、ワルシャワ大学、オスロ大学等ともその交流の可能性を見出せそうである。まずは、小規模の相互交流実現と日本学術振興会助成金等外部資金獲得を視野に入れたスマートな交流スタイルを各関係 WG において、模索する。

④日本の歴史・伝統・文化の海外への発信

国際シンポジウムの開催等、本格的な事業については国際交流センター開設後に展開するが、それに先駆け、平成 24 年度中にHPの外国語版(英語・中国語)の作成と『皇學館大学国際交流ガイド』の発行する予定である。

⑤地域と世界を結ぶ国際交流

地域との交流、地域の活性化については、本学の国際交流のみならず、本学の教育研究目標の大きな柱とされる。式年遷宮を平成 25 年に控えた今、日本はもとより世界中の注目が伊勢の地に向けられるところでもある。本格的な事業展開は国際交流センターで構想するが、神宮・地方自治体・地域コミュニティ等とのネットワークを強化し、特色ある地域テーマ(「伊勢学」「伊勢文化」等)を据えた地域貢献型の事業を国際的に展開することが考えられる。

4. 本年度の主な活動状況

①大学基準協会への回答(別紙参照)

②英国・ケント大学との協定締結(新規)について

平成 23 年 8 月 9 日に英国・ケント大学において、学術交流協定を締結した。協定内容は、①ケント大学での短期語学研修の実施、②教職員の交流、③アジアの宗教・文化などをテーマにした共同研究で、協定期間は 5 年である。

③中国社会科学院日本研究所との協定締結(更新)について

平成 23 年 11 月 14 日に中国社会科学院日本研究所において、3 度目の協定更新を行った。研究員の待遇等、一部協定内容の見直しを行った。協定期間は 3 年。

④短期留学生派遣について(計 23 名)

平成 23 年 8 月 5 日～同 31 日の間、英国へ 23 名の学生を派遣し、ケント大学において、語学研修を実施した(3 週間)。

⑤留学生の受入について(計 10 名)

平成 23 年度秋学期より編入留学生(3 年次生)として、河南大学より 2 名(共にコミュニケーション学科)、河南師範大学より 6 名(国文学科 3 名・コミュニケーション学科 3 名)の留学生を受け入れた。なお、大学院には河南師範大学出身者を文学研究科国文学専攻博士前期課程及び博士後期課程に各 1 名ずつ受け入れた。

⑥研究員の受入について(計 3 名)

平成 22 年度より引き続き、河南大学国際交流処副處長の馬国強氏(平成 22 年 9 月～平成 23 年 9 月)、河南師範大学外語学院日本学科講師の李曉紅氏(平成 23 年 5 月～同年 11 月)と王勤氏(平成 24 年 1 月～同年 7 月)を受け入れた。

⑦国際交流にかかる出張について

中国語圏

【河南大学】編入学試験(平成 23 年 6 月 20 日) 【河南師範大学】編入学試験(平成 23 年 6 月 21 日)

【中国社会科学院日本研究所】交流協議(平成 23 年 6 月 22 日)

*櫻井委員長・張教授・三品准教授・松下講師・西谷局長・玉田主任

【中国社会科学院日本研究所】協定調印(平成 23 年 11 月 14 日)

*清水学長・張教授・筒井現代日本社会学部教授・莉木教授・玉田主任

英語圏

【ケント大学】協定調印・短期留学引率(平成 23 年 8 月 7 日～同 27 日)*櫻井委員長・池田教授・玉田主任

⑧本学への来訪者と情報収集について

(1) 来訪者〔国際交流委員会扱い〕2件

【焦留成河南師範大学校長以下5名】表敬訪問(平成23年7月6日)

【根本スミス文代ケント大学CEWLコーディネーター】交流協議(平成24年3月6日)

(2) 来訪者〔国際交流委員会以外扱い〕6件

【エマ・ルトコフスカ ワルシャワ大学本学科主任教授】記念講義(平成23年6月9日)*文学部国史学科

【フォルカー・シュタンツェル駐日ドイツ大使】表敬訪問(平成23年7月27日～同28日)*現代日本社会学部

【ジョー・プライス氏】記念講義(平成23年12月13日)*文学部国史学科

【ドイツ日本研究所訪問団一行】表敬訪問・交流会(平成23年12月15日)*現代日本社会学部

【牛建強河南大学歴史学院教授】講演依頼(平成24年3月28日:予定)*上野(秀)文学部教授

(3) 情報収集について

中国語圏

【南開大学】平成24年3月に協定締結および短期留学生の派遣について、情報交換を行った(玉田主任)。

英語圏

【ケンブリッジ大学】平成24年8月16日に同大学クレアホールを訪問し、研究者の受入や滞在情報についての情報収集を行った(櫻井委員長・池田教授・玉田主任)。

その他

【オスロ大学】平成23年11月30日にマーク・テーウェン同大学日本学科教授が来訪され、同大学の日本研究の事情について情報提供を受けた(櫻井委員長)。

(4) その他

【王偉中国社会科学院日本研究所教授以下5名・関根英行嘉泉大学校教授以下3名】

日・中・韓 三国比較研究集会『アジア的福祉文化の構造と課題』(平成24年1月7日)*地域福祉文化研究所

5. 国際交流にかかる提案

①指針(案)の策定について

本学では、これまでさまざまな形で国際交流が実施され、特に近年は、英国の大学、中国の大学及び研究機関との交流締結が結ばれるなど、積極的に行われてきた。しかしながら、それら交流実施が、本学における国際交流の目標やあり方との関連付けが必ずしも明確ではないとの指摘もなされている。こうした課題について当委員会では、本年度の作業の一つとして、これまでの本学の国際交流が目指してきた内容を整理するとともに、グローバル化した国際社会における動向と大学の役割を勘案し、本学における「国際交流指針」の策定を試みた。

前文

明治15(1882)年、時の神宮祭主・久邇宮朝彦親王の令達を以て設立された本学は、平成24(2012)年4月30日をもって創立130周年の佳節を迎える。また、昭和21(1946)年2月の廃学後、同37(1962)年に再興されて50周年の時を刻むにいたった。

本学が創立された130年前は、日本が新たに世界へ門戸を開いて幾ばくの歳を経てのことであり、また再興された時代に思いを致す時、戦後日本を世界の中に再定位する機と重なりあっている。

さらに、21世紀を迎えた今日、グローバル化は、さまざまな領域で世界が近接化し、異なる社会・文化が共に在る意識を高くさせ、その意義を一層深める上で具現化を要求していると言つてよかろう。こうした時代に、本学は、

教育・研究の主体性を保持しながら、広く世界の大学・研究機関と交流を図り、本学が使命とする、文明の進展に寄与するとともに、積極的に「洋の東西の道義の確立」を目指す必要があろう。

ここに、国際交流の指針を掲げ、皇學館大学における国際的な役割を明示するものである。

1つの基本方針 世界の中の皇學館－主体性を拓く

2つの基軸 全学参画と相互交流

- 1.学生・教職員の全学構成員の参画
- 2.相互交流

3つの目的 教育・研究・地域貢献(3C)

- 1.「教育」Communication(交流)
- 2.「研究」Collaboration(協働)
- 3.「地域」Contribution(貢献)

4つの方策

- 1.国際交流支援体制の充実
- 2.国際交流アクションプランの策定とその評価の実施
- 3.国際交流事業推進のための財政基盤の確立
- 4.国際ネットワークの形成

②国際交流センター(仮称)の役割について

(1)規程の制定

国際交流を進展させる上では、現在の委員会体制では不十分であり、本学の経営改善計画に掲げられている通り、「国際交流センター」(仮称)を設置し、予算付けを行う方向性が必要と考えられる。その位置づけは、現在の「教育開発センター」が参考となり、その考えに基づいた規程制定を行う必要がある。

(2)センター運営と役割について

センターの組織については、構成員のあり方など更に検討は必要であるが、運営委員会を設置し、そのもとに実践的な役割を担う英語圏および中国語圏 WG を据え、戦略的かつ計画的に具体的な事業展開を行うことが望ましい。

添付資料

- ◎委員会及びWG 議事録
- ◎平成23年度の締結協定書(ケント大学・中国社会科学院日本研究所)
- ◎大学基準協会への回答(別紙)

平成 24 年度国際交流事業報告

国際交流委員会

標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

1. 委員会体制

平成 24 年 7 月の事務局人事異動に伴い、川口学生支援部長が外れ、堀井総務部長が学生支援部長になり、新たに水本総務部長が加わった以外は、平成 23 年度のメンバー構成と同様であった。

【委員】計 14 名

清水学長・櫻井社会福祉学部長(委員長:担当学部長)・半田文学部長・池田文学部教授・豊住文学部教授・張文学部教授・松下文学部講師・錦教育学部教授・橋本現代日本社会学部教授・莉木史料編纂所教授・西谷事務局長・川口学生支援部長/堀井総務部長(平成 24 年 4~6 月)・堀井学生支援部長/水本総務部長(平成 24 年 7 月~)・玉田総務部主任

【中国語圏ワーキンググループ】計 7 名

莉木教授(座長)・張教授・橋本教授・宮城社会福祉学部教授・松下講師・櫻井委員長・玉田主任

【英語圏ワーキンググループ】計 6 名

櫻井委員長(座長)・池田教授・田浦文学部教授・豊住教授・錦教授・玉田主任

【国際交流センター課題検討ワーキンググループ】計 8 名

櫻井国際交流委員長(座長)・池田教授・豊住教授・莉木教授・松下准教授・堀井部長・水本部長・玉田主任

2. 本年度委員会およびワーキンググループの開催状況

①委員会

第 1 回	平成 24 年 5 月 10 日	第 2 回	平成 24 年 6 月 11 日	第 3 回	平成 24 年 7 月 11 日
第 4 回	平成 24 年 9 月 18 日	第 5 回	平成 24 年 10 月 11 日	第 6 回	平成 24 年 12 月 17 日
第 7 回	平成 25 年 1 月 24 日	第 8 回	平成 25 年 2 月 28 日	第 7 回	平成 25 年 3 月 1 日
第 10 回	平成 25 年 3 月 27 日				

②中国圏ワーキンググループ

第 1 回	平成 24 年 5 月 1 日	第 2 回	平成 24 年 5 月 10 日	第 3 回	平成 24 年 7 月 4 日
第 4 回	平成 24 年 10 月 3 日	第 5 回	平成 25 年 2 月 20 日		

③英語圏ワーキンググループ

第 1 回	平成 24 年 5 月 10 日
-------	------------------

④国際交流センター課題検討ワーキンググループ

第 1 回	平成 24 年 11 月 15 日	第 2 回	平成 24 年 11 月 29 日	第 3 回	平成 24 年 12 月 13 日
-------	-------------------	-------	-------------------	-------	-------------------

3. 経営改善計画にかかる諸課題

経営改善計画(平成 22 年度)においては、以下の 5 点が掲げられ、その検討が国際交流委員会等に求められている。

①国際交流センター(仮称)の設置について

国際交流の実施組織として、国際交流センター(仮)を設置し、国際交流にかかる諸情報の収集・整理・蓄積、これまでの学術交流の活用促進、留学に関する業務、特に留学生の受入、本学学生の海外派遣、教員の学術交流、事務職員のスキルアップ等に関する業務を一元化する目的で検討がなされたが、センター設置までに至らず、平成 25 年度からは専従職員 1 名を配し、学生支援部の下に国際交流担当(課)が開設されることになった。国際交流担当(課)の設置場所は、臨時措置として 9 号館 1 階の「主体的学修と多様な交流のための空間」(百船)事務スペース内に設けられることになった。今後、独自の部屋ないし空間へ移設されることが求められる。更に、学内外からの資金を募り、国際交流の財政基盤を整え、その推進を図っていくことを検討している。なお、本件については、国際交流センター課題検討ワーキンググループが「国際交流センター(仮称)構想にかかる諸課題と提案について」(中間報告)と題した答申を行っている(資料添付)。

②外国人留学生・海外留学への支援

留学生の受入について、中国の協定校とは一定の成果があるが、それ以外の国からはほとんど皆無の状態にあるため、国際交流委員会において、一般外国人留学生の受入について検討、関係会議・委員会に対し、新たな入試制度に関する提案を行った。その結果、平成 25 年度からは外国人留学生入学試験が実施されることとなり、現在入試委員会において、その準備が進められている。

本学からの留学生派遣について、中国語圏・英語圏ともに短期留学制度は存在するが、中国語圏への派遣は過去数年間実施できておらず、問題点の解明を行った結果、新たな派遣先として、平成 24 年 6 月に南開大学(天津市)と協定締結に至った。しかし、本学単独でのプログラム運営は単独開催に必要な参加者数の確保が困難であるため、平成 25 年度は四日市大学や國學院大學との共催案を検討することになった。

長期留学生派遣については、学生のレベル・単位認定・カリキュラム対応・派遣先の待遇等課題が山積するが、学生のニーズの高い英語圏への留学については、平成 25 年度中の制度策定へ向け、協定校である英国・ケント大学と具体的な検討に入る。ただし、単位認定の部分では本学科目の完全セメスター化の課題があり、その解決にあたっては検討時間が必要と考えられる。その他、国の施策でもあるグローバル人材育成の観点から平成 25 年 2 月に学長直属の「グローバル人材養成プロジェクト会議」が発足し、平成 26 年度のカリキュラム改定を視野に入れた方策の検討が行われている。

③大学院レベルの学術交流

大学院には協定校である河南大学および河南師範大学出身者を中心に現在 5 名の留学生が在籍しているが、本学からの留学生派遣実績はない。学部生同様に派遣については課題が山積する。平成 24 年 7 月より検討してきた伊勢市との共同事業である「欧米圏大学からの大学院生短期受入プログラム」は平成 25 年 3 月の伊勢市議会において決議され、平成 25 年度は伊勢市から事業実施のために約 415 万円の助成を受けることになった。英国・ケント大学、フランス・東洋言語文化大学、ポーランド・ワルシャワ大学、ノルウェー・オスロ大学、米国・ハーバード大学等へ案内し十数名の大学院生(日本研究者の卵)を受け入れ、平成 26 年 2~3 月にかけて実施の予定である。

④日本の歴史・伝統・文化の海外への発信

平成 25 年度にHPの外国語版(英語・中国語)の作成と『皇學館大学国際交流ガイド』の発行について、事業計画に盛り込んでおり、国際交流委員会および担当(課)が中心にその作業にあたる。

⑤地域と世界を結ぶ国際交流

地域との交流、地域の活性化については、本学の国際交流のみならず、本学の教育研究目標の大きな柱とされる。式年遷宮を平成 25 年に控えた今、日本はもとより世界中の注目が伊勢の地に向けられるところでもある。先述の伊勢市との共同事業を皮切りに、神宮・地方自治体・地域コミュニティ等とのネットワークを強化し、特色のあるテーマ(「伊勢学」「伊勢文化」等)を設定した地域貢献型の事業を国際的に展開することが考えられる。

国際交流の財政基盤面では、平成 24 年 11 月に伊勢市の神都ライオンズクラブより 100 万円の資金援助があり、学生の海外派遣のための支援金に充てられることになった。但し、基金運用にかかる規程などは未整備

である。

4. 本年度の主な活動状況

①大学基準協会への回答(別紙参照)

②中国・南開大学との協定締結(新規)について

平成 24 年 6 月 7 日に中国・南開大学漢語言文化学院との間ににおいて、学術交流協定を締結した。その主な協定内容は、①短期留学生の派遣、②教職員の交流、③共同研究の実施等で、協定期間は 3 年である。

③短期留学生派遣について(計 24 名)

平成 24 年 8 月 3 日～同 30 日の間、英国へ 24 名の学生を派遣し、ケント大学において、語学研修を実施した(30 日間)。

④留学生の受入について(計 10 名)

平成 24 年度秋学期より編入留学生(3 年次生)として、河南大学より 4 名、河南師範大学より 4 名の留学生を受け入れた。なお、大学院には米国人及び中国人留学生を各 1 名ずつ文学研究科国文学専攻博士前期課程に受け入れた。

⑤研究員の受入について(計 5 名)

河南師範大学外語学院日本学科講師の王勤氏(平成 24 年 1 月～同年 7 月)と李卉氏(平成 24 年 9 月～平成 25 年 9 月)を受け入れた。また、中国社会科学院日本研究所より副研究員・白如純氏と助理研究員・張勇氏(平成 24 年 12 月～平成 25 年 6 月)を受け入れた。また、北京大学外国語学院の劉琳琳氏を平成 25 年度に客員研究員として受け入れることを決定した。

⑥国際交流にかかる出張について

中国語圏

【南開大学】視察・交流協議(平成 24 年 5 月 6 日～同 7 日)*櫻井委員長・張教授・玉田主任

【河南師範大学】編入学試験(平成 24 年 6 月 4 日) 【河南大学】編入学試験(平成 24 年 6 月 5 日)

【南開大学】協定調印(平成 24 年 6 月 7 日)*荊木教授・張教授・松下准教授・中川准教授・西谷局長・玉田主任

【中国社会科学院日本研究所】研究交流(平成 24 年 8 月 20 日～9 月 2 日)

*宮城教授(宿泊費・食費等滞在費は中国社会科学院日本研究所が負担)

英語圏

【ケント大学】プログラム視察(平成 24 年 5 月 13 日～同 21 日)

*豊住教授(ケント大学滞在時の宿泊費・食費等滞在費はケント大学が負担)

【ケント大学】短期留学引率(平成 24 年 8 月 3 日～同 30 日)*池田教授・市田助教・玉田主任・奥村書記

⑦本学への来訪者について国際交流委員会扱い分】

【李 春光 在日本中国大使館一等書記官・中国社会科学院日本研究所研究員】

【河南大学訪問団(朱 恒寛学長以下 5 名)】創立 130 周年・再興 50 周年記念式典(平成 24 年 4 月 29～30 日)

【ジェーン・ショート ケント大学 CEWL ディレクター】交流協議(平成 25 年 3 月 7 日)

⑧その他

平成 25 年度より 2 ヶ年の計画で、ケント大学との間において、津田学術振興基金の助成を受け、共同研究プロジェクトが実施される。研究代表者は池田教授、研究分担者は半田教授・児玉文学部教授・田浦教授で、研究テーマは「日英文学・教育の比較研究」で、平成 25 年 11 月にケント大学の研究者 3 名を招いてのシンポジウムを予定されている。

以上

添付資料

◎委員会及び WG 議事録 ◎「国際交流センター(仮称)構想にかかる諸課題と提案について」(中間報告)

◎平成 24 年度の締結協定書(中国・南開大学) ◎大学基準協会への回答(別紙)

留学生・海外派遣学生数(平成 25 年度)及び協定校・協定機関一覧

※平成 25 年 5 月 1 日現在

留学生数

文学部

学科	協定校※		協定校以外		計	
	入学者数	在籍者数	入学者数	在籍者数	入学者数	在籍者数
国文学科	0	16	0	0	0	16
コミュニケーション学科	0	16	0	0	0	16

※協定校 河南大学(中国)、河南師範大学(中国)より 3 年次編入生として受入。

大学院文学研究科

学科	協定校出身※		一般(協定校以外)		計	
	入学者数	在籍者数	入学者数	在籍者数	入学者数	在籍者数
国文学専攻博士前期	0	1	0	2	0	3
国文学専攻博士後期	0	2	0	0	0	2

※協定校 河南大学、河南師範大学(いずれも中国)。

海外派遣学生数

学部

協定による派遣先留学		派遣学生数	適用
英語圏	ケント大学	23(予定)	短期留学(平成 25 年 8 月 3 日～同 30 日) 参加者内訳(文学部 11・教育学部 12 名)
中国語圏	南開大学	なし	

協定校

協定校・協定機関		協定締結時期	内容
英語圏	ケント大学	平成 23 年 8 月	
中国語圏	河南大学	平成 16 年 10 月	学術交流協定(学生及び教職員の相互交流)
	河南師範大学	平成 22 年 6 月	
	南開大学	平成 24 年 6 月	
	中国社会科学院 日本研究所	平成 17 年 3 月	学術交流協定(研究者の相互交流)

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
5	基準項目 指摘事項	学位授与・課程修了の認定 文学研究科において、過去5年間の課程博士授与件数が少ないので改善が望まれる。
	評価当時の状況	平成15年度から平成19年度までの博士の学位取得者数は11名であるが、そのうち9名までが論文博士であり、課程修了者で学位を取得した者は2名にとどまっている。
	評価後の改善状況	<p>学位授与の学修プロセスについて、まず、平成21年度の大学院（文学研究科）教育改革プロジェクトにて検討した上で、平成22年度の文学研究科カリキュラムの改定に反映した。全学的には、平成23年度の学舎統合の後に、大学院改善検討委員会にて検討した結果を平成24年1月13日開催の教学運営会議に答申し、平成24年1月18日開催の大学院委員会にて報告を行った。</p> <p>課程博士授与件数は別記に示す通りである（改善状況を示す具体的な根拠・データ等）。なお、学位授与プロセスを明確にし、次のように取り決めた。</p> <p>①学位論文（博士）の要旨及び審査結果を紀要並びにインターネット上で公開する。また、論文博士（乙号）に関しては、予備審査（2名）・本審査（3名）、を選出、その審査報告に基づく論文受理から学位授与に至る経緯を明確にした。</p> <p>②課程博士（甲号）に関しては6月、又は11月～12月の締切日を定め、提出した論文について原則「公開口頭試問」を実施し、論文受理から学位授与の経緯を明確にした。</p> <p>③課程博士論文作成の過程での指導体制を明確にし、組織として指導する体制作りを進めた。</p> <p>④学位論文については、公刊のための出版助成を行う。</p>

	<p>⑤課程博士取得対象者には、論文作成のための基準を設け、オリエンテーションその他で、周知させないように努める。</p> <p>以上を踏まえ、今後なお、さらに現状を分析し、課程博士授与件数に関する課題について検討を進める。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院（文学研究科）教育改革プロジェクト（最終試案） ・大学院改善検討員会（答申） ・平成23年度博士学位授与者（課程博士） 1名 ・平成24年度博士学位請求論文提出者 (課程博士) 3名 (H25年3月18日学位授与) ・平成25年度履修要項 (pp.267～275)
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

大学院教育改革プロジェクト（最終試案）

平成 21 年 12 月 14 日

委員 清水潔・深草正博・河野訓・岡野友彦・深津睦夫*・堀井史仁・山村智彦（事務局）

1. 人材養成目的・目標の明確化

博士課程（前期・後期）と博士課程（前期）・修士課程と区別して明確化する。

（→ 各専攻）

2. 教育プログラム

(ア) 専門分野のカリキュラム改訂

（→ 各専攻）

留意点（1）教育課程の有機的な関連と階梯的内容。

（2）専攻全体で教育する体制。

(イ) 研究者として必要な能力・スキルのためのプログラム

① RA・TAへの積極的登用。

② 『論叢』、各学会研究誌・会報等の雑誌編集実務の経験。

③ 研究会等の運営の経験。

(ウ) 学部・院の接続プログラム

① 大学院の授業に学部生の参加を認め、院進学後に「単位」として認定。

② 社会人・留学生には、学部の科目を大学院の科目として認定。

③ 大学院生で資格取得希望の者には、科目等履修生としてではなく、無料で受講を認める。 ← 院生獲得の戦略的意味からの措置

(エ) 学位論文作成の中間的段階の設定と水準の確認

① 修士論文・博士論文提出予定者の各専攻合同中間発表会を開催する。

② 研究計画書は、指導教員だけではなく、各専攻教員全員が共有する。

* 現行の研究報告書・計画書は客観的な一定レベルの内容が求められているわけではない。

(オ) 関連領域に関する教育プログラム

現行の他専攻 8 単位まで取得可という条項を活用する。

3. 学位授与の学修プロセスの管理

(ア) 「課程博士」の認識の再確認

たとえば「助教」として大学教育に携わることのできるレベル。

(イ) 後期課程 1 年 (D1) の秋学期末に博士論文の構想を提出

* 現状として、学術振興会特別研究員の「DC2」申請 (D1 終了時) には、博士論文の構想の提出が求められる。

(ウ) D2 春学期終了時・D3 春学期終了時に各専攻合同中間報告会の開催

(エ) 雑誌論文発表の義務化

博士論文提出以前に、雑誌論文 3 本を必要とする（うち査読論文 1 本）。

「特殊課題研究」において指導を受けて、雑誌論文 1 本以上を提出することを以て 4 単位とする。この「特殊課題研究」12 単位を必修とする。

* 現行の「特殊課題研究」は、報告書でも可となっている。

(オ) 後期課程における必要単位数。

【現行規程】指導教員が指導する「特殊研究」と「特殊課題研究」、及びそれ以外の「特殊研究」を併せて 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること。

↓

指導教員が指導する「特殊研究」及び「特殊課題研究」を併せて 16 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること

(カ) オフィスアワーの設定

「特殊課題研究」の時間を時間割に明示。

(キ) 複数の指導教員による論文指導

規定の整備。

「特殊課題研究」の交互の指導。

(ク) 留学生の語学力に応じた適切な論文指導

留学生には院生のチューター (TA) をつける。

4. 学位授与のプロセスの透明性の確保

(ア) 学位論文（博士・修士）の要旨及び審査結果の要旨の公開

研究紀要とインターネットに公開する。

(イ) 予備審査の実質化

予備審査（2名）、本審査（3名、ただし予備審査委員1名を含むも可）、公聴会を開催する。

(ウ) 学位論文の公刊

出版助成をおこなう。

平成 23 年 12 月 7 日

教学運営会議

委員長 清水 潔 様

大学院改善検討委員会
委員長 半田美永

大学院改善検討委員会(答申)

平成 23 年 4 月 27 日の教学運営会議により、教学上の諸課題を検討する委員会のひとつとして大学院改善検討委員会が設置されることとなり、半田美永総務担当学部長のほか、河野訓(神道学科)、大島信生(国文学科)、上野秀治(国史学科)、中村哲夫(教育学科)、新田均(現代日本社会学科)、宮城洋一郎(社会福祉学科)が委員となった。

平成 23 年 7 月 6 日に第 1 回会議を開催し、次に掲げる大学院教育改革プロジェクトの課題等について各専攻で実施状況を確認し、検討することとした。

1. 人材養成目的・目標の明確化

博士課程(前期・後期)と博士課程(前期)・修士課程と区別して明確化する。

2. 教育プログラム

(?) 専門分野のカリキュラム改訂

(I) 研究者として必要な能力・スキルのためのプログラム

① RA・TAへの積極的登用。

②『論叢』、各学会研究誌・会報等の雑誌編集実務の経験。

③研究会等の運営の経験。

(?) 学部・院の接続プログラム

①大学院の授業に学部生の参加を認め、院進学後に「単位」として認定。

②社会人・留学生には、学部の科目を大学院の科目として認定。

③大学院生で資格取得希望の者には、科目等履修生としてではなく、無料で受講を認める。

(I) 学位論文作成の中間的段階の設定と水準の確認

①修士論文・博士論文提出予定者の各専攻合同中間発表会を開催。

②研究計画書は、指導教員だけではなく、各専攻教員全員が共有。

(?) 関連領域に関する教育プログラム

現行の他専攻 8 単位まで取得可という条項を活用。

3. 学位授与の学修プロセスの管理

(?) 「課程博士」の認識の再確認

(I) 後期課程 1 年(D1)の秋学期末に博士論文の構想を提出。

(?) D2 春学期終了時・D3 春学期終了時に各専攻合同中間報告会を開催。

(I) 雑誌論文発表の義務化

(?) 後期課程における必要単位数

(?) オフィスアワーの設定

(?) 複数の指導教員による論文指導

(?) 留学生の語学力に応じた適切な論文指導

4. 学位授与のプロセスの透明性の確保

(?) 学位論文(博士・修士)の要旨及び審査結果の要旨の公開

(I) 予備審査の実質化

(イ) 学位論文の公刊

5. 以下の認証評価の助言への対応

- (ア) FDについて、実質的な活動が行われていない。大学院の教育改善に資するFD活動になるよう早急な検討を。
- (イ) 過去5年間の課程博士授与件数が少ないので改善が望まれる。
- (ウ) 学位論文審査基準を学生への明示。
- (エ) 退学後の課程博士授与は不適切。改善が望まれる。

同7月29日に第2回会議が開催され、各専攻から実施状況が報告された。このうち対策が実施されていない項目について、大学院としての統一した対策を検討し、以下のような成案を得たのでこれを答申する。

教育プログラムに関わることとして、修士論文・博士論文提出予定者の各専攻合同中間発表会を行う。文学研究科は人文学会をこれに充てる。また、大学院の授業への学部生の参加は認めるが、院に進学してもそれを「単位」として認めることはしない。

学位授与の学修プロセスに関しては、後期課程1年(D1)の年度末に成果報告書を作成し、その中に博士論文の構想を盛り込む。D2・D3については人文学会を各専攻合同中間報告会として共同開催し、中間報告をさせる。雑誌論文発表を義務化するとともに、博士論文提出以前に、最低条件として雑誌論文3本(うち査読論文1本を含む)を義務づける。博士論文は本論に「序章」及び「結章」を付けて5部提出する。これについては提出期限も含めて履修要項に明記する。

学位授与のプロセスの透明性を高めるために、課程博士に対しては11月～12月、又は6月に提出した論文について「公開口頭諮問」を実施し、予備審査の実質化をはかる。学位論文(博士・修士)の要旨及び審査結果の要旨を公開するが、学位論文の要旨については本人が書くものとする。また学位論文については公刊することが望ましい。

認証評価の助言への対応としては、大学院の教育改善に資するFD活動として、公開の場における意見交換の実施や要望等の聞き取りを行い、院生を交えてFD活動を展開していく。また、課程博士授与を円滑にするために、上記の学位授与の学習プロセスを明確にする。また学位論文の審査基準については履修要項に明示する。

以上、答申する。



KOGAKKAN
UNIVERSITY

平成25年度

履修要項

皇學館大学

文学部

教育学部

現代日本社会学部

文学研究科

教育学研究科

神道学専攻科

履修登録について

博士学位請求論文については、履修登録の必要はありません。
論文提出の手順は、以下の説明及び「皇學館大学学位規程」(P.269、本学公式ホームページでも公表)を参照してください。

中間発表会

博士学位請求論文提出予定者の中間発表会を開催する予定です。
(研究指導教員の指示に従うこと。)

博士学位請求 論文の提出 (甲号)

○本学学位規程第4条第1号(甲)による学位申請(課程博士)

博士後期課程の3年次生(論文提出のための在学継続者を含む)が博士学位請求論文を提出する場合は、研究指導教員の指示に従い、次の提出物を期限までに学生支援部(教務担当)に提出して下さい。

(1) 提出物

- ①学位申請書 1枚 ※学位規程様式5(甲)参照
- ②学位請求論文 5部(主査用・副査用含む)
- ③論文要旨 1部(A4サイズ、4,000字以内)

※上記①～③を学生支援部教務担当へ提出するとともに、学位請求論文及び論文要旨のデータを指導教員に提出すること。

(2) 提出期間

平成25年11月7日(木)～12月10日(火)正午

(※9月修了者(秋学期入学者及び在学継続者)の場合)
(平成25年6月1日(土)～7月1日(月)正午)

(3) 最終試験

大学院委員会にて学位請求論文の受理を決定後、最終試験の日程等をお知らせします。

博士学位請求 論文の審査 基 準

博士の学位論文は、当該専攻分野に関して独創性の面で顕著であることを要します。

- (1) 先行文献の適切な調査・分析・整理がなされていること。
- (2) 創意を支える論証が確かであること。
- (3) 当該研究が、その分野の国内外の学会に発表して、その論評に耐え得ること。

用紙・表紙

(1) 書式(主査用・副査用共通)

- ①ワープロ・パソコンを使用して作成すること。
- ②用紙は長期保存のできるものを使用し、A4サイズ(片面印字)とする。
- ③印字は黒字とし、鮮明で読みやすいように注意すること。
- ④縦書きの場合は、片面(1ページ)30字×20行×2段組、横書きの場合は、片面(1ページ)40字×30行を原則とする。
- ⑤活字の大きさは、10.5ポイントを原則とする。

学位論文の 公　　表

本学が博士の学位を授与した場合、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び本学学位規程に則り、次のとおり公表します。

- ①授与後3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣へ提出するとともに、論文要旨及び審査結果要旨を本学公式ホームページにて公表。
- ②授与後1年内に、学位請求論文を本学図書館又は公式ホームページにて公開するとともに、国立国会図書館に提出します。

在学継続

博士後期課程修了に要する所定の単位を修得した者が、博士学位請求論文を提出するために在学継続を希望する場合、「在学継続届」を2月末日までに学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

※ 在学継続が認められた者は、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。

満期退学後の 論文提出

所定の単位を修得し、学位請求論文の提出を残して満期退学した者が、論文提出のため再入学する場合、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。なお、再入学をせずに学位請求論文を提出する場合は、学位規程第4条第2号（乙）の扱いとなり、別に定める学位請求論文審査手数料が必要となります。

- ⑥製本した場合、見えにくい箇所がないように、綴じ代に注意すること。
- ⑦ページ数の印刷位置は見やすい位置で一定とする。

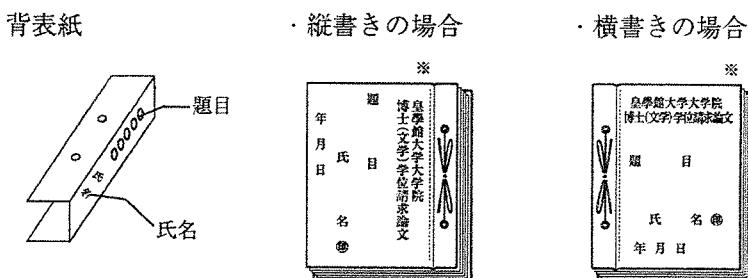
（2）表紙

- ①論文の表紙については、学位規程の様式7を参照のこと。
- ※表紙サイズは用紙のサイズと合わせること。
- ②背表紙をつけて、題目及び氏名を記入すること。

綴　じ　方

- （1）用紙が縦書きの場合は右綴じ、横書きの場合は左綴じとすること。
- （2）論文のはじめに1枚、終りに1枚白紙をつけること（別冊も同様）。
- （3）はじめの白紙に、表紙と同様に題目等を記入し、中表紙とすること。

（見本）



○皇學館大学学位規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに皇學館大学大学院学則第13条第4項及び皇學館大学学則第31条第3項の規定により、皇學館大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法その他学位に関する必要な事項を定める。

(学位の種類及び名称)

第2条 本学が授与する学位は、博士（文学）、修士（文学）、修士（教育学）、学士（文学）、学士（社会福祉学）、学士（教育学）及び学士（現代日本社会学）とする。

2 学位の名称を用いるときは、本学名を付するものとする。

第2章 博士の学位

(博 士)

第3条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(博士の学位授与)

第4条 次の各号の一に該当する者に、博士の学位を授与する。

- (1) 甲 皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）の博士後期課程在学中に学位申請をし、博士論文の審査に合格して博士後期課程の修了を認められた者
- (2) 乙 本大学院の博士後期課程を満期退学後に学位申請をし、博士論文の審査に合格した者
学位を申請して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格して大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者

(学位請求論文の提出)

第5条 前条第1号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部及び論文要旨1部を添え、学長に提出するものとする。

2 前条第2号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨、履歴書、研究業績一覧、論文目録各1部を添え、学長に提出するものとする。

3 学位請求論文は、一編に限る。ただし、参考として他の論文又は資料を添付することができる。

(学位請求論文の受理)

第6条 学長が学位請求論文の提出を受けた際には、次の手続きを経て、原則として2月以内に学位請求論文受理の可否を決定する。

- (1) 学長は、学位請求論文の提出後直ちに、大学院委員会に対し、第4条第1号による申請者については学位請求論文受理の可否についての決定を、第4条第2号による申請者については予備審査を付託する。
- (2) 大学院委員会は、学位請求論文の予備審査を付託されたときは、直ちに予備審査委員を2名選定し、学位請求論文受理の可否についての審査を委嘱する。
- (3) 予備審査委員は、審査を行い、その見解を文書にて、大学院委員会に報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位請求論文受理の可否を議決するものとする。

- 2 学長は、大学院委員会の議決により、学位請求論文の受理を決定し、その審査を大学院委員会に付託する。
- 3 学位を受けようとする者は、提出した学位請求論文の受理が決定された場合、別表に定める学位請求論文審査手数料（以下「論文審査料」という。）を納付しなければならない。
- 4 提出した学位請求論文及び論文審査料は、前2項による受理決定後は、返付しない。

（学位請求論文審査より合否議決にいたる手続）

第7条 大学院委員会は、学位請求論文の受理後、次の手続きを経て、原則として10月以内に、合否の議決をしなければならない。

- (1) 大学院委員会は、論文審査を付託されたときは、直ちに主査1名・副査2名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。ただし、大学院委員会が認めた場合は、必要に応じて副査を3名以上とすることができる。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、最終試験を行う。
- (3) 最終試験は、

甲については、第4条の規定に該当することを、最終的に総合判断するため、口頭又は筆答により行う。

乙については、甲に属する者と同等以上の学力を有することを、その論文に関する専攻分野の科目及び外国語について確認し、あわせて、第4条の規定に該当することを総合判定するため、口頭又は筆答により行う。ただし、大学院委員会において特に認めたときは、科目の一部又は全部を免除することができる。

- (4) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときに、直ちに、論文の要旨・論文審査の結果要旨・最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (5) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

（学位の授与）

第8条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、博士の学位授与を決定し、学位記を授与する。
（論文要旨等の公表）

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表するものとする。

第10条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本大学院の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。
- 3 公表にあたっては、その論文に「皇學館大学学位論文」と明記しなければならない。

（学位授与の報告）

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第3章 修士の学位

(修 士)

第12条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第13条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第14条 修士論文（大学院学則第11条第3項に規定する特定の課題に関する研究レポートを含む）は、博士前期課程又は修士課程第2年次以降において、論文題目を提出して登録を受け、中間報告を提出したうえで提出する。それぞれの提出期日は大学院委員会で定める。

(修士論文の受理)

第15条 提出された論文は、学長が受理し、その審査を大学院委員会に付託する。

(審査より合否議決にいたる手続)

第16条 大学院委員会は、論文審査が付託されてからすみやかに、次の手続きを経て合否の議決をしなければならない。

- (1) 論文審査を付託されたときは、直ちに、文学研究科委員会にあっては主査1名・副査2名、社会福祉学研究科にあっては主査・副査各1名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、提出論文に関する最終試験を口頭又は筆答により行う。
- (3) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、直ちに、論文の要旨、最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位授与を決定し、学位記を授与する。

第4章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第18条 学士の学位は、本学学則に規定する所定の課程を修めた者に授与する。

第5章 共通規定

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の行為により学位の授与を受けた事実が判明したときは、博士及び修士については大学院委員会の議を経て、学士については全学教授会の議を経て、学長は、学位授与を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(議決の要件)

第20条 前条の議決をするには、博士及び修士の学位にあっては大学院委員会において、学士の学位にあっては全学教授会において、それぞれ構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位記その他書類等の様式)

第21条 学位記その他書類等の様式は、別表による。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、全学教授会及び大学院委員会が行う。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条第3項関係）

学位請求査手 論文審査料 手数	第4条 第1号関係	在学中の者（再入学者を含む。）	徴収しない
	第4条 第2号関係	満期退学後10年以内の者	50,000円
		満期退学後10年を超える者	100,000円
		本学卒業生及び職員等の本学関係者	
		前号以外の者	200,000円

別表 学位記

様式1

第号	学位記 本籍 氏名
皇學館大學長	年月日生
印	本学大學院文學研究科において博士學位論文の審査ならびに最終試験に合格し所定の能力を有するものと認め博士（文学）の学位を授与する
年月日	専攻の博士課程を修了し学位論文の審査ならびに最終試験に合格したので博士（文学）の学位を授与する

第号	学位記 本籍 氏名
皇學館大學長	年月日生
印	本学大學院文學研究科において博士學位論文の審査ならびに最終試験に合格し所定の能力を有するものと認め博士（文学）の学位を授与する
年月日	専攻の博士課程を修了し学位論文の審査ならびに最終試験に合格したので博士（文学）の学位を授与する

様式3

第号	学位記 本籍 氏名
皇學館大學長	年月日生
印	本学大學院 研究科 学 専攻の 課程を修了し たので修士（ ）の学位を 授与する
年月日	専攻の 課程を修了し たので修士（ ）の学位を 授与する

第号	学位記 本籍 氏名
皇學館大學長	年月日生
印	本学 学部 学科所定 の課程を修めて本学を卒業したので学士（ ）の学位を授与する
年月日	専攻の 課程を修了し たので修士（ ）の学位を 授与する

学位申請書

様式5(甲)

学位申請書
皇學館大学長殿
年月日
文学研究科博士後期課程 学専攻
氏名印
年月日生
学位規程第5条第1項の規定により 博士(文学)の学位の授与を申請いた します

様式6(乙)

学位申請書
皇學館大学長殿
年月日
氏名印
年月日生
貴大学学位規程第5条第2項の規 定により必要書類を添えて学位の授 与を申請いたします

学位請求論文題目表紙 様式7(縦書)

題	皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文
年	
月	
日 氏	
名	印

学位請求論文題目表紙 様式7(横書)

題	目	皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文
氏	名印	
年	月	
日		

論文目録 様式 8

論文目録
論文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊 数
参考論文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊 数
年月日
学位申請者
氏名 <input type="checkbox"/>

履歴書 様式 9

写真	年月日 現在 (ふりがな) 氏名 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 年月日生
本籍	
現住所	
学歴	
職歴	
主たる研究業績	
賞罰	

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
6	基準項目 指摘事項	学位授与・課程修了の認定 文学研究科において、学位論文審査基準が学生に明示されていないので、履修要項などに明示することが望まれる。
	評価当時の状況	学位の授与ならびに学位の審査は「皇學館大学学位規程」に基づいて行われており、授与方針および基準も明示されている。しかし、学生に対してはあらかじめ履修要項などで具体的に学位論文審査基準を示していない。
	評価後の改善状況	大学院教育の改善については、まず、平成21年度の大学院（文学研究科）教育改革プロジェクトにて検討した結果を、平成22年度の文学研究科カリキュラムの改定に反映した。全学的には、平成23年度の学舎統合の後に、大学院改善検討委員会にて検討した結果を平成24年1月13日開催の教学運営会議に答申し、平成24年1月18日開催の大学院委員会にて報告を行った。 以上により、学位論文審査基準については、以下のように定めた。 ①「課程博士」の認識の再確認と博士学位請求論文作成予定者に対してオリエンテーションその他で周知させるよう努める。 ②後期課程1年（D1）の秋学期末に博士論文の構想を提出させる。 ③D2春学期終了時・D3春学期終了時に各専攻合同中間報告会を開催する。 ④博士学位請求論文提出以前に、最低条件として雑誌論文3本（うち査読論文1本又はそれに準ずるもの）を義務づける。 ⑤後期課程における必要な単位数を整理し明確にした。

	<p>⑥指導教員のオフィスアワーの設定。 ⑦複数の教員による論文指導の推進。 ⑧留学生の語学力に応じた適切な論文指導。 ⑨博士請求論文は本論に「序章」及び「結章」を付けて5部提出させる。これについては提出期限も含めて履修要項に明記する。</p> <p>なお、「学位論文審査基準」については、まず平成22年度に「教育目標点検・明確化委員会」においてディプロマ・ポリシーの明確化を行い、審査基準の最終案は、平成24年度の大学院委員会にて決定。『履修要項』に明記し、演習・講義及びオリエンテーション等にて周知させている。今後、なお状況を分析しつつ、改善を進める。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学院（文学研究科）教育改革プロジェクト（最終試案） ・大学院改善検討員会（答申） ・平成25年度履修要項 <ul style="list-style-type: none"> ディプロマ・ポリシー pp.238～240 カリキュラム pp.244～264 論文についての説明 pp.265～268 学位規程 pp.269～275 ・皇學館大学大学院学則（別表）pp.677～683 	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

大学院教育改革プロジェクト（最終試案）

平成 21 年 12 月 14 日

委員 清水潔・深草正博・河野訓・岡野友彦・深津睦夫*・堀井史仁・山村智彦（事務局）

1. 人材養成目的・目標の明確化

博士課程（前期・後期）と博士課程（前期）・修士課程と区別して明確化する。

（→ 各専攻）

2. 教育プログラム

(ア) 専門分野のカリキュラム改訂

（→ 各専攻）

留意点（1）教育課程の有機的な関連と階梯的内容。

（2）専攻全体で教育する体制。

(イ) 研究者として必要な能力・スキルのためのプログラム

① RA・TAへの積極的登用。

② 『論叢』、各学会研究誌・会報等の雑誌編集実務の経験。

③ 研究会等の運営の経験。

(ウ) 学部・院の接続プログラム

① 大学院の授業に学部生の参加を認め、院進学後に「単位」として認定。

② 社会人・留学生には、学部の科目を大学院の科目として認定。

③ 大学院生で資格取得希望の者には、科目等履修生としてではなく、無料で受講を認める。 ← 院生獲得の戦略的意味からの措置

(エ) 学位論文作成の中間的段階の設定と水準の確認

① 修士論文・博士論文提出予定者の各専攻合同中間発表会を開催する。

② 研究計画書は、指導教員だけではなく、各専攻教員全員が共有する。

* 現行の研究報告書・計画書は客観的な一定レベルの内容が求められているわけではない。

(オ) 関連領域に関する教育プログラム

現行の他専攻 8 単位まで取得可という条項を活用する。

3. 学位授与の学修プロセスの管理

(ア) 「課程博士」の認識の再確認

たとえば「助教」として大学教育に携わることのできるレベル。

(イ) 後期課程 1 年 (D1) の秋学期末に博士論文の構想を提出

* 現状として、学術振興会特別研究員の「DC2」申請 (D1 終了時) には、博士論文の構想の提出が求められる。

(ウ) D2 春学期終了時・D3 春学期終了時に各専攻合同中間報告会の開催

(エ) 雑誌論文発表の義務化

博士論文提出以前に、雑誌論文 3 本を必要とする（うち査読論文 1 本）。

「特殊課題研究」において指導を受けて、雑誌論文 1 本以上を提出することを以て 4 単位とする。この「特殊課題研究」12 単位を必修とする。

* 現行の「特殊課題研究」は、報告書でも可となっている。

(オ) 後期課程における必要単位数。

【現行規程】指導教員が指導する「特殊研究」と「特殊課題研究」、及びそれ以外の「特殊研究」を併せて 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること。

↓

指導教員が指導する「特殊研究」及び「特殊課題研究」を併せて 16 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること

(カ) オフィスアワーの設定

「特殊課題研究」の時間を時間割に明示。

(キ) 複数の指導教員による論文指導

規定の整備。

「特殊課題研究」の交互の指導。

(ク) 留学生の語学力に応じた適切な論文指導

留学生には院生のチューター (TA) をつける。

4. 学位授与のプロセスの透明性の確保

(ア) 学位論文 (博士・修士) の要旨及び審査結果の要旨の公開

研究紀要とインターネットに公開する。

(イ) 予備審査の実質化

予備審査（2名）、本審査（3名、ただし予備審査委員1名を含むも可）、公聴会を開催する。

(ウ) 学位論文の公刊

出版助成をおこなう。

平成 23 年 12 月 7 日

教学運営会議

委員長 清水 潔 様

大学院改善検討委員会

委員長 半田美永

大学院改善検討委員会(答申)

平成 23 年 4 月 27 日の教学運営会議により、教学上の諸課題を検討する委員会のひとつとして大学院改善検討委員会が設置されることとなり、半田美永総務担当学部長のほか、河野訓(神道学科)、大島信生(国文学科)、上野秀治(国史学科)、中村哲夫(教育学科)、新田均(現代日本社会学科)、宮城洋一郎(社会福祉学科)が委員となった。

平成 23 年 7 月 6 日に第 1 回会議を開催し、次に掲げる大学院教育改革プロジェクトの課題等について各専攻で実施状況を確認し、検討することとした。

1. 人材養成目的・目標の明確化

博士課程(前期・後期)と博士課程(前期)・修士課程と区別して明確化する。

2. 教育プログラム

(?) 専門分野のカリキュラム改訂

(i) 研究者として必要な能力・スキルのためのプログラム

①RA・TAへの積極的登用。

②『論叢』、各学会研究誌・会報等の雑誌編集実務の経験。

③研究会等の運営の経験。

(ii) 学部・院の接続プログラム

①大学院の授業に学部生の参加を認め、院進学後に「単位」として認定。

②社会人・留学生には、学部の科目を大学院の科目として認定。

③大学院生で資格取得希望の者には、科目等履修生としてではなく、無料で受講を認める。

(I) 学位論文作成の中間的段階の設定と水準の確認

①修士論文・博士論文提出予定者の各専攻合同中間発表会を開催。

②研究計画書は、指導教員だけではなく、各専攻教員全員が共有。

(ii) 関連領域に関する教育プログラム

現行の他専攻 8 単位まで取得可という条項を活用。

3. 学位授与の学修プロセスの管理

(?) 「課程博士」の認識の再確認

(i) 後期課程 1 年(D1)の秋学期末に博士論文の構想を提出。

(ii) D2 春学期終了時・D3 春学期終了時に各専攻合同中間報告会を開催。

(I) 雑誌論文発表の義務化

(ii) 後期課程における必要単位数

(iii) オフィスアワーの設定

(iv) 複数の指導教員による論文指導

(v) 留学生の語学力に応じた適切な論文指導

4. 学位授与のプロセスの透明性の確保

(?) 学位論文(博士・修士)の要旨及び審査結果の要旨の公開

(i) 予備審査の実質化

(Ⅳ) 学位論文の公刊

5. 以下の認証評価の助言への対応

- (ア) FDについて、実質的な活動が行われていない。大学院の教育改善に資するFD活動になるよう早急な検討を。
- (イ) 過去5年間の課程博士授与件数が少ないので改善が望まれる。
- (ウ) 学位論文審査基準を学生への明示。
- (エ) 退学後の課程博士授与は不適切。改善が望まれる。

同7月29日に第2回会議が開催され、各専攻から実施状況が報告された。このうち対策が実施されていない項目について、大学院としての統一した対策を検討し、以下のような成案を得たのでこれを答申する。

教育プログラムに関わることとして、修士論文・博士論文提出予定者の各専攻合同中間発表会を行う。文学研究科は人文学会をこれに充てる。また、大学院の授業への学部生の参加は認めるが、院に進学してもそれを「単位」として認めることはしない。

学位授与の学修プロセスに関しては、後期課程1年(D1)の年度末に成果報告書を作成し、その中に博士論文の構想を盛り込む。D2・D3については人文学会を各専攻合同中間報告会として共同開催し、中間報告をさせる。雑誌論文発表を義務化するとともに、博士論文提出以前に、最低条件として雑誌論文3本（うち査読論文1本を含む）を義務づける。博士論文は本論に「序章」及び「結章」を付けて5部提出する。これについては提出期限も含めて履修要項に明記する。

学位授与のプロセスの透明性を高めるために、課程博士に対しては11月～12月、又は6月に提出した論文について「公開口頭諮問」を実施し、予備審査の実質化をはかる。学位論文（博士・修士）の要旨及び審査結果の要旨を公開するが、学位論文の要旨については本人が書くものとする。また学位論文については公刊することが望ましい。

認証評価の助言への対応としては、大学院の教育改善に資するFD活動として、公開の場における意見交換の実施や要望等の聞き取りを行い、院生を交えてFD活動を展開していく。また、課程博士授与を円滑にするために、上記の学位授与の学習プロセスを明確にする。また学位論文の審査基準については履修要項に明示する。

以上、答申する。



KOGAKKAN
UNIVERSITY

平成25年度

履修要項

皇學館大学

文学部

教育学部

現代日本社会学部

文学研究科

教育学研究科

神道学専攻科

大学院の3つのポリシー

1. 各研究科の人材養成（教育）目的

文学研究科 博士前期課程

各研究領域において培われてきた研究方法と専門的知識を身につけるとともに、その学問的修練を通してわが国文化に対する確固たる姿勢を確立して、社会の諸課題に取り組む意欲を有する高度職業人、もしくは研究者を目指しうる人材、もしくは教養豊かな社会人の養成を目的とする。

文学研究科 博士後期課程

各専門分野において自立した研究活動を行うに足る能力を有する人材、また、身についた研究能力を活かして社会の諸課題に積極的に対処しうる高度な職業人の育成を目的とする。

教育学研究科 教育学専攻 修士課程

学士課程における学修と本学建学の精神を基礎に、より専門的な教育諸科学の知識と技能を身に付け、今日の教育課題に真摯に対応できる能力を持つ、初等教育ならびに中等教育における教員を養成することを目的とする。

2. ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

文学研究科

各専攻の博士前期課程及び後期課程の教育目標を以下のとおりとし、前期課程においては修了に必要な単位を修得し、修士論文の審査に合格した場合に修士（文学）の学位を与える。博士後期課程においては修了に必要な単位を修得し、博士論文審査に合格した場合に、博士（文学）の学位を与える。

神道学専攻

博士前期課程

1. 神道学を構成する祭祀、神道古典、神道史、神道神学、宗教学の五分野に関する概略的な知識を有する。
2. 神道学に関する基本文献を独力で正確に読み進めることができる。
3. 神道学に関する研究課題を設定し、研究をおこない、修士論文を作成する。
4. 神職資格を持つ院生にあっては学部学生を指導しつつ、神社への奉仕という実践を通じて神社界を広く知悉する。
5. 日本の宗教文化に関する幅広い知識を有し、日本における神道の存在意義を考究する。

博士後期課程

1. 神道学を構成する祭祀、神道古典、神道史、神道神学、宗教学の五分野の何れかに関する専門的な知識を有する。
2. 神道学の何れかの専門分野に関する研究課題を設定し、関連する文献を読み進めることが出来る。
3. 設定した研究課題について、独創的で精緻な研究を行い、論文形式で、または口頭で発表できる。
4. 神職資格をもつ院生にあっては神職としての自覚と責任のもと、種々の活動を通じて神道教化を実践する。
5. 神道と日本の宗教文化に関する高い識見を有し、社会の諸課題に対処しうる能力をもつ。

国文学専攻**博士前期課程**

1. 国語・国文学に関する概括的な知識を有する。
2. 国語・国文学に関する基本的な文献を独力で読解し、味読できる。
3. 自ら国語・国文学に関する問題を設定し、学問的考察をおこない、その結果を論理的に発表できる。
4. 中等教育機関や文化行政の現場において専門的能力を活かすことができる。
5. 日本の言語文化に関する幅広く、柔軟な見識を有し、社会の諸課題に積極的に対処する意欲を持つ。

博士後期課程

1. 国語・国文学に関する専門的な知識を有する。
2. 国語・国文学に関する文献を独自の観点から読解し、問題点を見出すことができる。
3. 国語・国文学について独創的な研究をおこない、論文形式で、または口頭で発表できる。
4. 高等教育機関において国語・国文学に関する基礎的な教育をおこなうことができる。
5. 日本の文化に関する高い見識を有し、社会の諸課題に対処しうる能力を持つ。

国史学専攻**博士前期課程**

1. 国史学に関する概括的な知識を有する。
2. 国史学に関する基本文献や史料を独力で読解できる。
3. 国史学に関する研究課題を設定し、史料蒐集をして学問的考察を行い、その結果を発表できる。
4. 中等教育機関や博物館施設、文化行政の現場で学問的能力を活かすことができる。
5. わが国の歴史や文化、伝統を正しく理解し、現代社会の諸問題を見つめなおすことができる。

博士後期課程

1. 国史学に関する専門的な知識を有する。
2. 史料を独自の観点から分析し、問題点を見出すことができる。
3. 歴史学について独創的な研究を行い、論文または口頭で発表できる。
4. 高等教育機関や博物館施設等において、国史学に関する教育・研究などの活動ができる。
5. わが国の歴史や文化、伝統に関する高い見識を有し、現代社会の諸問題に対処できる能力を持つ。

教育学研究科**教育学専攻****修士課程**

教育学専攻修士課程の教育目標を以下の通りとし、そこで修了に必要な単位を修得し、修士論文なしし「特定の課題についての研究の成果」の審査に合格した場合に、修士（教育学）の学位を与える。

1. 教育学・教科教育学等の教育諸科学に関する概括的な知識を有する。
2. 教育諸科学のいずれかの専門分野に関する研究課題を設定し、関連する文献を読んだり、データーを分析することができる。
3. 自ら設定した研究課題に対して、学問的に考察し、その結果を修士論文なしし「特定の課題についての研究の成果」として発表できる。
4. 初等及び中等教育機関で修得した高度な専門的能力を活かすことができる。
5. 日本の伝統文化に対する深い識見を持ち、それを子供たちに伝えることができる。

3. カリキュラム・ポリシー**文学研究科**

文学研究科においては、特に以下の二点を各専攻に共通するカリキュラムポリシーとしている。

- (ア) 階梯的に教育内容を積み上げてゆく。
- (イ) 専攻全体で教育をおこなう。

各専攻は、下記のカリキュラムポリシーに従って教育課程を編成し、教育研究活動を推進する。

神道学専攻**博士前期課程**

1. 課程修了には、30単位以上の単位取得を必要とする。
2. 基礎・基幹・展開と階梯的に授業科目を設定する。
3. 修士論文提出までに中間発表会を開催して、全教員・院生のアドバイスを受ける。
4. 学習履歴を鑑み、社会入学生や外国人留学生等には学部の授業科目の履修を奨励する。なお、その取得単位を大学院の単位とすることができます。

文学研究科博士後期課程

博士後期課程 神道学専攻

研究主題及び指導教員等
1年次………指定日までに、「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部(教務担当)に提出してください。
2年次以降……毎年指定日までに、前年度の「研究実施報告書」(2部)と今年度の「研究計画書」(2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。

研究指導者
教授 河野 訓 教授 菅野 覚明 教授 櫻井 治男
教授 新田 均 教授 白山芳太郎

平成22年度以降の入学生に適用

基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
神道思想特殊研究	菅野	演習	4	○		
祭祀学特殊研究	櫻井	演習	4	○		
神道史特殊研究Ⅰ		演習	4	○	※	
神道史特殊研究Ⅱ	白山	演習	4	○		
神道史特殊研究Ⅲ		演習	4	○	※	
神道史特殊研究Ⅳ	新田	演習	4	○		
神道古典特殊研究	橋本	演習	4	○		
宗教学特殊研究	河野	演習	4	○		

※は不開講

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
特殊課題研究Ⅰ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅱ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅲ	各指導教員	演習	4	○		

平成16～21年度の入学生に適用

修得単位 特殊研究12単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
神道思想特殊研究	菅野	演習	4	○		
祭祀学特殊研究	櫻井	演習	4	○		
神道史特殊研究	白山	演習	4	○	※(読替)	
神社史特殊研究		演習	4	○	※	
神祇法制史特殊研究	新田	演習	4	○	※(読替)	
宗教学特殊研究	河野	演習	4	○		
東洋宗教史特殊研究	河野	演習	4	○	※	

※は不開講

**平成22年度以降入学生適用カリキュラム科目読替対応表
(平成16～21年度入学生用)**

平成16～21年度カリキュラム		平成22年度以降カリキュラム	
科目名	単位数	科目名	単位数
神道史特殊研究	4	神道史特殊研究Ⅱ	4
神社史特殊研究	4	神道史特殊研究Ⅰ	4
神祇法制史特殊研究	4	神道史特殊研究Ⅳ	4

博士後期課程 国文学専攻

研究主題及び 指導教員等

- 1年次………指定日までに、「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。
- 2年次以降……毎年指定日までに、前年度の「研究実施報告書」(2部)と今年度の「研究計画書」(2部)を学生支援部(学務担当)に提出して下さい。

研究指導者

教授 高倉 一紀 教授 半田 美永 教授 深津 瞳夫
教授 毛利 正守

平成22年度以降の入学生に適用

修得単位

基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

授業科目

基礎科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
古典文学特殊研究ⅠA	大島	演習	2	○		
古典文学特殊研究ⅡA	大島	演習	2		○	
古典文学特殊研究ⅠB	深津	演習	2	○		
古典文学特殊研究ⅡB	深津	演習	2		○	
古典文学特殊研究ⅠC	高倉	演習	2	○		
古典文学特殊研究ⅡC	高倉	演習	2		○	
近代文学特殊研究Ⅰ	半田	演習	2	○		
近代文学特殊研究Ⅱ	半田	演習	2		○	
国語学特殊研究Ⅰ	毛利	演習	2	○		
国語学特殊研究Ⅱ	毛利	演習	2		○	
漢文学特殊研究Ⅰ	松尾	演習	2	○		隔週
漢文学特殊研究Ⅱ	松尾	演習	2		○	隔週

※は不開講

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
特殊課題研究Ⅰ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅱ	各指導教員	演習	4	○		雑誌論文3本以上、うち査読論文1本以上
特殊課題研究Ⅲ	各指導教員	演習	4	○		

平成17~21年度の入学生に適用

修得単位

指導教員が指導する「特殊研究」と「特殊課題研究」、及びそれ以外の「特殊研究」を併せて12単位以上を修得し、必要な研究指導を受けること。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
上代文学特殊研究		演習	4	○	※(読替)	
中古文学特殊研究		演習	4	○	※	
中世文学特殊研究	深津	演習	4	○	※(読替)	
近世文学特殊研究		演習	4	○	※(読替)	
近代文学特殊研究	半田	演習	4	○	※(読替)	
国語学特殊研究	毛利	演習	4	○	※(読替)	
漢文学特殊研究		演習	4	○	※(読替)	
特殊課題研究		演習	4	○	※(読替)	

※は不開講

**平成22年度以降入学生適用カリキュラム科目読替対応表
(平成17~21年度入学生用)**

平成17~21年度カリキュラム		平成22年度以降カリキュラム	
科目名	単位数	科目名	単位数
上代文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅰ A※	2
		古典文学特殊研究Ⅱ A※	2
中古文学特殊研究	4	読替なし	
中世文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅰ B※	2
		古典文学特殊研究Ⅱ B※	2
近世文学特殊研究	4	古典文学特殊研究Ⅰ C※	2
		古典文学特殊研究Ⅱ C※	2
近代文学特殊研究	4	近代文学特殊研究Ⅰ※	2
		近代文学特殊研究Ⅱ※	2
国語学特殊研究	4	国語学特殊研究Ⅰ※	2
		国語学特殊研究Ⅱ※	2
漢文学特殊研究	4	漢文学特殊研究Ⅰ※	2
		漢文学特殊研究Ⅱ※	2
特殊課題研究	4	特殊課題研究Ⅰ	4

※印の科目については、1科目のみでの単位認定は行いません。2科目の単位を修得した時点で単位認定となります。

博士後期課程 国史学専攻

**研究主題及び
指導教員等**

1年次……………指定日までに、「研究主題及び指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。
2年次以降…………毎年指定日までに、前年度の「研究実施報告書」(2部)と今年度の「研究計画書」(2部)を学生支援部(教務担当)に提出して下さい。

研究指導者

教授 荊木 美行 教授 上野 秀治 教授 岡野 友彦
教授 清水 潔

修得単位

基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
日本古代史特殊研究	荊木	演習	4	○		
日本中世史特殊研究	岡野(友)	演習	4	○		
日本近世史特殊研究	上野(秀)	演習	4	○		
日本近代史特殊研究	松浦	演習	4	○		
日本現代史特殊研究		演習	4	○	※	
国史学特殊文献研究	清水(潔)	演習	4	○		

※は不開講

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
特殊課題研究Ⅰ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅱ	各指導教員	演習	4	○		
特殊課題研究Ⅲ	各指導教員	演習	4	○		

雑誌論文3本以上、うち査読論文1本以上

文学研究科博士前期課程・修士課程

博士前期課程 神道学専攻

研究指導教員届 等の提出書類	1 年次……………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。																																																					
	2 年次……………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」及び今年度の「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。																																																					
研究指導者	教授 井後 政晏 教授 河野 訓 教授 加茂 正典 教授 菅野 覚明 教授 櫻井 治男 教授 白山芳太郎 教授 新田 均 教授 橋本 雅之 教授 松本 丘																																																					
教員免許状 (専修)	文学研究科教職課程に関する履修内規(P.277~279)の別表1(自専攻の基幹科目)から24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。																																																					
修得単位	<p>基礎科目は「神道学研究基礎論」及び「神道学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。</p> <p>※8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したものを当てるできます。</p>																																																					
授業科目	基礎科目 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">授業科目</th> <th rowspan="2">担当者</th> <th rowspan="2">形態</th> <th rowspan="2">単位数</th> <th colspan="2">開講学期</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>秋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神道学研究基礎論</td> <td>白山</td> <td>講義</td> <td>2</td> <td>○</td> <td></td> <td>必修</td> </tr> <tr> <td>神道学研究法演習</td> <td>白山</td> <td>演習</td> <td>2</td> <td>○→○</td> <td></td> <td>必修 秋学期へ変更</td> </tr> <tr> <td>神道学原論Ⅰ</td> <td>井後</td> <td>講義</td> <td>2</td> <td>○</td> <td></td> <td>*学部の「神道概論」に同じ</td> </tr> <tr> <td>神道学原論Ⅱ</td> <td>井後</td> <td>講義</td> <td>2</td> <td></td> <td>○</td> <td>*学部の「神道概論」に同じ</td> </tr> <tr> <td>神道史原論Ⅰ</td> <td>加茂</td> <td>講義</td> <td>2</td> <td>○</td> <td></td> <td>*学部の「神道史」に同じ</td> </tr> <tr> <td>神道史原論Ⅱ</td> <td>加茂</td> <td>講義</td> <td>2</td> <td></td> <td>○</td> <td>*学部の「神道史」に同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>*は学部と同時開講、留学生・社会人入学生向け</p>			授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考	春	秋	神道学研究基礎論	白山	講義	2	○		必修	神道学研究法演習	白山	演習	2	○→○		必修 秋学期へ変更	神道学原論Ⅰ	井後	講義	2	○		*学部の「神道概論」に同じ	神道学原論Ⅱ	井後	講義	2		○	*学部の「神道概論」に同じ	神道史原論Ⅰ	加茂	講義	2	○		*学部の「神道史」に同じ	神道史原論Ⅱ	加茂	講義	2		○	*学部の「神道史」に同じ
授業科目	担当者	形態	単位数					開講学期			備考																																											
				春	秋																																																	
神道学研究基礎論	白山	講義	2	○		必修																																																
神道学研究法演習	白山	演習	2	○→○		必修 秋学期へ変更																																																
神道学原論Ⅰ	井後	講義	2	○		*学部の「神道概論」に同じ																																																
神道学原論Ⅱ	井後	講義	2		○	*学部の「神道概論」に同じ																																																
神道史原論Ⅰ	加茂	講義	2	○		*学部の「神道史」に同じ																																																
神道史原論Ⅱ	加茂	講義	2		○	*学部の「神道史」に同じ																																																

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
神道思想特殊講義	菅野	講義	4	○	※	
祭祀学特殊講義	櫻井	講義	4	○	※	
神道史特殊講義Ⅰ	加茂	講義	4	○		
神道史特殊講義Ⅱ	白山	講義	4	○		
神道史特殊講義Ⅲ	松本	講義	4	○		
神道史特殊講義Ⅳ	新田	講義	4	○		
神道古典特殊講義	橋本	講義	4	○	※	
宗教学特殊講義	河野	講義	4	○	※	
神道思想研究演習	菅野	演習	4	○		
祭祀学研究演習	加茂	演習	4	○		
神道史研究演習Ⅰ	加茂	演習	4	○	※	
神道史研究演習Ⅱ	白山	演習	4	○	※	
神道史研究演習Ⅲ	松本	演習	4	○	※	
神道史研究演習Ⅳ	新田	演習	4	○	※	
神道古典研究演習	橋本	演習	4	○		
宗教学研究演習	河野	演習	4	○		

※は不開講

展開科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
課題研究（研究指導）		演習	4	○		必修 2年次配当

(注) 2年次生（長期履修許可者は最終年度）は「修士論文」も履修登録すること。

博士前期課程 国文学専攻

- 研究指導教員届
等の提出書類**
- 1年次………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。
 - 2年次………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」及び今年度の「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

研究指導者
 教授 大島 信生 教授 高倉 一紀 教授 半田 美永
 教授 深津 瞳夫 教授 毛利 正守

**教員免許状
(専修)**
 平成22年度以降の入学生は、文学研究科教職課程に関する履修内規(P.277~279)の別表2(自専攻の基幹科目)から24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。

平成21年度以前の入学生は、授業科目(課題研究を除く)より、24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。

平成22年度以降の入学生に適用

修得単位
 基礎科目は「国文学研究基礎論」及び「国文学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は指導教員の課題研究4単位以上、合計30単位以上を修得すること。
 ※8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したものを当てるできます。

授業科目

基礎科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
国文学研究基礎論	毛利	講義	2	○		必修
国文学研究法演習	毛利	演習	2		○	必修
国文学史概論Ⅰ	大島・中川 深津	講義	2	○		*学部の「国文学史概説Ⅰ」に同じ
国文学史概論Ⅱ	高倉・三品 岡野(裕)	講義	2		○	*学部の「国文学史概説Ⅱ」に同じ
国文学原論Ⅰ	中川	講義	2	○		*学部の「国文学概論Ⅰ」に同じ
国文学原論Ⅱ	中川	講義	2		○	*学部の「国文学概論Ⅱ」に同じ
論文執筆作法講義	深津	講義	2	○		*学部の「言語表現学概論Ⅱ」に同じ

*は学部と同時開講、留学生・社会人入学生向け

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
古典文学特殊講義ⅠA	大島	講義	2	○		※
古典文学特殊講義ⅡA	大島	講義	2		○	※
古典文学特殊講義ⅠB	深津	講義	2	○		※
古典文学特殊講義ⅡB	深津	講義	2		○	※
古典文学特殊講義ⅠC	高倉	講義	2	○		
古典文学特殊講義ⅡC	高倉	講義	2		○	
近代文学特殊講義Ⅰ	半田	講義	2	○		
近代文学特殊講義Ⅱ	半田	講義	2		○	
国語学特殊講義Ⅰ	毛利	講義	2	○		
国語学特殊講義Ⅱ	毛利	講義	2		○	
漢文学特殊講義Ⅰ	松尾	講義	2	○		※
漢文学特殊講義Ⅱ	松尾	講義	2		○	※
古典文学研究演習ⅠA	大島	演習	2	○		
古典文学研究演習ⅡA	大島	演習	2		○	
古典文学研究演習ⅠB	深津	演習	2	○		
古典文学研究演習ⅡB	深津	演習	2		○	
古典文学研究演習ⅠC	高倉	演習	2	○		※
古典文学研究演習ⅡC	高倉	演習	2		○	※
近代文学研究演習Ⅰ	半田	演習	2	○		※
近代文学研究演習Ⅱ	半田	演習	2		○	※
国語学研究演習Ⅰ	斎藤(平)	演習	2	○		
国語学研究演習Ⅱ	斎藤(平)	演習	2		○	
漢文学研究演習Ⅰ	松尾	演習	2	○		隔週
漢文学研究演習Ⅱ	松尾	演習	2		○	隔週

※は不開講

展開科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
国文学特別講義Ⅰ		講義	2	○		※
国文学特別講義Ⅱ		講義	2		○	※
課題研究(研究指導)Ⅰ	各指導教員	演習	1	○		隔週 必修
課題研究(研究指導)Ⅱ	各指導教員	演習	1		○	隔週 必修
課題研究(研究指導)Ⅲ	各指導教員	演習	1	○		隔週 必修 2年次配当
課題研究(研究指導)Ⅳ	各指導教員	演習	1		○	隔週 必修 2年次配当

(注) 2年次生(長期履修許可者は最終年度)は「修士論文」も履修登録すること。

※は不開講

平成18~21年度の入学生に適用

修得単位

特殊講義12単位以上、研究演習12単位以上、課題研究（研究指導）4単位、合計30単位以上

※2科目8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したもの当てることがあります。

授業科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
上代文学特殊講義		講義	4	○		※（読替）
中古文学特殊講義		講義	4	○		※
中世文学特殊講義	深津	講義	4	○		※（読替）
近世文学特殊講義		講義	4	○		※（読替）
近代文学特殊講義	半田	講義	4	○		※（読替）
国語学特殊講義	毛利	講義	4	○		※（読替）
漢文学特殊講義		講義	4	○		※（読替）
国文学研究法特殊講義	高倉	講義	4	○		※
上代文学研究演習	大島	演習	4	○		※（読替）
中古文学研究演習		演習	4	○		※
中世文学研究演習	深津	演習	4	○		※（読替）
近世文学研究演習		演習	4	○		※（読替）
近代文学研究演習	半田	演習	4	○		※（読替）
国語学研究演習		演習	4	○		※（読替）
漢文学研究演習	毛利	演習	4	○		※（読替）
課題研究（研究指導）		演習	4	○		必修 2年次配当

(注) 2年次生は「修士論文」も履修登録すること。

※は不開講

平成22年度以降入学生適用カリキュラム科目読替対応表
(平成18~21年度入学生用)

平成18~21年度カリキュラム		平成22年度以降カリキュラム	
科 目 名	単位数	科 目 名	単位数
上代文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅰ A※	2
		古典文学特殊講義Ⅱ A※	2
中古文学特殊講義	4	読替なし	
中世文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅰ B※	2
		古典文学特殊講義Ⅱ B※	2
近世文学特殊講義	4	古典文学特殊講義Ⅰ C※	2
		古典文学特殊講義Ⅱ C※	2
近代文学特殊講義	4	近代文学特殊講義Ⅰ※	2
		近代文学特殊講義Ⅱ※	2
国語学特殊講義	4	国語学特殊講義Ⅰ※	2
		国語学特殊講義Ⅱ※	2
漢文学特殊講義	4	漢文学特殊講義Ⅰ※	2
		漢文学特殊講義Ⅱ※	2
国文学研究法特殊講義	4	読替なし	
上代文学研究演習	4	古典文学研究演習Ⅰ A※	2
		古典文学研究演習Ⅱ A※	2
中古文学研究演習	4	読替なし	
中世文学研究演習	4	古典文学研究演習Ⅰ B※	2
		古典文学研究演習Ⅱ B※	2
近世文学研究演習	4	古典文学研究演習Ⅰ C※	2
		古典文学研究演習Ⅱ C※	2
近代文学研究演習	4	近代文学研究演習Ⅰ※	2
		近代文学研究演習Ⅱ※	2
国語学研究演習	4	国語学研究演習Ⅰ※	2
		国語学研究演習Ⅱ※	2
漢文学研究演習	4	漢文学研究演習Ⅰ※	2
		漢文学研究演習Ⅱ※	2
課題研究（研究指導）	4	読替なし	

※印の科目については、1科目のみでの単位認定は行いません。2科目の単位を修得した時点で単位認定となります。

博士前期課程 国史学専攻

- 研究指導教員届等の提出書類**
- 1年次………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。
 - 2年次………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」及び今年度の「研究計画書」(各2部)を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

研究指導者

教授 荊木 美行	教授 上野 秀治	教授 岡田 登
教授 岡野 友彦	教授 清水 潔	教授 田浦 雅徳
教授 松浦 光修		

教員免許状

文学研究科教職課程に関する履修内規(P.277~279)の別表3(自専攻の授業科目の備考欄の「○」印)から、24単位修得し、申請することによりP.263の教員免許状が交付されます。

平成22年度以降の入学生に適用

修得単位

基礎科目は「国史学基礎論(史学史)」を含む6単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。

※8単位まで他の専攻の授業科目及び単位を修得したものを当てることができます。

授業科目

基礎科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
国史学基礎論(史学史)	清水(潔)	講義	2	○		必修
国史学研究法I(史料論)	岡野(友)	講義	2		○	
国史学研究法II(資料論)	岡田(登)	講義	2		○	
関係外国史特殊講義	永瀬	講義	2	○		○
国史概説		講義	2	○	○	*学部の「国史概説A」(秋)・「国史概説B」(春)・「国史概説C」(秋)・「国史概説D」(春)に同じ、いずれか1科目を履修
古文書学	岡野(友)	講義	4		○	*学部の「古文書学」に同じ

*は学部と同時開講、留学生・社会入学生向け

基幹科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
日本古代史特殊講義	岡田(登)	講義	4	○	◎	
日本中世史特殊講義	岡野(友)	講義	4	○	※◎	
日本近世史特殊講義	上野(秀)	講義	4	○	※◎	
日本近代史特殊講義	松浦	講義	4	○	◎	
日本現代史特殊講義	田浦	講義	4	○	※◎	
特殊文献講義	清水(潔)	講義	4	○	◎	
日本古代史研究演習	荊木	演習	4	○	◎	
日本中世史研究演習	岡野(友)	演習	4	○	◎	
日本近世史研究演習	上野(秀)	演習	4	○	◎	
日本近代史研究演習	松浦	演習	4	○	※◎	
日本現代史研究演習	田浦	演習	4	○	◎	
特殊文献演習	清水(潔)	演習	4	○	※◎	

※は不開講

展開科目

授業科目	担当者	形態	単位数	開講学期		備考
				春	秋	
課題研究(研究指導)	各指導教員	演習	4	○		必修
関係外国史研究演習	永瀬	演習	2	○	◎	

(注) 2年次生(長期履修許可者は最終年度)は「修士論文」も履修登録すること。

教育学研究科・修士課程

修士課程 教育学専攻

研究指導教員届 等の提出書類	1 年次……………指定日までに「研究（修論）指導教員届」「研究計画書」(各 2 部) を学生支援部（教務担当）に提出して下さい。 2 年次……………指定日までに「修士論文等題目届」、前年度の「研究実施報告書」 及び今年度の「研究計画書」(各 2 部) を学生支援部（教務担当） に提出して下さい。
研究指導者	教授 市川 千秋 教授 栗原 輝雄 教授 小孫 康平 教授 深草 正博 教授 小木曽一之
教員免許状	教育学研究科教職課程に関する履修内規 (P.280~282) の自専攻の授業科目から24単位修得し、申請することにより、P.263の教員免許状が交付されます。 (学校心理士については、P.264参照)
修 得 单 位	基礎科目 8 単位、専門科目 12 単位以上 (「教育科学分野」、「個別教育分野」、「教育課題分野」の 3 つの分野のうち、主とする分野から 6 単位以上、他の分野から 6 単位以上)、演習・研究科目 10 単位以上の合計 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。 ※特定の課題についての研究の成果については、現職教員または社会入学者のみ提出可能。

授業科目

授業科目		担当者	形態	単位数	開講学期		備考
					春	秋	
基礎科目	教育学特論	宮寺	講義	2	○		(集中)必修
	教職特論	古賀	講義	2	○	○	(集中)必修 春学期へ変更
	伝統文化社会特論	櫻井	講義	2	○		必修
	現代コミュニケーション特論	森(真)	講義	2		○	必修
専門分野	教育哲学特論	宮寺	講義	2	○	○	(集中)秋学期へ変更
	教育史特論	沖田	講義	2	○	○	(集中)春学期へ変更
	教育社会学特論	伊藤(直)	講義	2		○	(集中)
	教育方法学特論	小孫	講義	2	○		
	教育課程特論	佐藤(年)	講義	2		○	
	教育心理学特論	有門	講義	2	○		
	発達心理学特論	吉田(直)	講義	2		○	
	学校心理学特論	宇田(光)	講義	2	○		(集中)
個別教育分野	学校・学級経営学特論	古賀	講義	2	○	○	(集中)秋学期へ変更
	教育臨床心理学特論	市川	講義	2	○		
	教育評価・心理検査特論	栗原(輝)	講義	2	○		
	特別支援教育特論	栗原(輝)	講義	2		○	
	幼児教育特論	田口	講義	2	○		
	教科教育特論	深草・松田	講義	2	○		2クラス
	生徒指導・進路指導特論	八並	講義	2	○	○	(集中)春学期へ変更
	学校カウンセリング特論	市川	講義	2		○	
教育課題分野	教育相談特論	市川	講義	2	○		
	環境教育特論	深草	講義	2	○		
	国際理解教育特論	深草	講義	2		○	
	身体運動教育特論	小木曾	講義	2		○	
	スポーツ・健康学特論	中村・片山	講義	2		○	オムニバス
	専門演習A (教育科学)	小孫・吉田(直) 有門	演習	2	○		
	専門演習B (個別教育・教育課題)	市川・小木曾 栗原・田口・中村 深草・片山	演習	2		○	
	課題研究(研究指導)	市川・小木曾 栗原(輝)・小孫 田口・中村 深草・吉田(直) 有門・片山	演習	8	○		1年次は(1)を 2年次は(2)を 履修のこと
演習・研究科目							

(注) 2年次生(長期履修許可者は最終年度)は「修士論文」も履修登録すること。ただし、現職教員または社会入学者は、「修士論文」に代えて「特定の課題についての研究の成果」を履修登録することができる。

神職課程(専攻課程Ⅱ類)

※ 博士前期課程神道学専攻のみ

目 的 神職課程は、神職を目指す学生が、神社本庁で定められた規程により、神職の階位を取得できるよう設置している課程です。神職課程のうち専攻課程Ⅱ類は、高い教養と広い知識を踏まえ、神道に関する理論及び応用を教授・研究し、将来教学研究を担う指導神職となるに必要な基礎的資質を養う事を目的としています。従って、神職を目指す堅い決心のもと、各自が自覚を持って履修して下さい。

- 資格取得要件**
1. 修士課程の修了要件を満たしていること。
 2. 神職課程に関する所定の単位を修得していること。

取 得 階 位 神社本庁神職資格「明階」授与。

**神 職 課 程 に
関 す る 单 位** 平成22年度以降入学生 必修38単位 選択4単位必修
平成16~21年度入学生 必修34単位 選択8単位必修

- 履修上の注意**
- ① 神職課程（高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類）修了者は、総合実習・神宮実習・中央実習が免除されます。
 - ② 上記①以外の者は、下記42単位の授業科目に加えて「専攻課程Ⅰ類」の「祝詞研究Ⅰ・祝詞研究Ⅱ・祭式及び同行事作法・有職故実・神社書道」を履修しなければなりません。

平成22年度以降の入学生に適用**授 業 科 目**

授業科目	担当者	種別	単位数		備考
			必修	選択	
神道思想特殊講義	菅野	講義	4		※
神道古典特殊講義	橋本	講義	4		※
祭祀学特殊講義		講義	4		※
神道祭祀研究演習Ⅰ	加茂	演習	4		I~IVから
神道祭祀研究演習Ⅱ		演習	4		※
宗教学特殊講義	河野	講義	4		※
神道教化特殊講義	牟禮	講義	4		※ 集中
神社管理運営特殊講義	柄尾	講義	4		※
神道福祉特殊講義	櫻井	講義	2		(秋学期)
神務実習	木村	実習	4		
神道史特殊講義Ⅰ	加茂	講義		4	
神道史特殊講義Ⅱ	白山	講義		4	
神道史特殊講義Ⅲ	松本	講義		4	
神道史特殊講義Ⅳ	新田	講義		4	
計			38	16	

(必修科目38単位のほか、選択科目4単位修得のこと) ※は不開講

授業科目	担当者	種別	単位数		備考
			必修	選択	
祝詞研究Ⅰ	白江	演習	4		神職課程(注)修了者免除
祝詞研究Ⅱ	白江	演習	4		神職課程(注)修了者免除
祭式及び同行事作法	三木	演習	4		神職課程(注)修了者免除
有職故実	安江	講義	2		神職課程(注)修了者免除
神社書道	水田	演習	2		神職課程(注)修了者免除

授業科目は専攻課程Ⅰ類と同じ。

(注)高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類

読替科目対照表

専攻課程Ⅱ類科目	神道学専攻科目
神道祭祀研究演習Ⅰ	祭祀学研究演習

神務実習

本学において神職課程を履修し、神社本庁神職資格を取得しようとする者は、神社本庁「階位検定及び授与に関する規程」にもとづき、神職課程の一科目として本学の定める「神務実習」を必ず履修しなければなりません。

その実習は、基礎実習・総合実習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）・個別実習・神宮実習・中央実習の7種類であり、これらすべてを修了しなければなりません。但し、神職課程（高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類）修了者で神宮実習、中央実習を履修修了した者は、総合実習・神宮実習・中央実習が免除されます。

1. 目的

神職としての奉仕を実地に体験し、将来指導神職となるに必要な基礎的資質を養うことを目的としています。

2. 履修資格

- ① 将来確実に神社に奉職する意志のある者。
- ② 神職課程を履修中の者。
- ③ 最初に基礎実習を終えていなければ、他の実習は認められません。
- ④ 総合実習・個別実習・神宮実習は、神職課程（専攻課程Ⅰ類）「祭式及び同行事作法」をすでに履修した者、或いは、履修中の者でなければ履修することができません。
- ⑤ 中央実習は、総合実習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）・神宮実習を終えていなければ、履修することができません。
- ⑥ 各実習の事前指導、事前・事後研修を履修した者。

神務実習の事前指導、事前研修は、実習に臨む心構え等基本的な重要事項が含まれています。本学においては、特にその出欠を重視し、正当な理由がなく無断で欠席した者については、神務実習の履修を放棄したものとみなされます。

また事後研修についても、事前研修同様、正当な理由がないのに無断で欠席した者については、神務実習の履修を放棄したものとみなします。

3. 実習の種類及び日数

種類	時期	場所	日数
基礎実習	1年次の4月中旬	本学	3日
総合実習Ⅰ	基礎実習修了後 (1~2年次)	本学が承認した神社 (4日)	10日以上 (事前指導1日と、神職課程「雅楽」5日の受講を含む)
総合実習Ⅱ	1年次の8月	本学の定める神社	10日 (事前指導、事前・事後研修を含む)
総合実習Ⅲ	1年次の年末年始	神宮または熱田神宮	10日以上 (事前指導を含む)
個別実習	基礎実習修了後 (1~2年次)	本学が承認した神社	25日以上 (事前指導を含む)
神宮実習	1年次の9月	神宮	7日
中央実習	1年次の年度末	神社本庁	3日

(注1) 基礎実習は、神職課程（高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類）修了者も、再履修しなければなりません。

4. 履修手続

- ① 神務実習を履修しようとする者は、神職養成部の指示に従って、神務実習願及びその他必要な書類を提出し、実習の許可を受けなければなりません。
- ② 神職養成部の指示に従って、所定の実習費（事務手数料等を含む）を納入しなければなりません。

実習費

実習名	金額	納入時期	納入窓口	注意事項
基礎実習	12,000円	4月上旬	会計担当	◎納入時期は、掲示で連絡します。
個別実習	26,000円	5月中旬	〃	◎実習費は一部事務手数料等を含んだ金額です。
総合実習Ⅱ	26,000円	6月上旬	〃	
神宮実習	26,000円	6月上旬	〃	
中央実習	19,000円	12月中旬	〃	

※総合実習Ⅰ・Ⅲの実習費は不要です。

5. 実習終了後の処置

- ① 「総合実習Ⅱ」終了後は、必ず各自で宮司と職員の方々に礼状（封書）を出して下さい。
- ② 各実習終了後の神務実習日誌の提出は、神職養成部の指示に従って下さい。

6. 評価

実習後の事後研修、実習先からの実習評価、更に各人の実習日誌とを勘案して神務実習の評価を行います。

階位申請**7. 神務実習心得**

神務実習は練習ではありません。神明に対する真実の奉仕です。潔斎の徹底、清浄な心身の維持に心を致し、誠実、敬虔、謹慎の態度を以って一貫しなければなりません。

実習期間中は参籠の心構えで服装、頭髪等の身嗜みにいたるまで気を配り、言葉を明瞭に、動作を機敏に、何事にも積極的に取り組むよう心がけなければなりません。

次の書類を整え、期限を厳守して神職養成部に提出して下さい。(書類は説明会で配布)

- ① 階位検定願 3通 (神社本庁所定用紙)
- ② 階位授与願 3通 (神社本庁所定用紙)
- ③ 合格証写 3通 (神社本庁所定用紙)
- ④ 履歴書 (複写式) 2通 (神社本庁所定用紙)
- ⑤ 修士課程 (神道学専攻) 修了証明書並びに単位成績証明書・神務実習修了証明書 (本庁所定用紙)
- ⑥ 明階位検定・授与申請料 152,520円 (平成24年2月現在)。

但し、特例として、神職課程 (高等課程・専修課程・専攻課程Ⅰ類) 修了者で、既に神職資格「正階」取得・「明階」検定合格し、「正階位證・明階検定合格證」を取得している者については、明階位授与申請料131,510円(用紙代・事務手数料等含む) から既に支払った正階位授与申請料100,000円を差引いた金額「31,510円」のみでよい。

【但し、この特例は、正階位授与申請料を納付してから5年以内に限り認められています。】

階位証の交付

修了証書授与式当日、各自に明階位証を交付します。

学位の授与について

学位の授与方針および基準等については、P.265～273を参照して下さい。

博士の学位

- 甲 博士後期課程を修了した者に、皇學館大学博士（文学）の学位を授与します。
 乙 学位論文を提出して、大学院の行う論文審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者に、皇學館大学博士（文学）の学位を授与します。

修士の学位

文学研究科博士前期課程を修了した者に、皇學館大学修士（文学）の学位を、教育学研究科修士課程を修了した者に皇學館大学修士（教育学）を授与します。

免許・資格**○教員免許状**

所定の単位を取得すれば、各専攻に応じて次表に掲げる教員専修免許状が授与されます。免許教科については取得している一種免許の教科に限ります。

〈文学研究科〉

専 攻	専修免許状の種類	免 許 教 科
神道学専攻	中学校教諭	宗教
	高等学校教諭	宗教
国文学専攻	中学校教諭	国語
	高等学校教諭	国語
国史学専攻	中学校教諭	社会
	高等学校教諭	地理歴史

〈教育学研究科〉

専 攻	専修免許状の種類	免 許 教 科
教育学専攻	幼稚園教諭	
	小学校教諭	
	中学校教諭	保健体育
	高等学校教諭	保健体育

教育職員免許法 別表第1（第5条関係）

第1欄 所要資格 免許状の種類	第2欄 基礎資格	第3欄		
		大学において修得することを必要とする最低単位数	教科に関する科目	教職に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35 34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35 10
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41 34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41 10
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31 32
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31 8
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23 40
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23 16

備考（抜粋）

- 二 第2欄の「修士の学位を有すること」には、大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする。
 七 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

○学校心理士（一般社団法人学校心理士認定運営機構）※教育学研究科対象

学校心理士は、問題に直面している子どものカウンセリングなどによる直接的援助を行うことはいうまでもなく、子どもを取りまく保護者、教師、学校に対して学校心理学の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことを目的としている。

資格申請は個人申請であるが、申請できる類型は5類型あり、所定の単位・実習を取得し、筆記試験を受け、1年以上の実務経験を有すれば、類型1による学校心理士の申請ができる。1年以上の実務経験を有しない場合は、学校心理士補を申請できる。

類型I 1) 「教育職員専修免許状を持ち、大学院修士課程において、学校心理学に関する所定の8領域16単位、ならびに所定の実習を修得し（注1）、その専修免許状に「学校心理学」が付記され、かつ、1年以上の専門実務経験（注2）を有する人。

2) 大学院修士課程において、学校心理学に関する所定の8領域16単位、ならびに所定の実習を修得し（注1）、1年以上の専門実務経験を有する人。

3) 大学院在学中の人には、特例として、次の要件を満たしている場合に「大学院修士課程修了見込み」（類型1見込み）として申請することができる。

(1) 申請時までに学校心理学に関する所定8領域のうち5領域10単位以上（実習を除く）を修得していること。

(2) 所定の5領域10単位以上（実習を除く）を修得したあとに、大学院入学後に1年以上の専門的実務経験を行うこと。

ただし、専門的実務経験は、教員等の場合、単位修得以前の学校心理学に関する専門的実務経験をこれに当てることができる。

(3) 大学院修了までに、残りの科目、実習の修得が予定されていること。

(注1) 8領域について

学校心理学

教授学習心理学

発達心理学

臨床心理学

心理教育的アセスメント

学校カウンセリング・コンサルテーション

特別支援教育

生徒指導・教育相談、キャリア教育

実習について

実習I 心理教育的アセスメント基礎実習

実習II 学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習

(注2) 専門的実務経験とは、児童生徒の学校生活や幼稚園生活における心理学的教育的問題に関して、学校心理学的視点に立った専門的な心理教育的援助活動を経験すること。

【留意点】

- ・学校心理学に関する所定の8領域16単位は本学教育学専攻カリキュラムで開設されています。但し、実習I、IIは、認定運営機構により別途開講されます。
- ・学校心理士・学校心理士補の資格を取得希望する人は、担当教員に、事前に、受講する科目や修論研究について必ず相談してください。

学位論文（修士）

修士論文の登録

博士前期課程及び修士課程2年次に「修士論文」を履修登録するとともに、当該年度の4月12日（金）（秋学期入学者は10月4日（金））までに、「修士論文題目届」を学生支援部（教務担当）に2部提出し登録します。

未登録の場合は、該当年度に修士論文を提出することができません。

特定の課題についての研究の成果（教育学研究科）

教育学研究科生のうち、現職教員または社会人入学者が、「修士論文」に代えて「特定の課題についての研究の成果」を提出する場合は、1編につき12,000字程度からなる研究レポートを3編作成すること。

中間報告

4月に論文題目届を提出し登録した学生は、10月4日（金）（秋学期入学者は4月23日（火））までに中間報告を2部学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

題目・指導教員変更届

論文題目及び指導教員を変更したい場合は、中間報告と同時に変更届を提出して下さい。これ以後は、副題は所定の変更届により変更できますが、主題を変更することはできません。

論文等提出時の注意

- (1) 提出部数 主査用1部（ワープロ、パソコン使用）
副査用2部（ワープロ、パソコン又は主査用のコピー）
※付録又は資料等を別冊にする場合は、主査用・副査用それぞれにつけること。
- (2) 提出期間 平成26年1月22日（水）～1月28日（火）正午
(9月修了者は平成25年7月23日（火）～27日（土）正午)
※いかなる理由があっても遅れた場合は受け付けません。
- (3) 提出後の加筆・訂正・頁の増減等は、一切認めません。
- (4) 印鑑を必ず持参して下さい。

留年者の修士論文等提出

博士前期課程または修士課程の2年次生で、修士論文の中間報告を提出した者が、修士論文を未提出または評価が不可のため課程を修了できなかった場合は、次年度春学期（秋学期入学者は秋学期）に修士論文を提出することができます。

修士論文の審査基準

修士の学位論文は、当該専攻分野に関する先行研究を踏まえ、独自の視点で論点を整理していることを要します。

- (1) 新しい知見・解釈・展望の筋道が示されていること。
- (2) 先行研究と自説がどう違うのか、きちんと説明されていること。
- (3) 文献が正しく整理され、論文の形式が整っていること。

口頭試問

平成26年2月21日（金）
(9月修了者は平成25年8月23日（金）～26日（月）のいずれかにて実施)

用紙・表紙

(1) 書式（主査用・副査用共通）

- ①ワープロ・パソコンを使用して作成すること。
- ②用紙は長期保存のできるものを使用し、A4サイズの片面印字とする。
- ③印字は黒字とし、鮮明で読みやすいように注意すること。
- ④縦書きの場合は、片面（1ページ）30字×20行×2段組、横書きの場合は、片面（1ページ）40字×30行を原則とする。
- ⑤活字の大きさは、10.5ポイントを原則とする。
- ⑥製本した場合、見えにくい箇所がないように、綴じ代に注意すること。
- ⑦ページ数の印刷位置は見やすい位置で一定とする。
- ⑧記念講堂の学生支援部カウンター備え付けの見本を参照すること。

(2) 表紙（自筆・パソコン共通）

大学所定の表紙を使用のこと。

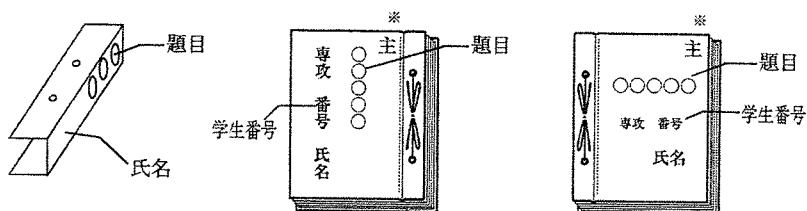
※付録、資料等を別冊にする場合も、主査用・副査用それぞれにつけること。

※表紙サイズは用紙のサイズと合わせること。

綴じ方

- (1) 用紙が縦書きの場合は右綴じ、横書きの場合は左綴じとし、表紙に直接、手書きで題目・専攻・学生番号・氏名を明記すること。また、主査用の表紙右上に「主」、副査用の右上に「副」と記入すること。
- (2) 論文のはじめに1枚、終りに1枚白紙をつけること（別冊も同様）。
- (3) はじめの白紙には、表紙と同様に題目・専攻・学生番号・氏名を記入し、中表紙とすること。
- (4) 枚数が多く、かなり厚さがある場合は、図1のように背表紙をつけること。

(見本)
(図1) 背表紙



※副査用には「副」と記入のこと

審査員票

- (1) 主査用・副査用ともに、終わりの白紙の裏側に学生支援部所定の審査員票をのりで貼付して提出して下さい。
(提出者の氏名、捺印、主査の欄に指導教員名を記入すること。)
- (2) 付録、資料等別冊になる場合も主査用、副査用と同じように審査員票を貼り付けること。

履修登録に**ついて****中間発表会****博士学位請求
論文の提出
(甲号)****博士学位請求
論文の審査****基準****用紙・表紙**

博士学位請求論文については、履修登録の必要はありません。

論文提出の手順は、以下の説明及び「皇學館大学学位規程」(P.269、本学公式ホームページでも公表)を参照してください。

博士学位請求論文提出予定者の中間発表会を開催する予定です。
(研究指導教員の指示に従うこと。)

○本学学位規程第4条第1号(甲)による学位申請(課程博士)

博士後期課程の3年次生(論文提出のための在学継続者を含む)が博士学位請求論文を提出する場合は、研究指導教員の指示に従い、次の提出物を期限までに学生支援部(教務担当)に提出して下さい。

(1) 提出物

- ①学位申請書 1枚 ※学位規程様式5(甲)参照
- ②学位請求論文 5部(主査用・副査用含む)
- ③論文要旨 1部(A4サイズ、4,000字以内)

※上記①～③を学生支援部教務担当へ提出するとともに、学位請求論文及び論文要旨のデータを指導教員に提出すること。

(2) 提出期間

平成25年11月7日(木)～12月10日(火)正午

(※9月修了者(秋学期入学者及び在学継続者)の場合)
(平成25年6月1日(土)～7月1日(月)正午)

(3) 最終試験

大学院委員会にて学位請求論文の受理を決定後、最終試験の日程等をお知らせします。

博士の学位論文は、当該専攻分野に関して独創性の面で顕著であることを要します。

- (1) 先行文献の適切な調査・分析・整理がなされていること。
- (2) 創意を支える論証が確かであること。
- (3) 当該研究が、その分野の国内外の学会に発表して、その論評に耐え得ること。

(1) 書式(主査用・副査用共通)

- ①ワープロ・パソコンを使用して作成すること。
- ②用紙は長期保存のできるものを使用し、A4サイズ(片面印字)とする。
- ③印字は黒字とし、鮮明で読みやすいように注意すること。
- ④縦書きの場合は、片面(1ページ)30字×20行×2段組、横書きの場合は、片面(1ページ)40字×30行を原則とする。
- ⑤活字の大きさは、10.5ポイントを原則とする。

綴じ方

- ⑥製本した場合、見えにくい箇所がないように、綴じ代に注意すること。
- ⑦ページ数の印刷位置は見やすい位置で一定とする。

(2) 表紙

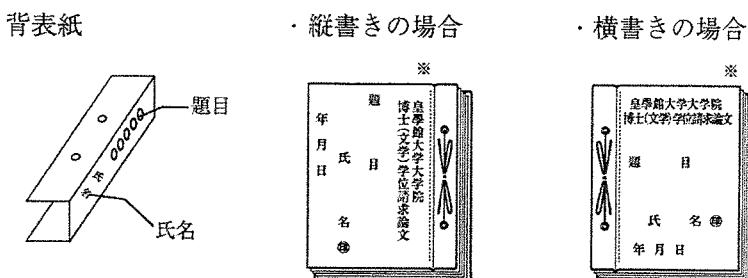
- ①論文の表紙については、学位規程の様式7を参照のこと。

※表紙サイズは用紙のサイズと合わせること。

- ②背表紙をつけて、題目及び氏名を記入すること。

- (1) 用紙が縦書きの場合は右綴じ、横書きの場合は左綴じとすること。
- (2) 論文のはじめに1枚、終りに1枚白紙をつけること（別冊も同様）。
- (3) はじめの白紙に、表紙と同様に題目等を記入し、中表紙とすること。

(見本)



学位論文の 公　　表

本学が博士の学位を授与した場合、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び本学学位規程に則り、次のとおり公表します。

- ①授与後3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣へ提出するとともに、論文要旨及び審査結果要旨を本学公式ホームページにて公表。
- ②授与後1年内に、学位請求論文を本学図書館又は公式ホームページにて公開するとともに、国立国会図書館に提出します。

在　　学　　継　　続

博士後期課程修了に要する所定の単位を修得した者が、博士学位請求論文を提出するために在学継続を希望する場合、「在学継続届」を2月末日までに学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

※ 在学継続が認められた者は、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。

満期退学後の 論　　文　　提　　出

所定の単位を修得し、学位請求論文の提出を残して満期退学した者が、論文提出のため再入学する場合、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。なお、再入学をせずに学位請求論文を提出する場合は、学位規程第4条第2号(乙)の扱いとなり、別に定める学位請求論文審査手数料が必要となります。

○皇學館大学学位規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに皇學館大学大学院学則第13条第4項及び皇學館大学学則第31条第3項の規定により、皇學館大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法その他学位に関する必要な事項を定める。

(学位の種類及び名称)

第2条 本学が授与する学位は、博士（文学）、修士（文学）、修士（教育学）、学士（文学）、学士（社会福祉学）、学士（教育学）及び学士（現代日本社会学）とする。

2 学位の名称を用いるときは、本学名を付するものとする。

第2章 博士の学位

(博 士)

第3条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(博士の学位授与)

第4条 次の各号の一に該当する者に、博士の学位を授与する。

- (1) 甲 皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）の博士後期課程在学中に学位申請をし、博士論文の審査に合格して博士後期課程の修了を認められた者
- (2) 乙 本大学院の博士後期課程を満期退学後に学位申請をし、博士論文の審査に合格した者
学位を申請して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格して大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者

(学位請求論文の提出)

第5条 前条第1号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部及び論文要旨1部を添え、学長に提出するものとする。

2 前条第2号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨、履歴書、研究業績一覧、論文目録各1部を添え、学長に提出するものとする。

3 学位請求論文は、一編に限る。ただし、参考として他の論文又は資料を添付することができる。

(学位請求論文の受理)

第6条 学長が学位請求論文の提出を受けた際には、次の手続きを経て、原則として2月以内に学位請求論文受理の可否を決定する。

- (1) 学長は、学位請求論文の提出後直ちに、大学院委員会に対し、第4条第1号による申請者については学位請求論文受理の可否についての決定を、第4条第2号による申請者については予備審査を付託する。
- (2) 大学院委員会は、学位請求論文の予備審査を付託されたときは、直ちに予備審査委員を2名選定し、学位請求論文受理の可否についての審査を委嘱する。
- (3) 予備審査委員は、審査を行い、その見解を文書にて、大学院委員会に報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位請求論文受理の可否を議決するものとする。

- 2 学長は、大学院委員会の議決により、学位請求論文の受理を決定し、その審査を大学院委員会に付託する。
- 3 学位を受けようとする者は、提出した学位請求論文の受理が決定された場合、別表に定める学位請求論文審査手数料（以下「論文審査料」という。）を納付しなければならない。
- 4 提出した学位請求論文及び論文審査料は、前2項による受理決定後は、返付しない。

（学位請求論文審査より合否議決にいたる手続）

第7条 大学院委員会は、学位請求論文の受理後、次の手続きを経て、原則として10月以内に、合否の議決をしなければならない。

- (1) 大学院委員会は、論文審査を付託されたときは、直ちに主査1名・副査2名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。ただし、大学院委員会が認めた場合は、必要に応じて副査を3名以上とすることができます。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、最終試験を行う。
- (3) 最終試験は、

甲については、第4条の規定に該当することを、最終的に総合判断するため、口頭又は筆答により行う。

乙については、甲に属する者と同等以上の学力を有することを、その論文に関する専攻分野の科目及び外国語について確認し、あわせて、第4条の規定に該当することを総合判断するため、口頭又は筆答により行う。ただし、大学院委員会において特に認めたときは、科目の一部又は全部を免除することができる。

- (4) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときに、直ちに、論文の要旨・論文審査の結果要旨・最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (5) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

（学位の授与）

第8条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、博士の学位授与を決定し、学位記を授与する。
（論文要旨等の公表）

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表するものとする。

第10条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本大学院の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

3 公表にあたっては、その論文に「皇學館大学学位論文」と明記しなければならない。

（学位授与の報告）

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第3章 修士の学位

(修士)

第12条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第13条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第14条 修士論文（大学院学則第11条第3項に規定する特定の課題に関する研究レポートを含む）は、博士前期課程又は修士課程第2年次以降において、論文題目を提出して登録を受け、中間報告を提出したうえで提出する。それぞれの提出期日は大学院委員会で定める。

(修士論文の受理)

第15条 提出された論文は、学長が受理し、その審査を大学院委員会に付託する。

(審査より合否議決にいたる手続)

第16条 大学院委員会は、論文審査が付託されてからすみやかに、次の手続きを経て合否の議決をしなければならない。

- (1) 論文審査を付託されたときは、直ちに、文学研究科委員会にあっては主査1名・副査2名、社会福祉学研究科にあっては主査・副査各1名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、提出論文に関する最終試験を口頭又は筆答により行う。
- (3) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、直ちに、論文の要旨、最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位授与を決定し、学位記を授与する。

第4章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第18条 学士の学位は、本学学則に規定する所定の課程を修めた者に授与する。

第5章 共通規定

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の行為により学位の授与を受けた事実が判明したときは、博士及び修士については大学院委員会の議を経て、学士については全学教授会の議を経て、学長は、学位授与を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(議決の要件)

第20条 前条の議決をするには、博士及び修士の学位にあっては大学院委員会において、学士の学位にあっては全学教授会において、それぞれ構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位記その他書類等の様式)

第21条 学位記その他書類等の様式は、別表による。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、全学教授会及び大学院委員会が行う。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条第3項関係）

学位請求査定手数料	第4条 第1号関係	在学中の者（再入学者を含む。）	徴収しない
	第4条 第2号関係	満期退学後10年以内の者	50,000円
		満期退学後10年を超える者	100,000円
		本学卒業生及び職員等の本学関係者	
		前号以外の者	200,000円

別表 学位記

様式1

第号	年月日	学位記	本籍	氏名
皇學館大學長	印	本学大學院文学研究科	専攻の博士課程を修了し学位	年月日生
		専攻の博士課程を修了し学位	論文の審査ならびに最終試験	
		に合格したので博士（文学）	の学位を授与する	

様式2

第号	年月日	学位記	本籍	氏名
皇學館大學長	印	本学大學院文学研究科	専攻の博士課程を修了し学位	年月日生
		専攻の博士課程を修了し学位	論文の審査ならびに最終試験	
		に合格したので博士（文学）	の学位を授与する	

様式3

第号	年月日	学位記	本籍	氏名
皇學館大學長	印	本学大學院	専攻の博士課程を修了し学位	年月日生
		研究科	論文の審査ならびに最終試験	
		学	に合格したので博士（文学）	
			の学位を授与する	

様式4

第号	年月日	学位記	本籍	氏名
皇學館大學長	印	本学大學院	専攻の博士課程を修了し学位	年月日生
		研究科	論文の審査ならびに最終試験	
		学	に合格したので博士（文学）	
			の学位を授与する	

学位申請書

様式 5 (甲)

学位申請書
皇學館大学長殿
年月日
文学研究科博士後期課程 学専攻
氏名印
年月日生
学位規程第5条第1項の規定により 博士(文学)の学位の授与を申請いた します

様式 6 (乙)

学位申請書
皇學館大学長殿
年月日
氏名印
年月日生
貴大学学位規程第5条第2項の規 定により必要書類を添えて学位の授 与を申請いたします

学位請求論文題目表紙 様式 7 (縦書)

題
年 月 日 氏
名 印
皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文

学位請求論文題目表紙 様式 7 (横書)

皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文
題 目
氏 名 印
年 月 日

論文目録 様式 8

論 文 目 錄	
論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法 及び時期	
3. 冊 数	
参 考 論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法 及び時期	
3. 冊 数	
年 月 日	
学位申請者	
氏 名 ㊞	

履歴書 様式 9

写 真	年 月 日 現在 (ふりがな) 氏 名 ㊞ 男 女 年 月 日生
本 籍	
現住所	
学 歴	
職 歴	
主たる研究業績	
賞 獎	

別表1（第8条第1項関係）

(1) 神道学専攻（博士前期課程）

授業科目						授業の形態	単位数
基礎科目	神道学研究基礎論	基礎	論	講	義	講義	2
	神道学研究法演習	法	演習	演	習	習	2
	神道学原論I	I	I	講	義	講義	2
	神道学原論II	II	II	同	同	同	2
	神道史原論I	I	I	同	同	同	2
	神道史原論II	II	II	同	同	同	2
基幹科目	神道思想特殊講義	特	殊	講	義	講義	4
	祭祀学特殊講義	特	殊	講	義	同	4
	神道史特殊講義I	特	殊	講	義	同	4
	神道史特殊講義II	特	殊	講	義	同	4
	神道史特殊講義III	特	殊	講	義	同	4
	神道史特殊講義IV	特	殊	講	義	同	4
	神道古典特殊講義	古	典	講	義	同	4
	宗教学特殊講義	特	殊	講	義	同	4
	神道思想研究演習	思	想	演	習	演習	4
	祭祀学研究演習	研	究	演	習	同	4
	神道史研究演習I	史	研	演	習	同	4
	神道史研究演習II	史	研	演	習	同	4
	神道史研究演習III	史	研	演	習	同	4
	神道史研究演習IV	史	研	演	習	同	4
	神道古典研究演習	古	典	研	究	同	4
	宗教学研究演習	教	学	研	究	同	4
展開科目	課題研究(研究指導)	演習				4	

(備考) 基礎科目は「神道学研究基礎論」及び「神道学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。

神道学専攻（博士後期課程）

授業科目		授業の形態	単位数
基礎科目	神道思想特殊研究	演習	4
	祭祀学特殊研究	同	4
	神道史特殊研究 I	同	4
	神道史特殊研究 II	同	4
	神道史特殊研究 III	同	4
	神道史特殊研究 IV	同	4
	神道古典特殊研究	同	4
	宗教学特殊研究	同	4
基幹科目	特殊課題研究 I	演習	4
	特殊課題研究 II	同	4
	特殊課題研究 III	同	4

(備考) 基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

(2) 国文学専攻（博士前期課程）

授業科目		授業の形態	単位数
基礎科目	国文学研究基礎論	講義	2
	国文学研究法演習	演習	2
	国文学史概論 I	講義	2
	国文学史概論 II	同	2
	国文学原論 I	同	2
	国文学原論 II	同	2
	論文執筆作法講義	同	2
基幹科目	古典文学特殊講義 I A	講義	2
	古典文学特殊講義 II A	同	2
	古典文学特殊講義 I B	同	2
	古典文学特殊講義 II B	同	2
	古典文学特殊講義 I C	同	2
	古典文学特殊講義 II C	同	2
	近代文学特殊講義 I	同	2
	近代文学特殊講義 II	同	2
	国語学特殊講義 I	同	2
	国語学特殊講義 II	同	2
	漢文学特殊講義 I	同	2
	漢文学特殊講義 II	同	2

基 幹 科 目	古典文学研究演習 I A	演習	2
	古典文学研究演習 II A	同	2
	古典文学研究演習 I B	同	2
	古典文学研究演習 II B	同	2
	古典文学研究演習 I C	同	2
	古典文学研究演習 II C	同	2
	近代文学研究演習 I	同	2
	近代文学研究演習 II	同	2
	国語学研究演習 I	同	2
	国語学研究演習 II	同	2
	漢文学研究演習 I	同	2
	漢文学研究演習 II	同	2
展 開 科 目	課題研究（研究指導）I	演習	1
	課題研究（研究指導）II	同	1
	課題研究（研究指導）III	同	1
	課題研究（研究指導）IV	同	1
	国文学特別講義 I	講義	2
	国文学特別講義 II	同	2

(備考) 基礎科目は「国文学研究基礎論」及び「国文学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は指導教員の課題研究4単位以上、合計30単位以上を修得すること。

国文学専攻（博士後期課程）

授業科目		授業の形態	単位数
基 礎 科 目	古典文学特殊研究 I A	演習	2
	古典文学特殊研究 II A	同	2
	古典文学特殊研究 I B	同	2
	古典文学特殊研究 II B	同	2
	古典文学特殊研究 I C	同	2
	古典文学特殊研究 II C	同	2
	近代文学特殊研究 I	同	2
	近代文学特殊研究 II	同	2
	国語学特殊研究 I	同	2
	国語学特殊研究 II	同	2
	漢文学特殊研究 I	同	2
	漢文学特殊研究 II	同	2

基幹科目	特 殊 課 題 研 究 I	演 習	4
	特 殊 課 題 研 究 II	同	4
	特 殊 課 題 研 究 III	同	4

(備考) 基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

(3) 国史学専攻(博士前期課程)

授業科目		授業の形態	単位数
基礎科目	国史学基礎論(史学史)	講義	2
	国史学研究法I(史料論)	同	2
	国史学研究法II(資料論)	同	2
	関係外国史特殊講義	同	2
	国史概説	同	2
	古文書学	同	4
基幹科目	日本古代史特殊講義	講義	4
	日本中世史特殊講義	同	4
	日本近世史特殊講義	同	4
	日本近代史特殊講義	同	4
	日本現代史特殊講義	同	4
	特殊文献講義	同	4
	日本古代史研究演習	演習	4
	日本中世史研究演習	同	4
	日本近世史研究演習	同	4
	日本近代史研究演習	同	4
展開科目	特殊文献演習	同	4
	課題研究(研究指導)	演習	4
	関係外国史研究演習	同	2

(備考) 基礎科目は「国史学基礎論(史学史)」を含む6単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。

大学（皇學館大学大学院学則）

国史学専攻（博士後期課程）

授業科目		授業の形態	単位数
基礎科目	日本古代史特殊研究	演習	4
	日本中世史特殊研究	同	4
	日本近世史特殊研究	同	4
	日本近代史特殊研究	同	4
	日本現代史特殊研究	同	4
	国史学特殊文献研究	同	4
基幹科目	特殊課題研究Ⅰ	演習	4
	特殊課題研究Ⅱ	同	4
	特殊課題研究Ⅲ	同	4

(備考) 基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

別表2 (第8条第1項関係)

(1) 教育学専攻（修士課程）

授業科目		授業の形態	単位数
基礎科目	教育学特論	講義	2
	教育職特論	同	2
	伝統文化社会特論	同	2
	現代コミュニケーション特論	同	2
教育科学分野	教育哲学特論	講義	2
	教育史特論	同	2
	教育社会学特論	同	2
	教育方法学特論	同	2
	教育課程特論	同	2
	教育心理学特論	同	2
個別教育分野	発達心理学特論	同	2
	学校心理学特論	講義	2
	学校・学級経営学特論	同	2
	教育臨床心理学特論	同	2
	教育評価・心理検査特論	同	2
	特別支援教育特論	同	2
幼児教育分野	幼児教育特論	同	2
	教科教育特論	同	2

教育課題分野	生徒指導・進路指導特論	講義	2
	学校カウンセリング特論	同	2
	教育相談特論	同	2
	環境教育特論	同	2
	国際理解教育特論	同	2
	身体運動教育特論	同	2
	スポーツ・健康学特論	同	2
研究科目	専門演習A(教育科学)	演習	2
	専門演習B(個別教育・教育課題)	同	2
	課題研究(研究指導)	演習	8

(備考) 基礎科目8単位、専門科目12単位以上(「教育科学分野」、「個別教育分野」、「教育課題分野」の3つの分野のうち、主とする分野から6単位以上、その他の分野から6単位以上)、演習・研究科目10単位以上の合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

別表3(第8条第2項関係)

神職に関する科目

文学研究科(神道学専攻適用)

授業科目	必修単位数	選択単位数	備考
神道思想特殊講義	4		
神道古典特殊講義	4		
祭祀学特殊講義	4		
神道祭祀研究演習I	4		
神道祭祀研究演習II	4		
宗教学特殊講義	4		
神道教化特殊講義	4		
神社管理運営特殊講義	4		
神道福祉特殊講義	2		
神務実習	4		
神道史特殊講義I		4	
神道史特殊講義II		4	
神道史特殊講義III		4	
神道史特殊講義IV		4	
計	38	16	選択4単位必修

別表4（第26条関係）

項目	納入額
入学検定料	30,000円

別表5（第26条関係）

項目	納入額
入学金	300,000円
学費	授業料 675,000円
	教育充実費 100,000円

(備考)

- 1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。
ただし、転入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。
- 2 本大学学部の卒業生、本大学院修士課程及び博士前期課程の修了者並びに本神道学専攻科の修了者は、入学金は免除し、教育充実費は半額とする。
- 3 再入学の場合の入学金は、免除する。
- 4 博士後期課程に在学して所定の単位を修得し、博士の学位請求論文を受理された者の学位審査が、受理学期を越えて継続される場合、審査継続後の学期の学費を免除する。
- 5 博士後期課程に在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出のために在学を継続する場合、及び満期退学後に博士論文提出のため再入学する場合の授業料は半額とし、教育充実費は免除する。

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
7	基準項目 指摘事項	学位授与・課程修了の認定 文学研究科博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得了した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	文学研究科博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得了した者について、「課程博士」として取り扱っている。
	評価後の改善状況	平成 22 年度の文学研究科委員会及び大学院委員会での検討の結果、学位規程の改定（平成 22 年 7 月 28 日付）、及び大学院学則の改定（平成 23 年 4 月 1 日付）を行い、以下のとおり定めた。 ①博士後期課程修了に要する所定の単位を修得した者が、博士学位請求論文を提出するために在学継続を希望する場合、「在学継続届」を 2 月末日までに学生支援部（教務担当）に提出する。なお、在学継続が認められた者は、授業料は半額とし、教育充実費の納付は免除される。 ②所定の単位を修得し、学位請求論文の提出を残して満期退学した者が、論文提出のため再入学する場合、授業料は半額とし、教育充実費の納付は免除される。 なお、再入学をせずに学位請求論文を提出する場合は、学位規程第 4 条第 2 号（乙）の扱いとなり、別に定める学位請求論文審査手数料が必要となる。以上、課程博士授与の要件を整備した。

	改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
	<ul style="list-style-type: none"> ・皇學館大学大学院学則（第20条第5項及び別表5） ・皇學館大学学位規程（第4条及び別表） ・平成25年度履修要項（P.268、学位規程 pp.269～275） 					
<大学基準協会使用欄>						
検討所見						
改善状況に対する評定	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> </table>	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5		

- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(社会人入学)

第18条 本大学院に入学を希望する社会人には、別に定める選考による入学判定により、入学を許可することがある。
(外国人留学生)

第19条 大学院において、教育を受ける目的をもって入国した外国人で、本大学院に入学を希望する者には、別に定める選考による入学判定により、外国人留学生として入学を許可することがある。
(転入学)

第19条の2 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を希望する者には、大学院委員会で選考のうえ、学長がこれを許可することがある。

2 前項の規定により転入学を希望する者は、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 転入学を許可された者の、既に修得した授業科目の履修単位数の取り扱い及び所属学年については、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

4 転入学を許可された者が修了に要する本大学院での在学年数は、前項の規定により定められた所属学年に応じて、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
(休学・退学・除籍・再入学等)

第20条 病気その他の事由によって休学又は退学しようとする者は、所定の手続きにより願い出なければならない。

2 休学の期間は、原則として2年を超えることができない。

3 博士前期課程又は修士課程に在学し得る期間は4年、博士後期課程に在学し得る期間は6年を限度とし、この期間内に課程を修了しない者又は退学しない者は、除籍する。

4 正当な理由により退学した者が再入学を願い出たときは、大学院委員会の議を経て、これを許可することができる。

5 博士後期課程に3年以上在学して退学した者が、学位論文提出のため再入学を希望する場合は、退学後10年以内に限り、これを許可する。ただし、この場合においても、その在学期間は通算して6年を超えることができない。

第6章 特別研究生・委託生等

(特別研究生)

第21条 本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者で博士後期課程に進まずに更に研究を続けるとする者又は博士後期課程を退学し、前条第5項による再入学をせずに更に研究を続けようとする者には、選考のうえ、特別研究生として在学を許可することができる。
(委託生)

第22条 公共団体その他の機関から、本大学院において、特定の研究分野の研究を委託された者には、

大学（皇學館大学大学院学則）

別表4（第26条関係）

項目	納入額
入学検定料	30,000円

別表5（第26条関係）

項目	納入額
入学金	300,000円
学費	授業料 675,000円 教育充実費 100,000円

(備考)

- 1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。
ただし、転入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。
- 2 本大学学部の卒業生、本大学院修士課程及び博士前期課程の修了者並びに本神道学専攻科の修了者は、入学金は免除し、教育充実費は半額とする。
- 3 再入学の場合の入学金は、免除する。
- 4 博士後期課程に在学して所定の単位を修得し、博士の学位請求論文を受理された者の学位審査が、受理学期を越えて継続される場合、審査継続後の学期の学費を免除する。
- 5 博士後期課程に在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出のために在学を継続する場合、及び満期退学後に博士論文提出のため再入学する場合の授業料は半額とし、教育充実費は免除する。

○皇學館大学学位規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに皇學館大学大学院学則第13条第4項及び皇學館大学学則第31条第3項の規定により、皇學館大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法その他学位に関する必要な事項を定める。

(学位の種類及び名称)

第2条 本学が授与する学位は、博士（文学）、修士（文学）、修士（教育学）、学士（文学）、学士（社会福祉学）、学士（教育学）及び学士（現代日本社会学）とする。

2 学位の名称を用いるときは、本学名を付するものとする。

第2章 博士の学位

(博 士)

第3条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(博士の学位授与)

第4条 次の各号の一に該当する者に、博士の学位を授与する。

- (1) 甲 皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）の博士後期課程在学中に学位申請をし、博士論文の審査に合格して博士後期課程の修了を認められた者
- (2) 乙 本大学院の博士後期課程を満期退学後に学位申請をし、博士論文の審査に合格した者
学位を申請して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格して大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者

(学位請求論文の提出)

第5条 前条第1号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部及び論文要旨1部を添え、学長に提出するものとする。

- 2 前条第2号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨、履歴書、研究業績一覧、論文目録各1部を添え、学長に提出するものとする。
- 3 学位請求論文は、一編に限る。ただし、参考として他の論文又は資料を添付することができる。

(学位請求論文の受理)

第6条 学長が学位請求論文の提出を受けた際には、次の手続きを経て、原則として2月以内に学位請求論文受理の可否を決定する。

- (1) 学長は、学位請求論文の提出後直ちに、大学院委員会に対し、第4条第1号による申請者については学位請求論文受理の可否についての決定を、第4条第2号による申請者については予備審査を付託する。
 - (2) 大学院委員会は、学位請求論文の予備審査を付託されたときは、直ちに予備審査委員を2名選定し、学位請求論文受理の可否についての審査を委嘱する。
 - (3) 予備審査委員は、審査を行い、その見解を文書にて、大学院委員会に報告しなければならない。
 - (4) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位請求論文受理の可否を議決するものとする。
- 2 学長は、大学院委員会の議決により、学位請求論文の受理を決定し、その審査を大学院委員会に付託する。
 - 3 学位を受けようとする者は、提出した学位請求論文の受理が決定された場合、別表に定める学位請求論文審査手数料（以下「論文審査料」という。）を納付しなければならない。
 - 4 提出した学位請求論文及び論文審査料は、前2項による受理決定後は、返付しない。

大学（皇學館大学学位規程）

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条第3項関係）

	第4条 第1号関係	在学中の者（再入学者を含む。）	徴収しない
学位請求論文		満期退学後10年以内の者	50,000円
審査手数料	第4条 第2号関係	満期退学後10年を超える者	100,000円
		本学卒業生及び職員等の本学関係者	
		前号以外の者	200,000円



KOGAKKAN
UNIVERSITY

平成25年度

履修要項

皇學館大学

文学部

教育学部

現代日本社会学部

文学研究科

教育学研究科

神道学専攻科

綴じ方

- ⑥製本した場合、見えにくい箇所がないように、綴じ代に注意すること。
- ⑦ページ数の印刷位置は見やすい位置で一定とする。

(2) 表紙

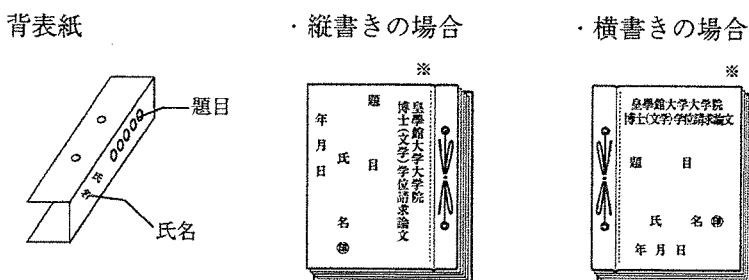
- ①論文の表紙については、学位規程の様式7を参照のこと。

※表紙サイズは用紙のサイズと合わせること。

- ②背表紙をつけて、題目及び氏名を記入すること。

- (1) 用紙が縦書きの場合は右綴じ、横書きの場合は左綴じとすること。
- (2) 論文のはじめに1枚、終りに1枚白紙をつけること（別冊も同様）。
- (3) はじめの白紙に、表紙と同様に題目等を記入し、中表紙とすること。

(見本)



学位論文の 公　　表

本学が博士の学位を授与した場合、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び本学学位規程に則り、次のとおり公表します。

- ①授与後3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣へ提出するとともに、論文要旨及び審査結果要旨を本学公式ホームページにて公表。
- ②授与後1年内に、学位請求論文を本学図書館又は公式ホームページにて公開するとともに、国立国会図書館に提出します。

在　　学　　継　　続

博士後期課程修了に要する所定の単位を修得した者が、博士学位請求論文を提出するために在学継続を希望する場合、「在学継続届」を2月末日までに学生支援部（教務担当）に提出して下さい。

※ 在学継続が認められた者は、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。

満期退学後の 論　　文　　提　　出

所定の単位を修得し、学位請求論文の提出を残して満期退学した者が、論文提出のため再入学する場合、授業料を半額とし、教育充実費の納付は免除されます。

なお、再入学をせずに学位請求論文を提出する場合は、学位規程第4条第2号（乙）の扱いとなり、別に定める学位請求論文審査手数料が必要となります。

○皇學館大学学位規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに皇學館大学大学院学則第13条第4項及び皇學館大学学則第31条第3項の規定により、皇學館大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法その他学位に関する必要な事項を定める。

(学位の種類及び名称)

第2条 本学が授与する学位は、博士（文学）、修士（文学）、修士（教育学）、学士（文学）、学士（社会福祉学）、学士（教育学）及び学士（現代日本社会学）とする。

2 学位の名称を用いるときは、本学名を付するものとする。

第2章 博士の学位

(博 士)

第3条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(博士の学位授与)

第4条 次の各号の一に該当する者に、博士の学位を授与する。

- (1) 甲 皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）の博士後期課程在学中に学位申請をし、博士論文の審査に合格して博士後期課程の修了を認められた者
- (2) 乙 本大学院の博士後期課程を満期退学後に学位申請をし、博士論文の審査に合格した者
学位を申請して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格して大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者

(学位請求論文の提出)

第5条 前条第1号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部及び論文要旨1部を添え、学長に提出するものとする。

2 前条第2号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨、履歴書、研究業績一覧、論文目録各1部を添え、学長に提出するものとする。

3 学位請求論文は、一編に限る。ただし、参考として他の論文又は資料を添付することができる。

(学位請求論文の受理)

第6条 学長が学位請求論文の提出を受けた際には、次の手続きを経て、原則として2月以内に学位請求論文受理の可否を決定する。

- (1) 学長は、学位請求論文の提出後直ちに、大学院委員会に対し、第4条第1号による申請者については学位請求論文受理の可否についての決定を、第4条第2号による申請者については予備審査を付託する。
- (2) 大学院委員会は、学位請求論文の予備審査を付託されたときは、直ちに予備審査委員を2名選定し、学位請求論文受理の可否についての審査を委嘱する。
- (3) 予備審査委員は、審査を行い、その見解を文書にて、大学院委員会に報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位請求論文受理の可否を議決するものとする。

- 2 学長は、大学院委員会の議決により、学位請求論文の受理を決定し、その審査を大学院委員会に付託する。
- 3 学位を受けようとする者は、提出した学位請求論文の受理が決定された場合、別表に定める学位請求論文審査手数料（以下「論文審査料」という。）を納付しなければならない。
- 4 提出した学位請求論文及び論文審査料は、前2項による受理決定後は、返付しない。

（学位請求論文審査より合否議決にいたる手続）

第7条 大学院委員会は、学位請求論文の受理後、次の手続きを経て、原則として10月以内に、合否の議決をしなければならない。

- (1) 大学院委員会は、論文審査を付託されたときは、直ちに主査1名・副査2名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。ただし、大学院委員会が認めた場合は、必要に応じて副査を3名以上とすることができます。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、最終試験を行う。
- (3) 最終試験は、

甲については、第4条の規定に該当することを、最終的に総合判断するため、口頭又は筆答により行う。

乙については、甲に属する者と同等以上の学力を有することを、その論文に関する専攻分野の科目及び外国語について確認し、あわせて、第4条の規定に該当することを総合判断するため、口頭又は筆答により行う。ただし、大学院委員会において特に認めたときは、科目の一部又は全部を免除することができる。

- (4) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときに、直ちに、論文の要旨・論文審査の結果要旨・最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (5) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

（学位の授与）

第8条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、博士の学位授与を決定し、学位記を授与する。

（論文要旨等の公表）

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表するものとする。

第10条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本大学院の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

3 公表にあたっては、その論文に「皇學館大学学位論文」と明記しなければならない。

（学位授与の報告）

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第3章 修士の学位

(修士)

第12条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第13条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第14条 修士論文（大学院学則第11条第3項に規定する特定の課題に関する研究レポートを含む）は、博士前期課程又は修士課程第2年次以降において、論文題目を提出して登録を受け、中間報告を提出したうえで提出する。それぞれの提出期日は大学院委員会で定める。

(修士論文の受理)

第15条 提出された論文は、学長が受理し、その審査を大学院委員会に付託する。

(審査より合否議決にいたる手続)

第16条 大学院委員会は、論文審査が付託されてからすみやかに、次の手続きを経て合否の議決をしなければならない。

- (1) 論文審査を付託されたときは、直ちに、文学研究科委員会にあっては主査1名・副査2名、社会福祉学研究科にあっては主査・副査各1名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、提出論文に関する最終試験を口頭又は筆答により行う。
- (3) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、直ちに、論文の要旨、最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位授与を決定し、学位記を授与する。

第4章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第18条 学士の学位は、本学学則に規定する所定の課程を修めた者に授与する。

第5章 共通規定

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の行為により学位の授与を受けた事実が判明したときは、博士及び修士については大学院委員会の議を経て、学士については全学教授会の議を経て、学長は、学位授与を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(議決の要件)

第20条 前条の議決をするには、博士及び修士の学位にあっては大学院委員会において、学士の学位にあっては全学教授会において、それぞれ構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位記その他書類等の様式)

第21条 学位記その他書類等の様式は、別表による。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、全学教授会及び大学院委員会が行う。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条第3項関係）

学位請求査手 論文審査料 手数	第4条 第1号関係	在学中の者（再入学者を含む。）	徴収しない
	第4条 第2号関係	満期退学後10年以内の者	50,000円
		満期退学後10年を超える者	100,000円
		本学卒業生及び職員等の本学関係者	
		前号以外の者	200,000円

別表 学位記

様式1

第号	学位記 本籍 氏名 年月日生	本学大学院文学研究科 専攻の博士課程を修了し学位 論文の審査ならびに最終試験 に合格したので博士（文学） の学位を授与する	年月日 皇學館大學長 印
年月日	年月日 皇學館大學長 印	年月日 皇學館大學長 印	

様式2

第号	学位記 本籍 氏名 年月日生	本学大学院文学研究科におい て博士学位論文の審査ならび に最終試験に合格し所定の学 力を有するものと認め博士 (文学)の学位を授与する	年月日 年月日生 皇學館大學長 印
年月日	年月日 皇學館大學長 印	年月日 年月日生 皇學館大學長 印	

様式3

第号	学位記 本籍 氏名 年月日生	本学大学院 専攻の 課程を修了し たので修士（ ）の学位を 授与する	年月日 年月日 皇學館大學長 印
年月日	年月日 皇學館大學長 印	年月日 年月日生 皇學館大學長 印	

様式4

第号	学位記 本籍 氏名 年月日生	本学 学部 学科所定 の課程を修めて本学を卒業し たので学士（ ）の学位 を授与する	年月日 年月日生 皇學館大學長 印
年月日	年月日 皇學館大學長 印	年月日 年月日生 皇學館大學長 印	

学位申請書

様式 5 (甲)

学位申請書
皇學館大学長殿
年月日
文学研究科博士後期課程 学専攻
氏名㊞
年月日生
学位規程第5条第1項の規定により 博士(文学)の学位の授与を申請いた します

様式 6 (乙)

学位申請書
皇學館大学長殿
年月日
氏名㊞
年月日生
貴大学学位規程第5条第2項の規 定により必要書類を添えて学位の授 与を申請いたします

学位請求論文題目表紙 様式 7 (縦書)

題
年 月 日 氏
名 ㊞
皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文

学位請求論文題目表紙 様式 7 (横書)

皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文
題 目
氏 名 ㊞
年 月 日

論文目録 様式 8

論 文 目 錄
論 文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊 数
参 考 論 文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊 数
年 月 日
学位申請者
氏 名 <input checked="" type="checkbox"/>

履歴書 様式 9

写 真	年 月 日 現在 (ふりがな) 氏 名 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年 月 日生
本 籍	
現住所	
学 歴	
職 歴	
主たる研究業績	
賞 罰	

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
8	基準項目 指摘事項	学生の受入れ 文学部国文学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.40、収容定員に対する在籍学生数比率も1.45といずれも高いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	文学部国文学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率が、いずれも高い。
	評価後の改善状況	入学試験委員会、教授会の入試合否判定会議で審議された結果、文学部国文学科では、平成21~25年度(過去5年間)の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.27となり、徐々に改善されている。 また、在籍学生数については452名(平成21年度)から415名(平成25年度)となり、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率も1.34となり徐々に改善されている。留学生数の関係で在籍学生数の予測は出せないが、平成26年度以降も改善に努めたい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none">国文学科の入学者定員に対する5年間(H21~H25)の入学者数の推移国文学科の収容定員に対する5年間(H21~H25)の在籍学生数の推移
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

国文学科の入学者定員に対する5年間(H21～H25)の入学者数の推移

学科	H21			H22			H23			H24			H25			比率平均
	入学者	入学定員	比率													
国文	107	80	1.34	91	80	1.14	111	80	1.39	85	80	1.06	113	80	1.41	1.27

国文学科の収容定員に対する5年間(H21～H25)の在籍学生数の推移

学科	学年	H21			H22			H23			H24			H25			比率平均			
		在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率				
国文	1	107	80	1.34	1	91	80	1.14	1	111	80	1.39	1	86	80	1.08	1	113	80	1.41
	2	118	80	1.48	2	110	80	1.38	2	94	80	1.18	2	111	80	1.39	2	86	80	1.08
	3	114	80	1.43	3	113	80	1.41	3	102	80	1.28	3	89	80	1.11	3	105	80	1.31
	4	113	80	1.41	4	128	80	1.6	4	126	80	1.58	4	125	80	1.56	4	111	80	1.39
	合計	452	320	1.41	合計	442	320	1.38	合計	433	320	1.35	合計	411	320	1.28	合計	415	320	1.3
																			1.34	

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
9	基準項目 指摘事項	学生の受入れ 社会福祉学部における収容定員に対する在籍学生数比率が、0.86と低いので改善が望まれる。
	評価当時の状況	社会福祉学部では、入学者数が著しく減少し、収容定員に対する在籍学生数比率が低い。
	評価後の改善状況	入学試験委員会、教授会で審議された結果、社会福祉学部については、平成21年度末をもって学生募集を停止したため、更なる改善へは及んでいない。 社会福祉学部を改組し、平成22年度に設置した現代日本社会学部については、過去4年間の収容定員に対する在籍学生数比率が1.05となっており、引き続き定員管理に努めたい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	・現代日本社会学科の収容定員に対する4年間(H22~H25)の在籍学生数の推移
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

現代日本社会学科の収容定員に対する4年間(H22～H25)の在籍学生数の推移

学部	H22				H23				H24				H25				比率平均
	学年	在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率	
現代日本社会学部	1	97	100	0.97	1	128	100	1.28	1	93	100	0.93	1	123	100	1.23	
	2				2	96	100	0.96	2	132	100	1.32	2	98	100	0.98	
	3				3				3	89	100	0.89	3	120	100	1.2	
	4				4				4				4	88	100	0.88	
	合計	97	100	0.97	合計	224	200	1.12	合計	314	300	1.05	合計	429	400	1.07	1.05

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
10	基準項目 指摘事項	学生の受入れ 2008(平成20)年度に開設した教育学部は、2009(平成21)年度とあわせた2年間の入学定員に対する入学者数比率が1.29、収容定員に対する在籍学生数比率も1.27といずれも高いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	教育学部では、2008(平成20)年度に学部を開設したが、入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率が高い比率になっており、引き続き定員管理に努めている。
	評価後の改善状況	入学試験委員会、教授会の入試合否判定会議で審議された結果、教育学部教育学科では、平成21～25年度(過去5年間)の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.18、収容定員に対する在籍学生数比率も1.22となり、すでに改善済みである。 平成26年度以降も改善に努めたい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none">教育学科の入学者定員に対する5年間(H21～H25)の入学者数の推移教育学科の収容定員に対する5年間(H21～H25)の在籍学生数の推移
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

教育学科の入学者定員に対する5年間(H21～H25)の入学者数の推移

学科	H21			H22			H23			H24			H25			比率平均
	入学者	入学定員	比率													
教育	226	198	1.14	264	210	1.26	242	210	1.15	237	210	1.13	254	210	1.21	1.18

教育学科の収容定員に対する5年間(H21～H25)の在籍学生数の推移

学科	学年	H21			H22			H23			H24			H25			比率平均			
		在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率	学年	在籍	定員	比率				
教育	1	226	198	1.14	1	264	210	1.26	1	242	210	1.15	1	237	210	1.13	1	254	210	1.21
	2	240	170	1.41	2	225	198	1.14	2	263	210	1.25	2	241	210	1.15	2	242	210	1.15
	3				3	237	170	1.39	3	220	198	1.11	3	259	210	1.23	3	233	210	1.11
	4					4			4	237	170	1.39	4	227	198	1.15	4	260	210	1.24
	合計	466	368	1.27	合計	726	578	1.26	合計	962	788	1.22	合計	964	828	1.16	合計	989	840	1.18
																			1.22	

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
11	基準項目 指摘事項	AO入試に関しては、過去5年間の推移を見ると、全学部で入学者が入学定員の2倍程度上回っており、改善が望まれる。
	評価当時の状況	AO入試に関しては、過去5年間の推移を見ると、全学部で入学者が入学定員を2倍程度上回っている。
	評価後の改善状況	平成25年度AO入試の入学試験委員会、教授会合否判定結果、全学部で入学者数が入学定員の2~4倍程度上回っており、今後も入学定員数の検討も含め改善に努めたい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none">AO入試入学者数における過去5年間(H21~H25)の推移
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

AO入試入学者数における過去5年間(H21～H25)の推移

学部	H21			H22			H23			H24			H25		
	入学者	入学定員	比率												
文	110	50	2.20	111	48	2.31	119	48	2.48	127	48	2.65	109	48	2.27
教育	54	30	1.80	67	31	2.16	60	31	1.94	54	31	1.74	52	26	2.00
現日	—	—	—	28	14	2.00	50	14	3.57	34	14	2.43	50	12	4.17
社福	32	23	1.39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	196	103	1.90	206	93	2.22	229	93	2.46	215	93	2.31	211	86	2.45

提言に対する改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容															
12	基準項目 指摘事項	研究環境 短期・長期の国内外留学、海外研修費が予算化されているが、活用されていないので、代替教員の確保などにより、継続的に研修に出る状況になるよう改善が望まれる。															
	評価当時の状況	研修機会については、週 1 日の研修日が制度化され、国内外の派遣研究員制度もあるが、学内行政や各種委員会などにより制度は十分に活用されていない。															
	評価後の改善状況	国外研修については、短期のものに限ってではあるが、平成 21 年度以降、着実に増加している。本学の海外研修制度を利用したのは、平成 21 年度から同 24 年度までで 24 名。外部資金を利用してのものは、延べ 23 名 24 件に及ぶ。 国内では國學院大學と教育・学術研究交流に関する協定に基づき、教員・研究者の相互協力より正規の講義も行っている。 平成 25 年 4 月からは研究開発推進センターを設置することから、さらに長期の研修や学術交流を行っていく。															
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度学校法人皇學館事業実績報告書 ・平成 24 年度第 4 回教授会議事録 ・海外研修実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>海外研修費等 (件)</th><th>外部資金 (件)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度</td><td>3</td><td>7</td></tr> <tr> <td>平成 23 年度</td><td>10</td><td>9</td></tr> <tr> <td>平成 24 年度</td><td>11</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>	年度	海外研修費等 (件)	外部資金 (件)	平成 21 年度	4	2	平成 22 年度	3	7	平成 23 年度	10	9	平成 24 年度	11	6
年度	海外研修費等 (件)	外部資金 (件)															
平成 21 年度	4	2															
平成 22 年度	3	7															
平成 23 年度	10	9															
平成 24 年度	11	6															

<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

平成 23 年度事業実績報告書

学校法人 皇學館

サービスの提供に向け取り組みます。

【実績報告】

本学におけるレファレンスサービスのあり方を検討するに留まりました。

② 学習支援体制への検討

レポートや卒業論文（研究）以外にも論文作成をしなければならない機会は少なからずあります。そのため、先行論文の探し方から文章指導、適切な例文の掲載された資料の提供により、レポートや自己分析などを書き上げることが出来るよう支援体制に取り組みます。

【進捗状況】

本格的に支援体制がとれるのは、ラーニングコモンズを設置しサブジェクトライブラリアン（以下、SL）が配置されてからのことになります。SLを支える人材育成として、外部データベースの整備とそれを活用して情報収集ができるよう、研修会に参加をして他大学の事例を参考に本学ではどの様な学習支援ができるのかを検討してきました。

シラバスに掲載された参考図書で、まだ所蔵していない図書については購入をし、新たに特別コーナーを設けて配架しました。

【実績報告】

2階閲覧室にシラバス参考図書コーナーを常設し、各学科・課程に分けて365冊を配架しました。

3. 大学研究事業

（1）学内研究体制の充実

① 学術研究推進支援機構（仮称）の設置検討

附属図書館や研究所等を統括する学術研究支援機構の設置を検討します。

【進捗状況】

平成25年度開設に向けて、附属図書館や研究所等を統括する学術研究支援機構の設置を検討します。

② 研究支援室（仮称）の設置検討

科学研究費申請など教員の研究活動を支援する機関として設置を検討します。

【進捗状況】

平成25年度開設に向けて検討を行う学術研究支援機構の設置を受けて、科学研究費申請など教員の研究活動を支援する機関として、設置を検討します。

【実績報告】

研究活性化プロジェクト答申により、設置検討にあたっては、研究支援室の支援業務内容・人材配置・予算等を精査した上で、設置を検討します。

③ 国内外派遣研究員制度への支援

派遣研究制度に基づく国内外への長期及び短期派遣について、実質的な運用を行うことによって教員の研究活動を推進します。

【進捗状況】

計画通り

【実績報告】

派遣研究制度に基づく国内外への長期及び短期派遣について、平成23年度は実施がありませんでした。今後の実質的な運用が図れるよう検討を進めます。

(2) 学術研究交流事業の推進

① 日中韓学術交流事業

平成 22~23 年度篠田学術振興基金による助成を受け、「アジア的福祉文化の構造と課題に関する総合的研究」をテーマに、伝統文化が福祉文化に寄与する意義について共通理解を深めるため、中国、韓国の研究者と学術交流を進めます。

【進捗状況】

平成 22~23 年度篠田学術振興基金による助成を受け、「アジア的福祉文化の構造と課題に関する総合的研究」をテーマに、伝統文化が福祉文化に寄与する意義について共通理解を深めるため、中国、韓国の研究者と学術交流を進めてきました。平成 24 年 1 月 6~8 日、名張市総合福祉センターふれあいを主会場に、研究交流会を開催しました。この交流会は、篠田学術振興基金の助成を受けて進めてきた事業のまとめとなります。

【実績報告】

7 日の研究交流会は、下記のプログラムにより、総勢 18 名の研究者がそれぞれの福祉事情、福祉文化の方向性を議論しました。8 日は、地域交流会の日程で、同市やなせ宿（旧細川邸）で錦生地区におけるコミュニティバスの運営を通じた地域づくりを学ぶとともに、この日は住民の皆さんによる餅つき行事があり、中国、韓国の研究者もふるさとの伝統行事と思いを重ねて、地域の方々と直接交流することができました。

【研究交流会プログラム】

- I 研究報告 テーマ: 各国における家族・女性と福祉課題
- II 特別セミナー テーマ: アジア文化と福祉の普遍性と特殊性
- III シンポジウム テーマ: アジア的福祉文化の構造と課題

② 國學院大學との教育・学術研究交流

本学と國學院大學の間で締結している、教育・学術研究交流に関する協定に基づき、教員・研究者の学術研究、学生の教育研究の更なる相互協力を行ないます。

【進捗状況】

計画通り

【実績報告】

本学と國學院大學の間で締結している、教育・学術研究交流に関する協定に基づく教員・研究者の学術研究、学生の教育研究の相互交流は平成 23 年度は実施されませんでした。なお、次年度については、実施に向けて具体的な話し合いが行われる予定です。

4. 学生募集事業

(1) 学生の確保

「現代日本社会学部を中心とした広報活動の展開」

入学生の確保について、昨年度も、現代日本社会学部開設に伴い全国エリアからの受験生獲得と、東海地方・県内（特に中勢以北）での知名度・ブランド力強化を目標とした学生募集広報を展開しました。

平成 23 年度においてもこれを継続し現代日本社会学部の 3 年目の募集広報活動は重要と考え、現代日本社会学部広報を中心に展開していきます。また、既存学部、特に文学部の広報にも重点をおいていきます。

また、平成 24 年 4 月開設予定の大学院教育学研究科の広報活動を新聞・進学メディアを利用して展開していきます。

第4回全学教授会議事録

I. 日 時 平成24年6月13日(水)
14時02分～17時30分

II. 場 所 皇學館大学9号館大会議室

III. 出 欠

出席者 74名

(文学部)

半田学部長	井後教授	池田教授	上野教授	大島教授
岡田教授	岡野教授	上久保教授	河野教授	児玉教授
白山教授	田浦教授	高倉教授	張教授	外山教授
豊住教授	深津教授	松浦教授	本澤教授	森教授
山田教授	上小倉准教授	川村准教授	齋藤准教授	ダウス准教授
多田准教授	谷口准教授	中川准教授	松下准教授	松本准教授
前田講師	岡野助教	木村助教	佐藤助教	

(社会福祉学部)

櫻井学部長	宮城教授	山上教授	上野助教
-------	------	------	------

(教育学部)

深草学部長	小木曾教授	加藤教授	叶教授	小孫教授
田口教授	中村教授	錦教授	檜垣教授	吉田教授
有門准教授	井上准教授	片山准教授	杉野准教授	元塚准教授
山本准教授	渡邊准教授	野々垣講師	中條助教	

(現代日本社会学部)

宮川学部長	鶴沼教授	笠原教授	筒井教授	富永教授
新田教授	橋本教授	守本教授	山路教授	山中教授
板井准教授	岩崎准教授	榎本准教授	関根准教授	建部准教授
野尻准教授	藤井准教授			

欠席者 5名

清水学長

(文学部)

三品准教授

(教育学部)

中松准教授	吉田准教授	市田助教
-------	-------	------

(附置研究所等) 9名

(報告事項2のみ出席者)

加茂教授 遠藤准教授 大平助教 千枝助教 古川助手
藤村助手 佐野助手 速水助手 山口助手

(事務局出席者) 6名

西谷事務局長 川口学生支援部長 中井学生担当課長 山村教務担当課長
堀井総務部長 小瀬古総務部課長補佐

(報告事項2のみ出席者) 1名

竹内財務部長

(審議事項1、報告事項9のみ出席者) 1名

浅井入試担当課長

審議事項に入る前に、半田総務担当学部長が、先に報告事項2を報告することを述べた。

V. 報告事項

2. 平成23年度決算報告

(省略)

IV. 審議事項

1. 平成24年度私費留学生3年次編入学試験の判定について

(省略)

2. 人事について

(省略)

3. 教員の海外出張について

半田総務担当学部長の求めにより、堀井総務部長が別紙資料に基づき、宮城教授が平成24年8月20日～9月2日の日程で中国（中国社会科学院日本研究所）へ学術交流ため海外研修旅費を使用して、外山教授が平成24年6月14日～17日の日程で韓国（ウリ文化財研究院）へ微地形分析の指導のため先方の旅費負担により海外出張する予定であり、詳細については資料を確認していただきたいと説明し、また海外研修旅費の予算にまだ余裕があるので、計画のある方は申し出ていただきたいと要請した。

これに対し、海外出張に直接関係がないが、中国のスパイ疑惑の当人が記念式典に出席したこともあり、これからの中日との国際交流についてどうするか、また中国の関係機関に対して本学が遺憾の意を表してはどうかとの意見が出された。このことについて議論され、大学として慎重に国際交流を進めていくとともに、本日欠席の清水学長に申し上げて、対処していくこととした。

半田総務担当学部長から諮られて、了承された。

4. 学生の退学について
(省略)
5. 学生の休学について
(省略)
6. 春学期試験監督補助について
(省略)
7. 9月卒業に係る卒業論文(研究)の提出及び審査について
(省略)
8. 授業評価アンケートの質問項目について
(省略)
9. 【取り消し】
10. 皇學館大学ボランティアルーム規程(案)の制定について
(省略)
11. 学生の処分について
(省略)
12. 団体設立許可願について
(省略)
13. 平成24年度部・同好会学外指導者について(追加)
(省略)
14. 現代日本社会学部社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規の一部変更(案)について
(省略)
15. 現代日本社会学部精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規の一部変更(案)について
(省略)
16. その他
(省略)

V、報告事項

1. 第3・4回常勤理事会報告 (省 略)

第3回常勤理事会（5月15日開催）
第4回常勤理事会（5月25日開催）

3. 教学運営会議報告 (省 略)

4. 第2回国際交流委員会報告 (省 略)

5. 春学期追試験対象科目について (省 略)

6. 授業評価アンケートの実施について (省 略)

7. 春学期成績通知書配付について (省 略)

8. 博物館実習について (省 略)

9. 平成24年度第1回オープンキャンパスの参加者数について (省 略)

10. 平成24年度神宮実習実習生について (省 略)

11. 避難訓練の実施について

12. 平成24年度皇學館大学特別講座の開催について (省 略)

13. 節電（省エネルギー）行動計画について (省 略)

14. その他 (省 略)

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
13	基準項目 指摘事項	教員組織 文学部は、卒業論文が必修であるにもかかわらず、専任教員1人あたりの学生数が40.8名と多いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学部教員組織は、大学設置基準で定める必要専任教員数を上回っている。各学部における専任教員1人あたりの学生数は、卒業論文を必修として課している文学部において多くなっている。
	評価後の改善状況	文学部における専任教員1人あたりの学生数は、平成23年度39.9名、平成24年度40.2名、平成25年度39.6名となっており、やや改善されている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	※大学基礎データ（表2）平成21年度～平成25年度 専任教員1人あたりの学生数（文学部） 平成21年度37.6名 平成22年度37.9名 平成23年度39.9名 平成24年度40.2名 平成25年度39.6名
	＜大学基準協会使用欄＞ 検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

1-2 学部の教員組織

(表19-2)

学部・学科等	専任教員数						兼任教員数	備考
	教授 専任教員等 (内数)	准教授 専任教員等 (内数)	講師 専任教員等 (内数)	助教 専任教員等 (内数)	計(A) 専任教員等 (内数)	計(B) 兼任教員等 (内数)		
文学部 神道学科	7	0	0	0	0	8	0	1
国文学科	5	0	4	0	0	10	0	0
国史学科	5	0	1	0	0	0	0	0
教育学科	5	3	6	0	0	0	11	3
コミュニケーション学科	7	0	2	0	0	0	0	—
文学部 計	29	3	14	0	4	0	47	3
社会福祉学科	12	0	14	3	1	0	29	3
社会福祉学部 計	12	2	14	3	1	0	29	5
教育学科	5	2	2	1	0	3	0	11
教育学部 計	5	2	2	1	0	3	0	11
(その他の学部教育担当組織)	—	—	—	—	—	—	—	—
大学全体の取扱定員に応じ定めた専任教員数	46	7	30	4	6	0	87	11
合 計	46	7	30	4	6	0	87	11
							32.0	32.0
								138

[注] 1 専任教員については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表してください。

2 教養教育科目、外国语科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する専任教員については、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

3 「専任教員」欄には、大学院研究科等の主任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。その場合、(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入されます。

4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数を留意して、学部教育担当専任教員数をこの典型的な例です。

5 当該学部・学科の主任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含まれないでください。

6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任期間のある教員については、専任教員(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「専任教員等(内数)」欄に内数で示してください。専任教員以外の特任者等については、「兼任教員数」欄に含めて記入してください。

7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。

8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入してください。「併設短期大学からの兼任教員数」の欄に含めてください。なお、国立大学所属教員については、「兼任」「兼任」を共に「併任」としている場合もありますが、学外からの併任者は「兼任教員数」欄に記入してください。

9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合はその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述してください。

10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入してください。

11 専任教務補助員(例えは、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。

注記 ※ 教育学部は、文学部教育学科を改組し平成20年4月1日設置。学年進行中であり、新採用並びに文学部教育学科からの異動により、完成年度までに設置基準教員数は充分クリアする。

II 教員組織

(表2)

学部・学科等		専任教員数						設置基準上必要専任教員数			
		教授 特任等 (併数)	准教授 特任等 (内数)	講師 特任等 (内数)	助教 特任等 (内数)	計(A) 特任等 (内数)	助手 特任等 (内数)	うち教授 数	専任教員1人当たりの生徒数 (表○B)/計 (A)	兼任 教員数	備考
文学部	神道学科	5	0	1	0	0	0	6	0	1	6
	国文学科	4	0	4	0	1	0	9	0	0	3
	国史学科	6	0	0	0	2	0	0	8	0	3
	教育学科	6	2	4	0	0	0	0	10	2	0
	コミュニケーション学科	6	0	2	0	1	0	0	9	0	3
	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
文学部	文学部 計	27	2	11	0	4	0	0	43	2	24
	社会福祉学部 社会福祉学科	10	0	13	3	0	0	2	25	3	12
教育学部	社会福祉学部 計	10	2	13	3	0	0	2	25	5	13
	教育学科	6	2	3	1	1	0	3	0	13	3
現代日本社会学部	現代日本社会学科	6	2	3	1	1	0	3	0	13	1
	現代日本社会学部 計	5	1	1	0	0	0	0	6	1	6
	(その他の学部教育担当組織)	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		48	7	28	4	5	0	6	87	11	5
専任教員数											
研究科・専攻		研究指導教員数						設置基準上必要専任教員数			
文学研究科	研究指導教員 うち 助教数	8	7	0	8	0	2	研究指導教員 うち 助教数	研究指導教員 うち 助教数	兼任 教員数	備考
	神道専攻(博士前期課程)	5	5	0	5	0	3	2	2	2	3
	国文学専攻(博士前期課程)	7	7	0	7	0	2	2	2	2	3
	国史専攻(博士前期課程)	4	4	4	8	0	3	2	2	2	3
	教育専攻(修士課程)	2	2	5	7	0	2	2	2	2	3
	国文学専攻(博士後期課程)	3	3	2	5	0	3	2	2	2	5
	国史学専攻(博士後期課程)	7	7	0	7	0	2	2	2	2	5
	文学研究科 計	36	35	11	47	0	17	14	19	8	187
	社会福祉研究科	3	3	5	8	0	3	2	3	6	—
社会福祉学研究科	社会福祉専攻(修士課程)	3	3	5	8	0	3	2	3	6	—
	社会福祉学研究科 計	39	38	16	55	0	20	16	22	14	—

専攻科、その他の組織	専任教員数						必要専任教員数 設置基準上 計(A)	専任教員1人 当たりの在籍学 生数(B)/計 (A)	兼任教員数 うち教授 数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計(A)	助手				
	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)					
神道学専攻科 神道学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※注記5
神道学専攻科 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
(その他の組織)										
神道研究所	1	0	0	0	0	0	1	0	2	RAI名
史料編纂所	1	0	1	0	0	0	2	0	0	
佐川記念神道博物館	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
地域福祉文化研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
館史編纂室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の組織 計	3	0	1	0	0	0	4	0	3	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。

2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員を除き、特任教授、客員教授など任期期間のある教員については、専任教員については、専任教員(左側)欄に「専任教員数」欄の「教員」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に含めて示してください。また、専任教員以外の特任者等についても、「兼任教員数」欄に含めて記入してください。

3 本表内では1人の専任教員を複数の学部間、大学院研究科の同一の課程(例えば修士課程間)に重複記入しないでください。ただし、大学院研究科では、1人の専任教員を修士課程と博士課程においてそれぞれ1専攻に限り専任教員として記入することができます。

4 「兼任教員数」欄に学外からいる非常勤教員数(併設短期大学からの兼任者も含む)を記入してください。同一の兼任教員が複数の学部、専攻科を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、学部ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。

5 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各種の名称と人数を記入してください。

6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部について大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第155号)、専門職大学院については「専門職大学院に關し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には備考欄にその旨を記述してください。

7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務にも從事している助手数をすべて記入してください。(例: 学部の助手であっても大学院研究科に学部・学科等について)>

8 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

9 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の事任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。(例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行わわれている場合など)

10 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数を留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。

11 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

12 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行なう得る教員を指します。

<専門職大学院について>

13 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。

14 専任教員の内訳については、次の定義、名称によつて作表してください。

- ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であつて、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開設している研究科の他事攻の専任教員である者。ただし、博士課程の専任に算入している教員は除く。
- ②「兼任（兼組）教員」：専門職大学院の専任教員でもある者。ただし、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
- ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であつて、実務家教員のうち専任教員以外の者であつても、専任教員とみなされる者。
- ④「みなしな専任教員」：同告示同條第2項の規定により、実務家教員の専任教員以外の者であつても、専任教員とみなされる者。

注記

1. 教員数からは学長を除いた。
2. 教育学部は、文学部教育学科を改組し平成20年4月1日設置。学年進行中である。
3. 現代日本社会学部は、社会福祉学部を改組し平成22年4月1日設置。
4. 兼任教員数は、学部（伊勢学舎）においては、その者の主たる所属学部にてカウントした。
なお、学部と大学院事攻科を併せて担当している場合は、それぞれで1名とカウントした。
5. また、兼任教員は、「特別招聘教授」を含む（大学基準協会・ハラダ様に確認。22.8.30）。
6. 備考のTA・RAは、当該者が実際に担当する学部・研究科・研究所等に記載した（大学基準協会・ハラダ様に確認。22.8.31）。

平成23年度

(表2)

学部・学科等	専任教員数						設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数(B)/計(A)	兼任教員数	備考
	教授 専任教員 (内数)	准教授 専任教員 (内数)	講師 専任教員 (内数)	助教 専任教員 (内数)	計(A) 専任教員 (内数)	助手 専任教員 (内数)				
文学部	神道学科	5 0	1 4	0 0	0 2	1 0	0 0	7 0	1 0	0 0
	国文学科	5 0	0 0	1 0	0 0	0 0	10 0	0 0	0 0	6 3
	国史学科	9 0	0 2	2 0	0 0	0 0	0 0	7 12	0 0	6 3
	工・エクノミクス学科	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 12	0 0	6 0
	その他	23 1	7 0	4 0	0 0	0 0	1 0	1 0	1 0	— —
	文学部 計	51 8	26 3	5 0	0 0	13 0	88 0	11 6	3 0	36 3
社会福祉学部	社会福祉学科	3 3	0 0	2 2	0 0	0 0	0 1	2 2	1 1	— —
	社会福祉学部 計	10 10	7 7	0 0	0 0	0 0	0 0	17 17	1 1	14 0
教育学部	教育学科	15 6	6 0	1 1	0 0	0 2	0 0	28 28	7 7	12 12
	教育学部 計	15 10	11 7	0 0	0 0	0 0	0 0	17 17	1 0	14 0
現代日本社会学部	現代日本社会学科	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	現代日本社会学部 計	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
(その他の学部教育担当組織)	大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数	51 8	26 3	5 0	0 0	13 0	46 0	17 0	14 3	39.9 83
合 計		51 8	26 3	5 0	0 0	88 0	11 6	3 0	32.3 36	141
研究科・専攻										
研究科	研究指導教員数 うち 新授教員	研究指導教員 補助教員	計	助手	研究指導教員数 うち 新授教員	研究指導教員 補助教員	計	設置基準上必要専任教員数	兼任教員数	備考
文学研究科	神道学専攻(博士前期課程)	8 5	7 5	0 0	8 5	0 0	2 2	2 2	3 2	3
	国文学専攻(博士前期課程)	7 5	7 5	0 4	7 9	0 9	2 3	2 3	2 3	2 3
	国史学専攻(博士前期課程)	3 2	3 2	2 5	5 7	0 0	2 2	2 2	2 3	2 3
	教育学専攻(修士課程)	3 2	3 2	2 5	5 5	0 0	3 3	2 2	3 2	3 2
	神道学専攻(博士後期課程)	3 3	3 3	2 2	5 5	0 0	2 2	2 2	2 2	2 2
	国史学専攻(博士後期課程)	3 3	3 3	2 2	5 5	0 0	3 3	2 2	3 3	2 2
	文学研究科 計	33 36	32 35	13 18	46 54	0 0	17 20	14 16	19 22	7 7
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(修士課程)	3 3	3 3	5 5	8 8	0 0	3 3	2 2	3 3	0 0
	社会福祉学研究科 計	3 36	3 36	5 18	8 54	0 0	3 20	2 16	3 22	0 7

専攻科、その他の組織	専任教員数						設置基準上必要専任教員数 うち教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数 (表○(B)/計(A))	兼任教員数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計(A)	助手				
	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)				
神道学専攻科 神道学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※注記4
神道学専攻科 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
(その他の組織)										
神道研究所	1	0	0	0	0	0	1	0	2	RA1名
史料編纂所	1	0	1	0	0	0	2	0	0	RA2名
佐川記念神道博物館	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
地域福祉文化研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
館史編纂室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の組織 計	3	0	1	0	0	1	0	5	2	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。

2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員を除き、特任教授、客員教授など任期間のある教員については、専任教員(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄、「助教」「講師」「准教授」の該当する欄(左側)に含めて記入してくださいとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任教員以外の特任者等についても、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。

3 本表内では1人の専任教員を複数の学部間、大学院研究科の同一の課程(例えば修士課程間)に重複記入しないでください。ただし、大学院研究科では、1人の専任教員を修士課程と博士課程と専攻に限り専攻とすることができます。

4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数(併設短期大学からの中間者も含む)を記入してください。同一の兼任教員が複数の学部、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください。大学の状況によっては、学部ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。

5 専任教務補助員(例えは、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその various の名称と人数を記入してください。

6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部について大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする件」(平成11年文部省告示第175号)、専門職大学院については「専門職大学院に關し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には備考欄にその旨を記述してください。

7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務にも従事している助手数をすべて記入してください。(例: 学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。)

<学部・学科等について>

8 教養教育科目、外国语科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

9 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。(例: 大学院研究科の専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など)

10 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。

11 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

<大学院研究科について>

12 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行
い得る教員を指します。

<専門職大学院について>

13 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。

14 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。

①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であつて、下記②～④以外の者。

②専任（兼担）教員：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であつて、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開
設している研究科の専任教員。ただし、博士課程の専任教員は除く。
③「実務家教員」：当該大学院の他専攻の専任教員であつて、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
④みなし専任教員：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であつても、専任教員とみなされる者。

注記

1. 教員数からは学長を除いた。
2. 現代日本社会学部は、社会福祉学部を改組し平成22年4月1日設置。
学年進行中であり、社会福祉学部等からの異動により、完成年度までに設置基準教員数は十分クリアする。
3. 兼任教員数は、学部(伊勢学会)においては、その者の主たる所属学部にてカウントした。
なお、学部と大学院・専攻科を併せて担当している場合は、それぞれで1名とカウントした。
また、兼任教員は、「特別招聘教員」を含む。
4. 専攻科の専任教員は、学部専任教員の兼担のみである。
5. 備考のTA・RAは、当該者が実際に担当する学部・研究科・研究所等に記載した。

(表2)

学部・学科等		専任教員数						設置基準上必要専任教員数 うち教員1人当たりの在籍生数(B)/計(A)		兼任教員数 備考	
		教授	准教授	講師	助教	計(A)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	助手		
文学部	神道学科	5	1	1	0	0	1	0	0	6	3
	国文学科	4	0	5	0	0	1	0	0	6	3
	国史学科	5	0	2	0	0	0	0	7	0	6
	ミエージョン学科	8	0	2	0	1	0	1	12	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
文学部	計	22	1	10	0	1	0	4	37	1	24
社会福祉学科	社会福祉学部	3	0	0	0	0	1	0	4	0	40名、RA1名
	社会福祉学部 計	3	0	0	0	0	1	0	4	0	19名、0名
教育学部	教育学科	12	2	10	1	1	0	2	25	3	12名、0名
	教育学部 計	12	2	10	1	1	0	2	25	3	12名、0名
現代日本社会学部	現代日本社会学科	10	1	7	0	0	0	0	17	1	0
	現代日本社会学部 計	10	1	7	0	0	0	0	17	1	0
(その他の学部教育担当組織)	大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		47	4	27	1	2	0	7	0	83	5
専任教員数										備考	
研究科・専攻		研究指導教員数						設置基準上必要専任教員数 うち教員1人当たりの在籍生数(B)/計(A)		兼任教員数 備考	
研究科		研究指導教員数 うち 教授数	研究補助教員 うち 教授数	計	助手	研究指導教員数 うち 教授数	研究補助教員 うち 教授数	研究指導教員数 うち 教授数	助手	兼任教員数 備考	兼任教員数 備考
文学研究科	神道学専攻(修士前期課程)	8	7	0	8	0	2	2	2	3	3
	国文学専攻(修士前期課程)	5	5	0	5	0	3	2	2	2	2
	国史学専攻(修士前期課程)	7	7	0	7	0	2	2	2	3	3
	教育学専攻(修士課程)	5	5	4	9	0	2	2	2	3	3
	神道学専攻(修士後期課程)	4	4	3	7	0	2	2	2	3	3
	国文学専攻(修士後期課程)	4	4	1	5	0	3	2	2	2	2
	国史学専攻(修士後期課程)	4	4	1	5	0	2	2	2	3	3
文学研究科	計	37	36	9	46	0	14	12	16	4	125
教育学研究科	教育学専攻(修士課程)	5	5	5	10	0	3	2	3	3	11
	教育学研究科 計	5	5	5	10	0	3	2	3	3	7
	合計	42	41	14	56	0	17	14	19	11	

平成26年版

専攻科、その他の組織	専任教員数						設置基準上必要専任教員数 うち教授数	専任教員1人当たりの在籍学生数 (表○(B) / 計(A))	兼任教員数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計(A)	助手				
	専任教員 (内数)	専任教員 (内数)	専任教員 (内数)	専任教員 (内数)	専任教員 (内数)	専任教員 (内数)				
神道学専攻科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※注記4
神道学専攻科 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
(その他の組織)										
神道研究所	1	0	0	0	0	0	0	1	0	RAI名
史料編纂所	1	0	1	0	0	0	0	2	0	RAI名
佐川記念神道博物館	1	0	0	0	0	1	0	2	0	
地域福祉文化研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
館史編纂室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の組織 計	3	0	1	0	0	1	0	5	2	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。

2 「大学の任期にに関する法律」に基づく任期制専任教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任教員(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「助教」「講師」「助教」「准教授」の該当する欄(左側)に含めて記入してください。また、専任教員以外の特任者等についても、専任教員数欄に含めて記入してください。

3 本表内では1人の専任教員を複数の学部間、大学院研究科の同一の課程(例えば修士課程)に重複記入しないでください。ただし、大学院研究科では、1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1事攻に限り専任教員として記入してください。

4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数(併設短期大学からの兼務者も含む)を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、学部全体、研究科全体で記述しても構いません。

5 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。

6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第115号)、専門職大学院については「専門職大学院に關し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には備考欄にその旨を記述してください。

7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務にも從事している助手数をすべて記入してください。(例: 学部の助手であっても大学院研究科においても從事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。)

<学部・学科等について>

8 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

9 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専攻で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任教員として授業を担当している教員数も含めて記入してください。(例: 大学院研究科の専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など)

10 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。

11 当該学部・学科の専攻であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

<大学院研究科について>

12 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行
い得る教員を指します。

<専門職大学院について>

13 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。

14 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。

- ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であつて、下記②～④以外の者。
- ②専任（兼担）教員：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であつて、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の専任である者。ただし、博士課程の専任に算入している教員は除く。
- ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であつて、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
- ④「みなし専任教員」：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であつても、専任教員とみなされる者。

注記

1. 教員数からは学長を除いた。
2. 現代日本社会学部は、社会福祉学部を改組し平成22年4月1日設置。
学年進行中であり、社会福祉学部等からの異動により、完成年度までに設置基準教員数は十分クリアする。
3. 兼任教員数は、学部においては、その者の主たる所属学部にてカウントした。
なお、学部と大学院・専攻科を併せて担当している場合は、それぞれで1名とカウントした。
4. 専攻科の専任教員は、「特別招聘教授」を含む。
5. 備考のTA・RAは、当該者が実際に担当する学部・研究科・研究所等に記載した。

(表2)

学部・学科等	専任教員数						設置基準上 必要専任教員数 (表○(B)/計 (A))	専任教員1人 当たりの在籍生数 (表○(B)/計 (A))	兼任教員数 (うち教員 数)	備考				
	教授		准教授		講師									
	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)								
文学部 神道学科	7	1	0	0	0	0	8	1	0	6				
国文学科	5	1	4	0	0	0	10	1	0	6				
国史学科	5	0	2	0	0	0	7	0	0	3				
トニケンノ学科	8	0	3	0	0	0	11	0	0	6				
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3				
文学部 言文	25	2	9	0	0	0	37	2	1	24				
社会福祉学科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
社会福社群学部 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
教育学部 教育学科	12	2	12	1	1	0	26	3	1	12				
教育学部 計	12	2	12	1	1	0	26	3	1	12				
現代日本社会学部 現代日本社会学科	11	1	6	0	0	0	18	1	0	14				
(その他の学部教育担当組織) 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合 計	48	5	27	1	1	0	5	0	81	6				
専任教員数														
研究科・専攻														
文学研究科	研究指導教員数			研究指導教員 補助教員			助手	研究指導教員数 (うち 教授数)			兼任 教員数 (うち 教授 数)			
	特任等 (内数)	准教授 (内数)	教 授 (内数)	特任等 (内数)	准教授 (内数)	教 授 (内数)		特任等 (内数)	准教授 (内数)	教 授 (内数)				
神道学専攻 (博士前期課程)	8	8	0	8	0	0	2	2	2	3				
国文学専攻 (博士前期課程)	5	5	1	6	0	3	2	2	2	2				
国史学専攻 (博士前期課程)	7	7	0	7	0	2	2	2	2	3				
神道学専攻 (博士後期課程)	5	5	1	6	0	2	2	2	2	3				
国文学専攻 (博士後期課程)	4	4	1	5	0	3	2	2	2	2				
国史学専攻 (博士後期課程)	4	4	1	5	0	2	2	2	2	3				
文学研究科 計	33	33	4	37	0	14	12	16	16	2				
教育学専攻 (修士課程)	5	5	5	10	0	3	2	3	3	2				
教育学研究科 計	5	5	5	10	0	3	2	3	3	8				
合 計	38	38	9	47	0	17	14	19	19	10				

専攻科、その他の組織	専任教員数						設置基準上必要専任教員数 （うち教授数）	専任教員1人当たりの在籍学生数 (表○(B)/計(A))	兼任教員数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計(A)	助手				
	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)					
神道学専攻科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※注記4
神道学専攻科 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
(その他の組織)										9
研究開発推進センター	2	0	1	0	0	2	0	5	1	RAI名
教育開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
館史編纂室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の組織 計	2	0	1	0	0	2	0	5	0	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。

2 「大学の教員等の任期にに関する法律」に基づく任期制専任教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任教員（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入することもしくは、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示してください。また、専任教員以外の特任者等についても、専任教員数」欄に含めて記入してください。

3 本表内では1人の専任教員を複数の学部間、大学院研究科の同一の課程（例えば修士課程間）に重複記入しないでください。ただし、大学院研究科では、1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることができます。

4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設短期大学からの兼務者も含む）を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください（重複可）。大学の状況によっては、学部ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。

5 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、「備考」欄にその各種の名称と人数を記入してください。

6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）、専門職大学院については「専門職大学院に關し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には備考欄にその旨を記述してください。

7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務にも從事している助教数をすべて記入してください。（例：学部の助手であっても大学院研究科においても從事している場合、大学院研究科の助教数にも含めてください。）

<学部・学科等について>

8 教養教育科目、外国语科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

9 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。（例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によつて行われている場合など）

10 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。

11 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

<大学院研究科について>

12 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行
い得る教員を指します。

<専門職大学院について>

13 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。

14 専任教員の内訳については、次の定義・名称によつて作表してください。

- ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であつて、下記②～④以外の者
- ②「兼任（兼担）教員」：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であつて、他学部・他研究科または当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の専任教員である者。ただし、博士課程の専任教員は除く。
- ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であつて、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
- ④「みなし専任教員」：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であつても、専任教員とみなされる者。

注記

1. 教員数からは学長を除いた。

2. 現代日本社会学部は、社会福祉学部を改組し平成22年4月1日設置。平成25年度完成。

3. 兼任教員数は、学部においては、その者の主たる所属学部にてカウントした。
なお、学部と大学院・専攻科を併せて担当している場合は、それぞれで1名とカウントした。

また、兼任教員は、「特別招聘教員」を含む。

4. 専攻科の専任教員は、学部専任教員の兼担のみである。

5. 備考のTA・RAは、当該者が実際に担当する学部・研究科・研究所等に記載した。

[様式]

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 2009年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
14	基準項目 指摘事項	図書・電子媒体等 伊勢キャンパス、名張キャンパスの両図書館において、閉館時間がそれぞれ 19 時、19 時 50 分となっており、特に最終授業終了後の大学院学生の勉学上の利便に照らすと図書館利用環境は十分とはいえず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	両キャンパスの図書館とも、閉館時間が早く、特に、最終授業が終了後に大学院学生が利用できない。また、学部学生からも試験期間前や試験期間中の開館時間の延長要望がある。
	評価後の改善状況	平成 22 年度を以って廃止した名張キャンパスは対象外とする。 ①開館時間の延長を意味あるものとするため、平成 26 年度からのラーニングコモンズの開設を中心とする、学習支援環境の整備につき学内の理解と協力が得られた。 ②附属図書館機能の活性化と、開館時間延長のための有用な職員を獲得することができた。 ③ラーニングコモンズの開設と同時に、20 時までの開館（現行 19 時まで）実現のための問題点を洗い出し、アクションプランを検討している。 ④図書館改革に関する提言により、平成 24 年度 4 月より、卒業論文（卒業研究）提出締切 2 週間前から、提出期限前日までの間を 20 時閉館として、当面の時間延長を実現した。（附属図書館利用規則第 5 条 3 項の定めるところにより、館長決裁で開館時間を延長した。） ⑤平成 24 年度 4 月より、通常講義期間外であっても土曜日は 16 時 30 分まで開館し、それまでの 12 時 30 分閉館から 4 時間の時間延長を実現した。 ⑥平成 24 年度 4 月より、開館時間を早め 1 講時目開始前の図書館利用を可能にした。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	・附属図書館改革に関する提言（答申） ・図書館ラーニング・コモンズ：自律的学習支援の中核施設 ・平成 24 年度 閉館時刻一覧

<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

平成 23 年 12 月 16 日

教学運営会議

委員長 清水 潔 様

附属図書館の在り方検討委員会

委員長 高倉一紀

附属図書館改革に関する提言（答申）

1、委員会

委員

高倉一紀附属図書館長（委員長）、松本丘、岡野裕行、岡野友彦、児玉玲子、中條敦仁、筒井琢磨、西谷豊、吉崎久

（事務担当）西村哲哉

開催日時

- 第1回 平成 23 年 6 月 8 日（水）16 時 20 分～17 時 20 分
- 第2回 平成 23 年 7 月 13 日（水）16 時 25 分～17 時 30 分
- 第3回 平成 23 年 8 月 3 日（水）13 時 30 分～14 時 30 分
- 第4回 平成 23 年 10 月 30 日（日）13 時 30 分～15 時 00 分
- 第5回 平成 23 年 11 月 16 日（水）13 時 00 分～14 時 30 分
- 第6回 平成 23 年 11 月 30 日（水）13 時 00 分～13 時 40 分

2、附属図書館関連諸課題及び提言

視座と枠組み

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革について」（平成 10 年）を契機に本格化した大学教育改革の動きは、今や大きな潮流となって日本の大学全体を巻き込むに至った。既に本学としてもこれを安閑と見過ごし得る状況にはなく、然るべき早急な対応が求められている。附属図書館改革もかかる大学教育改革の一環として位置づけ、その本旨と真摯に向き合うものでなければならない。とはいっても、情況に飲み込まれ、ただこれへの形式的な追随に終始するだけのものとなつては、かえって将来が危ぶまれることにもなりかねない。「競争的環境の中で個性輝く大学」（前掲大学審議会答申）として本学が、その

存在感を維持し続けるためにも、大学における教育・研究の拠点的施設としての附属図書館の見直しと、改革に向けての確かな取り組みこそが求められる。従って、本委員会では、根本的に大学図書館としての本学附属図書館の問題点を洗い出し、その上に大学教育改革の趣旨を盛り込んだ堅実な改革案の提言を目指したい。その基本方針として、先ずは以下の 6 点を掲げる。

- a. 大学の教育・研究を支える拠点的施設である大学図書館の原点に立ち返り、本学附属図書館の現状を分析の上、その大学図書館としてのあるべき姿を提言する。
- b. アクティブ・ラーニングの推進等、大学教育改革の本旨を教育開発の有効なメントとして主体的に受け入れ、あくまでも本学にふさわしい附属図書館の改革案を提言する。
- c. 文科省関連政策文書・「大学設置基準」・「平成 20 年度皇學館大学自己点検報告書」等を検討し、提言に反映させる。
- d. 利用者アンケートの実施・検討ないし既実施アンケートを検討し、提言に反映させる。
- e. 提言は、3 年以内に具体的な成果を必要とする短期的な課題のみを取り上げ、その全てに優先順位を示す。
- f. 提言にあたっては、先ず大学図書館の基本的 3 機能（教育支援機能・研究支援機能・社会的機能）を検討の上、「I. 教育・研究支援機能」「II. 社会的機能」に整理し、これに 3 機能が融合する総合的な領域「III. その他」を追加して、本文を 3 部構成（I－III）の提言とする。

* 基本方針 e に述べた優先順位については、本文 I－III の項目に①－⑤の序数記号をして、最も優先度の高いものを①とし以下②－⑤の順とした。

I. 教育・研究支援機能

① ラーニング・コモンズの開設とサブジェクト・ライブラリアンの任用

大学教育改革の流れの中で、俄に注目を集めに至ったラーニング・コモンズではあるが、冷静に考えるとその機能は、既存の大学図書館の教育支援に求められるものと本質的に変わることろはない。これまで図書館サービスの枠内とはいえ、自由で主体的な学習空間としてのグループ閲覧室の積極的展開により、優れた教育的効果をあげたとする事例は多数報告されている。但し、近時ことに強調される点は、授業のアクティブ・ラーニング化に伴う基盤施設としての自立的学習空間であり、またアクティブ・ラーニングの進展を促進する学習空間としての機能である。そこでは、事前学習としての情報収集やプレゼン資料の作成は勿論、討論やディベートの準備（リハーサル）までを含む教育プログラムとの連動が重視されることになる。

現在、本学でも教育開発センターを中心に推進されている教育改革、取り分けアクティブ・ラーニングへの取り組みは、ラーニング・コモンズの開設を前提としない限り実のあるものとはなり得ないだろう。そこで、先ず当該学習空間の3つの構成要素をあげると、施設・資料（デジタル・コンテンツを含む）・人である。この3要素の何れを欠いても、それが本来の機能を發揮することは望めない。それどころか、意味のないハコモノとして早晚廃止が取り沙汰されるか、無用の長物となり果てるであろうことは容易に推測される。これを開設する以上、失敗は許されず、本学の現状を踏まえた上での、しっかりとしたコンセプトを打ち出すこそが喫緊の課題であろう。

先の3要素については、普通〈どこに、どのような形で〉という「施設」の問題が先ず着想されるところであろうが、これを他の2要素と切り離して構想しても意味がない。施設面で最初に考えるべきは、集中型とするか、分散型とするかというシステムの問題である。例えば名古屋大学の例に見られるような、中央図書館に相当規模の当該施設を置く集中型と、三重大学のように比較的小規模なラーニング・コモンズを複数開設する分散型との2つのパターンが考えられる。

そこで、本学の現状に照らすと、ラーニング・コモンズの開設にあたって、その最もふさわしい場所が図書館内であることを先ずは明確にしておきたい。それは、以下の理由による。

- 1) 参考図書、デジタル・コンテンツをはじめ、学内では最も潤沢な学習資料・情報が準備されている。
- 2) スペシャリストとしての司書による、適切で高度な参考調査や、情報検索サービスその他のサポートが受けられる施設、それこそが大学図書館である。
- 3) 想定できる他の学内学習施設と比較して、最も長時間の利用が可能となる。
→図書館の閉館を、当面20:10まで延長することを別節にて提言。
- 4) 比較的小規模とはいえ、複数施設の開設と維持は経費負担の増大を招く。

なお、上記の理由の他にも、大学の規模、キャンパスの広さからして、本学の場合は図書館内へのラーニング・コモンズ開設の合理性は揺るがない。しかしながら、学生にとってより身近なものとなり得る分散型の魅力には、やはり捨てがたいものがあることも事実である。そこでこの点は、各学科・学部研究室の学習空間としての再評価と、意識的なラーニング・コモンズ化の推進を提案したい。即ち、図書館内当該施設を核として、既存の各学科・学部研究室（衛星ラーニング・コモンズ）が一体となった学習空間の創生が、皇學館モデルのシステムとして考えられるべきではないか。

2番目の「資料」については、先ず図書館資料を大学の教育・研究を支える枢要の情報資源として、明確に位置づけられることが必要であろう。それがラーニング・コモンズにおける主体的学習の推進力となる。但し、この件については別節（資料費の妥当性）において触れることとして、ここでは以上の指摘に留める。

最後に、ラーニング・コモンズを機能させる「人」の問題を取り上げたい。当該施

設を、生き生きとした魅力ある学習空間として機能させるためには、どうしても「人」の問題を避けて通れない。これまで主に「施設」について見てきたが、適切な人材の手当はこれに勝るとも劣らず重要である。核となるラーニング・コモンズには、ふさわしい専門的知識とスキルを持った人材の配置が必要不可欠の条件となる。これを安直にTAの配置でカバーしようとする意見も予想されるが、ここはもう少し慎重に、他の選択肢も考慮に入れるべきではないか。前述のように、中核的なラーニング・コモンズが図書館内に開設されるとすれば、そこは言うまでもなく司書（図書館専門的職員）のいる空間のはずである。あえてTAの配置が必要であろうか。TAには、専門職としての養成課程があるわけでもなければ、勿論そのようなライセンスがあるわけでもない。院生等の実践的な能力の開発や、経済的支援としてそれは確かに有効ではある。しかし、ラーニング・コモンズに配置される専門的職員としては司書、殊に昨今の大学教育改革の流れの中で再び注目されるようになった、サブジェクト・ライブラリアン(subject librarian)こそ最もふさわしい存在といえるのではないか。サブジェクト・ライブラリアンは、主題分野における大学院修士課程修了相当以上の専門知識を有すると共に、その知識を指導ではなくサービス（支援・案内）という形で学生に手渡し、学生と資料（情報）を結ぶ図書館情報学のスキルを持つ。

もっとも本学の場合は、未だ図書館専任職員の制度が出来上がっていない。「大学設置基準」（第38条第3項）に「図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする」とあるように、大学図書館における専任職員の配置は、大学設置の最低基準に他ならない。こうした基本的な環境整備を蔑ろにしては、附属図書館改革もラーニング・コモンズも、さらには大学教育改革そのものさえ砂上の楼閣となろう。その意味でも、サブジェクト・ライブラリアンを含む図書館職員問題への取り組みは、本学ラーニング・コモンズの開設にあたっても喫緊の課題となろう。

さて、「大学設置基準」に「専門的職員その他の専任の職員」とある人材のうち、現今の大学教育改革の動向を勘案すると、サブジェクト・ライブラリアンをこの「専門的職員」として配置することが望ましい。また、他にも複数の司書資格を有する事務職員を配置して、図書館コア業務をこれらの正規職員（サブジェクト・ライブラリアン、司書〈事務職員〉）が担い、その他のノンコア業務を臨時職員・派遣職員・アルバイト等が処理するといった分掌が考えられる。現在図書館の構成員は、館長を除くと、3名の正規事務職員と3名の派遣職員、1名の臨時職員より構成され、大学院生等のアルバイトがその欠を補う体制となっている。これを順次、以下のように改革すべきものと考える。

サブジェクト・ライブラリアン 2名

司書資格を有する事務職員 2名（事務長を含む）

臨時職員・派遣職員 3名

アルバイト 諸事情を勘案の上、図書館において定数を決定
このうちサブジェクト・ライブラリアンは、本学の場合、司書資格と大学院修士課程修了相当以上の専門知識を持つ者で、具体的には次のような人材が望ましい。

A 神道・国文・国史等人文系の専門知識と、くずし字解読の力を持つ者。

B 社会科学系（教育学を含む）の専門知識と、英語に精通している者。

最終的には、こうした2名の専門的職員の配置が必要であるが、本学の「建学の精神」に照らすなら、先ずはAの能力を有する人材の登用から始めるべきではないか。

司書資格を有する事務職員は、サブジェクト・ライブラリアンが1名の間は3名、それが2名となった時には、当該事務職員も2名となり、図書館コア業務担当者のシフトが完成する。なお、この職種は事務系職員として様々な部署の経験を積むこととなるが、一方で、司書としての専門知識の蓄積という視点から人事異動には十分な配慮も望みたい。

図書館の開館時間との関係では、その時間延長の程度によって更なる人的な手当が必要となる場合も生じる。その際には当該事務職員と臨時職員・派遣職員につき追加が検討されねばならないだろう。

② 閉館時間の妥当性（「平成20年度自己点検・評価」への大学基準協会指摘事項）

平成20年度の本学「自己点検・評価報告書」に対する大学基準協会の提言には、次のような指摘があった。

伊勢キャンパス、名張キャンパスの両図書館において、閉館時間がそれぞれ19時、19時50分となっており、特に最終授業終了後の大学院学生の勉学上の利便に照らすと図書館利用環境は十分とはいはず、改善が望まれる。

深夜にまで及ぶ開館時間の延長は、現今大学図書館の趨勢であり、本学においても大学院の最終授業終了時刻が21時10分であることを考慮すると、19時の閉館は改善すべきであろう。

とはいえ、「指摘事項」は本学特有の事情や、地方大学の状況にどの程度の目配りがなされているのか若干の疑問が残る。つまり、都心部に立地する大学や、一部外国の大学と本学では交通アクセスの面から大きく条件が異なる。本学は、基本的に自動車通学を禁止しており、学生の通学手段はJR・近鉄・三交バス等の公共交通機関に頼らざるを得ない。また、徒歩や自転車で帰宅する女子学生については安全上の配慮も欠かせない。開館時間の延長は、時間の問題のみに終始するほど単純ではなく、こうした周辺事情もしっかりと考慮に入れる必要がある。

さらにもう1点、見過ごされてはならない本質的な問題がある。図書館（ラーニング・コモンズを含む）を開館するということは、それを機能させるということでなければ意味がない。かつて、光熱費等の無駄が指摘され、開館時間の短縮に至ったという経緯もあり、同じ轍を踏むことがあってはならない。

図書館は開けておけば人が来るというような施設ではなく、その本来の機能を發揮するためには、資料と利用者（学生）を結びつけ、レファレンスやアドバイスに対応できる人材を張り付けることが不可欠となる。こうした点を充足して、はじめて図書館は魅力ある学習空間となる。とするなら、2人のサブジェクト・ライブラリアンと、2人の司書資格を有する事務職員でどのような対応が可能であろうか。仮に22時或いは0時までの開館となると、抜本的に図書館の職員体制を考え直さなければならないだろう。

如上の条件を前提に、近鉄大阪方面快速急行最終の発車時刻20時40分、近鉄名古屋方面急行最終の発車時刻21時24分、何れも宇治山田駅発を考慮すると、現在のところ図書館閉館は20時10分か21時とするのが最も妥当であろうと考えられる。但し、この場合も、延長にともなう職員の勤務態勢（必要職員数の確保を含む）の整備が必要となってくる。従って、当面は20時10分までの延長とし、職員体制を整えた上で、最終的には21時閉館へと移行すべきであろう。

技術的な面からは「学生は19時00分以降学内に居残ってはならない」とする学生細則第11条の改定と、警備員による巡回態勢の見直し等が必要となる。また、この時間になると既に大学からの宇治山田・伊勢市駅方面の三交バスは終了（19時19分最終）している。従って、女子学生等の安全上の問題を考慮すると、20時15分と21時5分の2回（20時10分閉館の場合は1回）、伊勢市駅・宇治山田駅（五十鈴川駅を含むことも考えられる）へのスクールバス運行が実施されるべきではないか。

図書館の開館時間の問題は、更に講義実施期間中の土日・祝日、長期休業中の対応等へと発展するものであろうが、これはあまりに問題が多すぎるため今回の検討対象とはしなかった。中長期的課題としたい。

II. 社会的機能

① 三重県立図書館との連携

現在、三重県立図書館情報ネットワーク（MILAI:Mie Library Advanced Information Network System）には、県下の公共図書館43館と大学図書館1館（三重大学）が加盟している。地域開放と本学附属図書館のPRのためにも、MILAIへの加盟が求められる。

ただしその場合、図書館所蔵の卒業論文のデータのほか、各種学内データの公開の可否についての検討が必要となる。また、各学科研究室や附置研究所の蔵書の取り扱い、公開しない蔵書データの処理などについても併せて検討されなければならない。こうした課題を早急に解決して、早期にMILAIへ参加することを提言したい。

② 公共図書館との連携

公共図書館との連携としては、名古屋大学の呼びかけで「東海地区図書館協議会」

が結成されている。国公私立大学図書館と公共図書館との連携を目指すもので、現在90機関が参加している。その内訳は、愛知県の大学図書館19館と公共図書館57館、岐阜県の大学図書館1館と公共図書館3館、三重県の大学図書館2館と公共図書館5館、静岡県の大学図書館2館と公共図書館1館となっている。

本学の附属図書館は現時点ではまだ加盟していないため、会則・資料相互利用に関する協定など、加盟申請に向けての検討を早期に行い、東海地区の大学図書館や公共図書館との連携を図ることが求められる。

③ 地域開放

近年「地域貢献」は、大学のキーワードの1つとなっている。本学図書館としても、地域社会への情報提供を通して、生涯学習社会への貢献、地域文化の振興を真剣に検討すべき時が来たといえよう。国公立大学においては、地域センター図書館の役割を自ら積極的に担おうとする例もあるが、本学附属図書館の現状は、自治体の運営する公共図書館との役割分担を明確にした上での地域貢献こそが現実的と考える。それはまた、「個性輝く大学」として確固たる存在感を示し、地域社会における支持と信頼を勝ち取るためにも重要な要素となる。現在のところ、こうした地域社会との連携・共存の姿勢は、かつての名張学舎には積極的なものが見えたとはいえ、伊勢学舎ではあまり高い関心が示されることとなかった。本学が神宮と特別の関係にある大学ということは勿論のこととして、その一方で、伊勢の或いは三重の大学であることも忘れられてはならないのだろう。

さて、附属図書館の地域貢献となると、先ず地域社会への情報提供としての地域開放があげられる。その際、本学附属図書館の蔵書構成を勘考するなら、現時点における開放対象としては、人文・教育関係の資料が最も高い貢献が期待できるのではないか。また、利用者としても県内の学校教育関係者、司書・学芸員等の社会教育関係者と神職、郷土の文化や歴史に関心を持つ伊勢市民・三重県民を主な対象とすべきであろう（限定するわけではない）。神職は勿論、県内学校関係者等の多くは、本学が地域社会へと輩出した人材でもあり、こうした館友の活躍はそのまま本学の評価にも繋がるはずである。

具体的には、資料の閲覧・貸出と稀観書等のデジタルアーカイブの推進があげられる。何れにしても、地域開放によって学内利用が阻害されるものであってはならず、先ずは開放資料或いは非開放資料についての線引きを行い、できるだけ早い地域開放の実施が望まれる。

④ MLA連携および情報処理センターとの連携

昨今の図書館界の動向のひとつに、MLA連携と呼ばれる活動がある。これは博物館(Museum)、図書館(Library)、文書館(Archives)の頭文字を取ったもので、それ

ら3形態の施設が連携し、協同できる取り組みを探るものである。

現在のところ、MLA連携の取り組みは、特にインターネット上のデジタルデータ活用の場面で活用が図られている。三重県の取り組みとしても、県内の博物館・図書館の所有する貴重な文化情報資源の活用を目的として、デジタル画像のデータベースシステムの準備が進められている。大学図書館をめぐるこうした動向を考慮すると、早晚本学においても所蔵資料の公開の社会的要請が強まる事になるだろう。

近年は、MLA連携をさらに発展的に捉えていくうとするMALUI連携（マルイ連携）という概念も提唱されている。これまで視野に入れられていた博物館(M)、文書館(A)、図書館(L)に加え、大学(University)、産業(Industry)を含めた概念である。県の意向として文化情報資源の公開を進めている状況がある以上、本学としても大学(U)の立場からそのような方向性を探ることも社会的な責務となる。

具体的にMLA連携を実現するには、データベースの活用が前提となる以上、コンピュータやネットワークの活用を図らなければならない。そのため、本学の情報処理センターとの密接な連携が必要になってくる。また、三重県内はもとより、近隣の市町のMLA関連施設との関連性を見出し、外部との連携を図るために、調査担当や窓口担当を設置するなど、学内体制を先に整えていくことが求められる。

III. その他

① 本学の特色を活かした戦略的な稀観資料の収集と活用

電子ジャーナルの導入、レファレンス系図書の電子化、さらにはeラーニングの普及等により、現代の大学図書館は急速な電子図書館化が進展する。かかる状況下で、本学附属図書館においても、電子情報資料や、ネットワークにより配信されるデジタル・コンテンツの充実が促進されなければならないことはいうまでもない。

その一方で、大学図書館を取り巻く環境が如何に変化しようとも、本学の本学たる所以ともいべき建学の精神が附属図書館経営の指針であり、また資料収集の大方针であり続けることに変わりはない。即ち建学の精神に根差す、我が国の歴史や伝統文化の研究・教育・運用実践が本学の使命である以上、図書館情報資源としての古典籍・古記録・古文書類等の収集と、その利用環境の整備は附属図書館枢要の責務ともいえるはずである。同時に、かかる資料の蓄積は本学附属図書館の個性として輝き、引いては我が国の伝統文化や古典的教養を極める皇學館大学のイメージアップ、他大学との差別化をもたらすこととなる。大学としての本学の原点に立ち返り、その特色を活かした戦略的な図書館活動の精力的な推進を附属図書館に要請したい。

尤も、こうした稀観資料類は、何時でも容易に収集できるというものではなく、継続的且つ計画的な収集の努力が必要となる。現在、平成20年度より来年度までの臨時の措置として、稀観資料等購入のための「神道資料費」(平成21年度支出額8,019,000

円)が予算化されているが、これを5,000,000円程度に削減しても、上記の目的を達成するための稀観資料購入費を特別枠として、再来年度以降も確保すべきものと考える。

収集のみならず、発信もまた重要である。今後、大学間は勿論、図書館間における競争的環境も一層強まることであろう。従って、本学の個性を活かした情報発信として、収集した稀観資料のデジタル化と、そのウェブサイトにおける発信機能（デジタルアーカイブ）の強化が同時に推進されなければならない。本学附属図書館の場合、こうした内容の積極的な情報戦略こそが、図書館のみならず大学の社会的評価に繋がり、学生募集にも好ましい影響を及ぼすものと期待できる。

② リポジトリの立ち上げに向けて

平成17年に始まった国立情報学研究所の「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」以来、大学の教育研究活動の成果である学術情報の収集、組織化、保存及び発信のための仕組みとして機関リポジトリが注目されている。これは、大学における研究成果をデジタル・コンテンツとして配信するもので、既に140校を越える大学が機関リポジトリを構築している。本学も早晚こうした研究成果の発信は避けて通れないものとなろう。とはいえ、機関リポジトリの構築には、情報機器の整備、ネットワーク機器の管理、メンテナンスその他、種々の経費負担がかかるという現実がある。

一方、各大学のリポジトリを継続的に運営するために、国立情報学研究所は新たに共用リポジトリ構築（平成24年4月運用開始をめざす）の構想を打ち出した。同研究所の説明の限り、その構築及び運用面におけるデメリットは特に見当たらない。むしろ、コスト軽減、早期着手のメリットを勘案すると、共用リポジトリによる運用が現実的であり、ネットワーク（サーバ等）の管理を国立情報学研究所が行うなど、業務面でもメリットは大きい。

本学としては、先ず学内に研究成果のデジタル発信の有効性と必要性の周知を図り、図書館・研究委員会・人文学会等が推進母体となって、リポジトリ構築に向けての具体的な活動を展開すべきであろう。

③ 資料費の妥当性

本学の図書館資料費を、在籍学生数が同規模の四年制大学と比較する時、残念ながら平均以下で見劣りがする。日本図書館協会の「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査」（平成21年度実績）によると、全国の学生数2,000人以上3,000人以下の私立大学（文系）の平均図書館資料費は、47,822,000円。これに対して本学は39,879,000円（一元化図書費を含む）で、7,943,000円（約13%）平均より少なくなる。また、本学における純粋な図書館資料費といえる「図書館図書費」（36,829,000円）だけで計算すると約23%平均より少ない（付属資料参照）。東海・関西圏の同規模私立大学

で、本学より資料費の少ない大学は岐阜聖徳学園大学の1校のみとなる。以上の比較は、学生数同規模大学の学納金の多寡を視野に入れたとしても、この結果に特段の変化はみられない。従って、向後「一元化図書費」を含めた上であっても、せめて学生数同規模大学の平均額にまで、本学図書館資料費を引き上げる努力が精力的になされるべきであろう。

④ 図書館運営委員会の発足と図書委員会の位置づけ

附属図書館は、既に指摘したように大学教育をめぐる状況の変化に伴い、ハイブリッド・ライブラリーへの進化、ラーニング・コモンズの設置や、附置研究所・神道博物館との連携その他、新たな要求に対応できる機能が求められるようになってきた。また、図書の収納冊数も既に限界に近く、新図書館建設プランの策定も現実問題として、本格的な議論の俎上に載せるべき時である。こうした大学全体と関わる課題を検討し、適切に対応するには、大学の将来構想や、財政などを含む大局的な見地から図書館運営を協議する図書館運営委員会（仮称）の常設が必要ではないか。各学部・学科及び附置機関と図書館のパイプ役を果たす現在の図書委員会の役割は残しつつも、その上部組織として、大局的な視点から図書館問題を協議する場としての図書館運営委員会の設置を提言したい。

⑤ 大学ウェブサイトにおける図書館コンテンツ

ウェブサイトは、大学の顔として利用者や受験生に親しまれ、大学のアピールに役立てられている。図書館ウェブサイトの利用頻度は多いにもかかわらず、本学の場合は、図書館のウェブサイトにどこから入ればよいのか非常にわかりづらい状況にあり、充分にその役割を果たしているとは言い難い。また、ウェブサイトには学術情報の発信の役割もあり、本学所蔵資料のデジタルアーカイブや、今後更に増加が見込まれる電子ジャーナルの管理・対応も出来る様、その仕組みについて情報処理センターと連携をしながら再検討が必要であろう。

おわりに

以上、本学附属図書館の現状を洗い出し、その上に大学教育改革の趣旨を踏まえた改革案を提示した。これを総括すると、本学附属図書館は大学図書館としての根幹に属す部分がまだ脆弱なところに最大の問題がある。その使命や機能、或いは学内における位置づけ（人事、予算を含む）等、基本的な要素さえしっかりととした基盤が確立しているとはいひ難い。畢竟、本提言もこうした部分と関わる緊急課題を多く取り上げるものとなった。今後は、先ず如上の課題にしっかりと向き合う一方で、中長期的な視野に立った本格的グランドデザインの策定が求められるのではないか。

図書館ラーニング・コモンズ：自律的学習支援の中核施設

ラーニング・コモンズとは

学生の自律的学習を支援し、知識の創造を促す図書館の新しい学習空間として、現在多くの大学図書館がその整備（改造・改築）に取り組む。そこはグループでのディスカッションや、学生同士の教え合いなど、図書館の中でありながら会話しながらの学習が可能な場所となる。グループラーニングエリアには、移動可能な机が用意され、人数や目的に合ったレイアウトでの学習を可能にする。また、デジタル・コンテンツや電子ジャーナルを含む学習用の潤沢な資料が準備され、図書や逐次刊行物等の印刷・紙媒体資料と電子・ネットワーク系資料のシームレスな利用を促進する。併せて情報検索、レポート・論文執筆、プレゼン用レジュメ作成のアドバイス等、図書館職員によるサポートや、情報サービスの提供も受けられる“知的コミュニケーション空間”である。さらに、プレゼンテーションエリアでは、ホワイトボードやスクリーン、プロジェクタ等が用意されて、演習の発表その他のリハーサルは勿論、学生同士の意見発表や討論の場となる。

大学教育が一斉授業で知識を伝達する講義から、学生の自主的な学習を促すアクティブ・ラーニングへとその主軸をシフトしようとする今日、本学附属図書館もこれに即応し、これを支える拠点的施設へと変わらなければならない。

目的・趣旨

図書館ラーニング・コモンズの整備は、大学教育における基盤的施設としての附属図書館の現代化・活性化のために、回避できない喫緊の課題である。

知識の教授（ティーチング）から主体的学習（ラーニング）へと、大学教育そのものが変わろうとする中で、蓄積された情報資源と人材をフルに活用して、図書館を本学における総合的・中核的なアクティブラーニング支援施設として機能させる。また、学生が集まる自由で、自立的な“知的コミュニケーション空間”を創造し、附属図書館における学習・教育支援の新しいあり方を追求する。

施設内容

図書館の1階・2階の一部を改造して、開放的な空間とする。ここに無線LANを備え、書架の並ぶ隣接した区画の図書資料と、デジタル資料を統合的に活用できる学習環境を作り出す。また、全体を大きくグループラーニング及びライティングエリアとプレゼンテーションエリアに分ける。グループワークや学び合いの場となる前者には、利用者が自由に

レイアウトできる可動式の机や椅子、壁面ホワイトボード、P C、参考図書（印刷媒体・電子媒体共）、利用率の高い基本文献等を備える。さらに、サポートデスクを置き、常時図書館職員等によるレファレンス・情報検索・利用指導等のサービス、また、レポートや論文作成等のライティングサポート、英語・くずし字の読解その他の学習サポートを受けることができるようとする。

後者は、グループラーニング及びライティングエリアでインプットしたものを、アウトプットする空間。P C、プロジェクト、スクリーン、ホワイトボード、U P I C（電子黒板）等を使いやすく配置し、グループ討議や、プレゼンテーション、コモンズ・セミナー等が行われるアクティブなスペースとなる。また、教科と関連した模擬授業やブックトーク、ビブリオバトルのレッスン及び実演・実施会場としても適切な施設として期待できる。

なお、ラーニング・コモンズの開設と同時に附属図書館の閉館時間を現在の19:00から、20:00に変更し、学部・学科研究室やスチューデンツ・コモンズの閉室後も継続的な学習の可能な場を提供する。これまでも、開館時間の延長は度々議論の俎上に載ったが、それはこうした施設や機能の充実と結びついてはじめて意味のあるものとなる。

期待される教育効果

- ・大学教育改革の充実、アクティブ・ラーニングの実質化と定着。
- ・学生自身による自律的学習の促進。
- ・学生の知的コミュニケーション能力・プレゼン能力の涵養。
- ・現代の大学図書館に要求される核心的サービスの始動。
- ・図書館利用者、資料貸出冊数、I L L利用、デジタル・ネットワーク系資料利用の増加。
 - * 他大学の成果から、本学附属図書館においても3年以内に、利用者については20%、貸出冊数については10%以上の増加を達成目標とする。
 - * 学生の満足度については、毎年P D C Aサイクルによる積極的な目標設定を行う。

（附属図書館長 高倉一紀）

平成24年度 閉館時刻一覧

4月		閉館	5月	閉館	6月	閉館	7月	閉館	8月	閉館	9月	閉館	10月	閉館	11月	閉館	12月	閉館	1月	閉館	2月	閉館	3月	閉館		
1	日	休館	1	火	19:00	1	金	19:00	1	日	休館	1	土	19:00	1	木	19:00	1	土	17:00	1	火	休館	1	金	19:00
2	月	16:30	2	水	19:00	2	土	17:00	2	月	19:00	2	木	19:00	2	金	19:00	2	日	13:00	2	火	休館	2	土	17:00
3	火	休館※1)	3	木	休館	3	日	休館	3	金	16:30	3	月	16:30	3	水	19:00	3	土	休館	3	日	休館	3	日	休館
4	水	休館	4	金	休館	4	木	休館	4	月	19:00	4	火	16:30	4	木	19:00	4	日	休館	4	火	19:00	4	金	休館
5	木	16:30	5	土	休館	5	日	休館	5	木	19:00	5	水	16:30	5	金	19:00	5	月	休館	5	水	19:00	5	火	16:30
6	金	16:30	6	日	休館	6	水	休館	6	木	19:00	6	月	16:30	6	木	19:00	6	木	休館	6	水	19:00	6	水	16:30
7	土	16:30	7	月	19:00	7	木	休館	7	木	17:00	7	金	16:30	7	水	19:00	7	木	休館	7	木	19:00	7	木	16:30
8	日	休館	8	火	19:00	8	金	19:00	8	日	休館	8	水	16:30	8	木	19:00	8	土	17:00	8	火	19:00	8	金	16:30
9	月	16:30	9	水	休館	9	土	休館	9	木	19:00	9	木	16:30	9	木	19:00	9	日	休館	9	水	19:00	9	土	16:30
10	火	16:30	10	木	休館	10	日	休館	10	火	18:00	10	金	16:30	10	木	19:00	10	木	休館	10	木	19:00	10	日	休館
11	水	19:00	11	金	休館	11	月	休館	11	火	19:00	11	木	16:30	11	木	19:00	11	日	休館	11	木	19:00	11	月	休館
12	木	19:00	12	土	休館	12	木	休館	12	木	19:00	12	木	16:30	12	木	19:00	12	火	休館	12	木	19:00	12	火	16:30
13	金	19:00	13	日	休館	13	水	休館	13	金	19:00	13	木	16:30	13	木	19:00	13	木	休館	13	水	19:00	13	水	16:30
14	土	17:30	14	月	19:00	14	木	休館	14	土	17:00	14	火	休館	14	木	16:30	14	木	休館	14	木	19:00	14	木	16:30
15	日	休館	15	火	19:00	15	金	19:00	15	日	休館	15	水	休館	15	木	16:30	15	木	19:00	15	火	19:00	15	金	16:30
16	月	19:00	16	水	17:00	16	土	17:00	16	木	19:00	16	木	休館	16	木	19:00	16	日	休館	16	水	19:00	16	土	16:30
17	火	19:00	17	木	休館	17	日	休館	17	火	19:00	17	金	16:30	17	木	19:00	17	木	休館	17	火	19:00	17	日	休館
18	水	19:00	18	金	休館	18	木	休館	18	水	19:00	18	木	休館	18	木	19:00	18	火	休館	18	木	19:00	18	水	16:30
19	木	19:00	19	土	休館	19	木	休館	19	木	19:00	19	木	休館	19	木	19:00	19	木	休館	19	木	19:00	19	火	16:30
20	金	19:00	20	日	休館	20	水	休館	20	木	19:00	20	木	休館	20	木	19:00	20	木	休館	20	水	19:00	20	木	16:30
21	土	17:00	21	月	19:00	21	木	休館	21	火	17:00	21	金	休館	21	木	19:00	21	木	休館	21	木	19:00	21	木	16:30
22	日	休館	22	火	19:00	22	金	19:00	22	日	休館	22	水	休館	22	木	19:00	22	火	休館	22	金	19:00	22	木	16:30
23	月	19:00	23	水	19:00	23	木	休館	23	木	19:00	23	木	休館	23	木	19:00	23	火	休館	23	水	19:00	23	土	16:30
24	火	19:00	24	木	休館	24	日	休館	24	火	19:00	24	金	16:30	24	木	19:00	24	土	17:00	24	火	休館	24	日	休館
25	水	13:00	25	金	休館	25	月	休館	25	水	15:00	25	木	休館	25	木	19:00	25	火	休館	25	月	13:00	25	木	休館
26	木	19:00	26	土	休館	26	火	休館	26	木	19:00	26	木	休館	26	木	19:00	26	水	休館	26	火	16:30	26	水	16:30
27	金	19:00	27	日	休館	27	水	休館	27	木	19:00	27	木	休館	27	木	19:00	27	火	休館	27	水	19:00	27	木	16:30
28	土	17:00	28	月	19:00	28	火	休館	28	木	17:00	28	木	休館	28	木	19:00	28	木	休館	28	木	19:00	28	木	16:30
29	日	休館	29	火	19:00	29	金	19:00	29	日	休館	29	水	休館	29	木	17:00	29	木	休館	29	火	19:00	29	金	16:30
30	月	19:00	30	水	休館	30	木	休館	30	火	19:00	30	木	休館	30	木	19:00	30	金	休館	30	水	19:00	30	土	休館
31	木	19:00	31	火	19:00	31	金	19:00	31	木	16:30	31	木	休館	31	木	19:00	31	水	休館	31	木	19:00	31	日	休館

※1 暴風警報発令のため臨時休館

※2 暴風警報発令のため開館時刻変更

24年4月以降の変更事項

◆開館時間

① 平日・土曜日（全期間） 9:00→8:45に変更

② 土曜日（通常講義期間外） 12:30→16:30に変更

③ 第2水曜

13時以降休館から通常開館に変更

